

経済論集

第 4 号

論 文

| | |
|-------------------------------------|--------|
| 簡単な価値形態の一論点 価値物と価値体 | 佐藤 努 |
| ソ連占領地域における戦後賠償(1) デモンタージュと工業の再編 | 白川 欽哉 |
| 経営における戦略的意思決定と会計情報 | 吉田 勝廣 |
| 独立期のマレーシア・シンガポールにおける通貨制度 | 西尾 圭一郎 |
| 国際司法機関の増加から生じる問題の整理 平行的管轄権の類型 | 吉田 拓也 |
| 発展途上国における人体実験 国際基準の問題点とロールズの格差原理 | 稲積 重幸 |

2008年3月

ノースアジア大学
総合研究センター 経済研究所

目 次

論 文

| | |
|---|----------------|
| 簡単な価値形態の一論点 価値物と価値体 | 佐 藤 努 (1) |
| ソ連占領地域における戦後賠償 (1) デモンタージュと工業の再編 | 白 川 欽 哉 (19) |
| 経営における戦略的意思決定と会計情報 | 吉 田 勝 廣 (35) |
| 独立期のマレーシア・シンガポールにおける通貨制度 | 西 尾 圭一郎 (47) |
| 国際司法機関の増加から生じる問題の整理 平行的管轄権の類型 | 吉 田 拓 也 (59) |
| 発展途上国における人体実験 国際基準の問題点とロールズの格差原理 | 稻 積 重 幸 (65) |

簡単な価値形態の一論点 価値物と価値体

佐藤 努

はじめに

社会的分業と私的所有が行われている商品生産社会では、労働生産物は商品形態をとる。社会的分業の一環をになう生産者は、私的に所有する自らの労働生産物を、他の生産者が私的に所有する他種の労働生産物と交換せねばならない。このとき、労働生産物は他の労働生産物と交換可能であるという性質をそれ自身としてもっているかにみえる。しかし、いうまでもなく、労働生産物が他の労働生産物と交換可能であるという性質をそれ自身の性質としてもっているということはない。社会的分業が行われているにも拘わらず同時に私的所有が行われている社会では、労働生産物は私的所有者の間で交換されざるをえないという事情が、そのような外観を労働生産物 物に与えているにすぎない。

しかし、これは、単なる外観ではない。商品生産社会のなかでは、労働生産物は他の労働生産物と交換されねばならないのだから、そのかぎりでは、労働生産物は他の労働生産物との交換可能性をもっているといえるのである。労働生産物が他の労働生産物との交換可能性をもつのは、社会が商品生産社会であるからであって、労働生産物の他の労働生産物との交換可能性は、社会が商品生産社会であることの必然的な物的な表現であるといえる。

ある労働生産物をもつ他の労働生産物との交換可能性という性質は、物々交換が行われている場合には、他種の労働生産物とその労働生産物と交換可能であるということによって表現され、また、貨幣が存在し商品流通が行われている場合には、貨幣がその商品と交換可能であるということによって表現される。この労働生産物をもつ他の労働生産物との交換可能性の現象形態、すなわち商品の価値の現象形態の内的機構は、『資本論』によってすでに解明されている。しかし、『資本論』における解明には若干の不備があり、いくつかの論点をめぐって長い論争が行われてきている。たとえば、簡単な価値形態における価値物と価値体の規定に関わる論点、また、簡単な価値形態において、相対的価値形態にたつ商品は等価値形態にたつ商品を自らに等置するという論点、また、展開された価値形態から一般的価値形態への移行において、展開された価値形態が「逆関係」を用いて逆転されていることに関わる論点などがある。本稿では、もっぱら価値物と価値体の規定に関わる論点を検討する。

価値物と価値体については、商品の使用価値の姿がそのまま価値を表現するという規定はそれらのいずれに属すのかという問題、また、いずれか一方にその規定が属す場合、他方の理論内容はどうのようなものになるのかという問題がある。これらをめぐる論争を整理し、そのうえで本稿の観点から問題を設定し直す。そして、価値の次元と価値の実体の次元を明確に区別する観点から、その問題を解決する。これによって、これまでの論争も解決されることとなるであろう。まず、簡単な価値形態の内的機構を簡単に確認しよう。

第1節 簡単な価値形態

商品がもつ他の商品との交換可能性すなわち価値とその大きさの表現のもっとも簡単なものは、いうまでもなく、他の1種類の商品による価値表現である。たとえば、 x 量の商品Aの y 量の商品Bによる価値表現は、「 x 量の商品A = y 量の商品B または x 量の商品Aは y 量の商品Bに値する」というものである。

この価値表現は、 x 量の商品Aが、 y 量の商品Bを自分自身すなわち x 量の商品A自身に等置することによっておこなわれる。 x 量の商品Aが、 y 量の商品Bを x 量の商品A自身に等置することによって、「 x 量の商品Aは y 量の商品Bに値する」という価値表現がおこなわれる。このとき、 y 量の商品Bが x 量の商品Aに等置されるのは、 y 量の商品Bが x 量の商品Aと同等であるからであり、 y 量の商品Bが x 量の商品Aと同等であるのは x 量の商品Aと「交換されうるもの」としてのみである。そして、 y 量の商品Bが x 量の商品Aと交換可能なものであるならば、 x 量の商品Aもまた y 量の商品Bと交換可能なものでなければならないのだから、「 x 量の商品Aは y 量の商品Bに値する」という価値表現がおこなわれるのである。

x 量の商品Aの価値が y 量の商品Bによって表現されているとき、 y 量の商品Bは x 量の商品Aと直接に交換可能な状態・形態にあり、すなわち等価物の状態にあり、等価形態にある。また、 x 量の商品Aの価値は、 x 量の商品Aと交換可能なものとしての y 量の商品Bによって表現されており、 x 量の商品Aは相対的価値形態にある。このとき、 x 量の商品Aの価値は、 y 量の商品Bとして現れている。 x 量の商品Aの価値は、いうまでもなく、 x 量の商品A自身のなかに含まれているのであるが、しかしいまや、 y 量の商品Bとしても存在しているのである。

貨幣の本質あるいは第一機能をあきらかにするうえで重要な点は、 x 量の商品Aが x 量の商品A自身を y 量の商品Bに等置することによって、いいかえるならば、 x 量の商品A自身を y 量の商品Bと交換可能なものにするを x 量の商品A自身に対して直接におこなうことによって、「 x 量の商品A = y 量の商品B または x 量の商品Aは y 量の商品Bに値する」という価値表現がおこなわれるのではなくて、反対に、 y 量の商品Bを x 量の商品A自身に等置し、 x 量の商品A自身と交換可能なものにするによって、その価値表現が行われるということである¹⁾。

x 量の商品Aが、 y 量の商品Bを x 量の商品A自身に等置しそれと交換可能なものにすることによって、「 x 量の商品Aは y 量の商品Bに値する」という価値表現をおこなうとき、この価値表現の主体はいうまでもなく x 量の商品Aである。しかし、この価値表現関係ないし交換関係のなかで、この交換関係が成立するかどうかを決定するのは、反対に、 x 量の商品Aではなくて（それと交換可能な状態にある） y 量の商品Bであり、この意味において、この価値表現関係・交換関係のなかで主体として振る舞うことができるのは、 x 量の商品Aではなくて y 量の商品Bである。

ある商品、たとえば x 量の商品Aがその価値を表現するとき、その商品自身、この場合商品A自身の一定量を等価形態に置くことはできない。 x 量の商品Aが x 量の商品Aを自分自身に等置する、すなわち、「 x 量の商品A = x 量の商品A」とすることはできるのであるが、しかし、これは価値表現ではない。これが意味することは、 x 量の商品Aは特定種類の特定量の使用価値であるということである。したがって、この式の右辺にある x 量の商品Aは等価形態にあるのではない。

簡単な価値形態の考察においては、貨幣が存在しておらず物々交換がおこなわれていることを想定しているとすれば、 x 量の商品Aの y 量の商品Bによる価値表現は、 x 量の商品Aと y 量の商品Bとが実際に交換される場合を想定しているということもできる。この場合、この交換関係のなかでは、 x 量の商品Aの y 量の商品Bによる価値表現だけではなくて、反対に、 y 量の商品Bの x 量の商品Aによる価値表現もおこなわれている。しかし、この2つの価値表現はまったく別のも

のである。x量の商品Aとy量の商品Bとの交換という1つの交換のなかで、2つのまったく別の価値表現が行われているのである。

交換はいうまでもなく相互的なものであるのだから、x量の商品Aがy量の商品Bと交換されるならば、y量の商品Bもまたx量の商品Aと交換される。x量の商品Aがy量の商品Bと交換されるということは、y量の商品Bがx量の商品Aと交換されるということをいわばその中に含んでいる。そこでこのことから、「x量の商品Aはy量の商品Bに値する」という価値表現もまた、「y量の商品Bはx量の商品Aに値する」という反対の価値表現をそのなかにも含んでいるかにも見える。また、「x量の商品Aはy量の商品Bに値する」という価値表現のなかにおいて、相対的価値形態にたつx量の商品Aと等価形態にたつy量の商品Bを入れ替えることには何らの問題もないかにも見える。

しかし、価値表現においては、相対的価値形態にたつ商品が、等価形態にたつ商品を自らに等置することによって価値表現を行うのであって、このとき、相対的価値形態にたつ商品は価値表現における主体であるのにたいして、等価形態にたつ商品は単なる客体にしかすぎないのだから、「x量の商品A = y量の商品B」という価値表現のなかには「y量の商品B = x量の商品A」という逆の価値表現が含まれているとすることはできない。また、1つの価値表現のなかで、相対的価値形態にたつ商品と等価形態にたつ商品を入れ替えることはできない。この意味において、相対的価値形態と等価形態は「対立的」な関係にある。

x量の商品Aの価値がy量の商品Bを材料として表現されているとき、この価値表現はどのように行われているのかを、さらにくわしく見てみよう。

x量の商品Aがy量の商品Bを自らに等置して価値表現をおこなうとき、y量の商品Bがx量の商品Aに等置されるのは、y量の商品Bがx量の商品Aに同等のものであるからである。そして、y量の商品Bがx量の商品Aに同等のものであるのは、使用価値としてではなくて、価値としてである。したがって、この価値表現のなかで、y量の商品Bは価値として、すなわち他の商品と交換可能なものとして存在している。そして、さらにこのとき、この価値表現関係のなかで、x量の商品Aにとって価値すなわち他の商品と交換可能であるという性質はy量の商品Bとして存在している。

等価形態にたつ商品がもつことになるこの性質は、たとえば、一定量の鉄の重量を、天秤と分銅一定量の銅を用いて計測するとき銅がもつことになる性質に似ている。この計測関係のなかで、天秤を釣り合わせる一定量の鉄と一定量の銅は同等とされるのであるが、この場合、一定量の鉄と一定量の銅が同等であるのは、重量の側面においてである。一定量の鉄と一定量の銅は、他の側面においてはまったく異なるものであるのだが、重量の側面においては同等なものである。そして、この計測関係のなかでは、その重量が計測されるべき鉄にとって、一定量の銅はただ重量のみを代表している。さらに、この関係のなかでは、鉄にとって重量は一定量の銅の姿をとって現れている。

これと同様に、x量の商品Aの価値のy量の商品Bによる表現のなかでは、x量の商品Aにとって、他の商品との交換可能性すなわち価値はy量の商品Bの姿をとって存在しているのである。

x量の商品Aがy量の商品Bを自らに等置してその価値を表現しているとき、y量の商品Bを生産する労働もまたx量の商品Aを生産する労働に等置されている。商品Bを生産する労働が、商品Aを生産する労働に等置されるのは、商品Bを生産する労働が商品Aを生産する労働と同等であるからである。そして、商品Bを生産する労働が商品Aを生産する労働と同等であるのは、具体的有用労働としてではなくて抽象的人間労働としてである。したがって、この価値表現関係のなかでは、商品Aを生産する労働にとって、商品Bを生産する労働はもっぱら抽象的人間労働として現れる。

そしてさらに、商品Aにとって、抽象的人間労働は商品Bを生産する労働として現れるのである。そしてまた、このことによって、商品Bを生産する労働は、商品Aを生産する労働との「同等性の形態をもつ」のであり、したがってまた、「私的労働でありながら、しかもなお直接に社会的な形態にある労働」であることとなり、「それだからこそ、この労働は、他の商品と直接に交換されうる生産物となって現れる⁽²⁾」のである。こうして、この価値表現関係のなかでは、商品Aにとって商品Bはその姿のままに抽象的人間労働の凝固物であり、その姿のままに価値を表すものとして現れることとなる。そして、商品Aは、そのようなものとしての商品Bによってその価値を表現するのである。

第2節 価値物と価値体

第1項 久留間鮫造氏に対する浅野敬氏、山本広太郎氏による批判

第1節で確認した簡単な価値形態の内的機構は、『資本論』第1巻第1章第3節「価値形態または交換価値」でほぼ十分に説明されている。しかし、これらの関係を、主にいわゆる「廻り道の論理」をめぐる研究でより明確にされたのは久留間鮫造⁽³⁾氏であった。そして、久留間氏の所説は、価値形態論の研究史において通説的地位を占めることとなった。

価値形態論の研究史において通説的地位を占めることとなった久留間氏の所説は、そうであるだけに多くの論者から批判の対象とされ、種々の論点を取り上げられてきた。そのなかで、久留間氏が価値物と価値体を区別していない点を取り上げて批判したのは浅野敬氏などである。

まず、『資本論』において価値物と価値体の用語がどのように使用されているのか簡単にみておこう。たとえば、第3節の「A 単純な、個別的な、または偶然的な価値形態」の「二 相対的価値形態」の「a 相対的価値形態の内実」において、「リンネル=上着」という等式を取り上げて、価値物の用語はつぎのように使用されている。

「しかし、質的に等置された二つの商品は、同じ役割を演ずるのではない。ただリンネルの価値だけが表現される。では、どのようにしてか？リンネルが自分の『等価物』または自分と『交換されうるもの』としての上着にたいしてもつ関係によって、である。この関係のなかでは、上着は、価値の存在形態として、価値物として、認められる。なぜならば、ただこのような価値物としてのみ、上着はリンネルと同じだからである。他面では、リンネルそれ自身の価値存在が現れてくる。すなわち独立な価値表現を与えられる。なぜならば、ただ価値としてのみリンネルは等価物または自分と交換されうるものとしての上着に関係することができるからである⁽⁴⁾」。

このように述べた後、さらに価値の実体の次元すなわち労働の次元に分析を進めて、次のように述べる。そして、その中で価値体の用語が使用されている。

「たとえば上着が価値物としてリンネルに等置されることによって、上着に含まれている労働は、リンネルに含まれている労働に等置される。ところで、たしかに、上着をつくる裁縫は、リンネルをつくる織布とは種類の違った具体的労働である。しかし、織布との等置は、裁縫を事実上、両方の労働のうちの現実に等しいものに、人間労働という両方に共通な性格に、還元するのである。このような回り道をして、次には、織布もまた、それが価値を織るかぎりでは、それを裁縫から区別する特徴をもってはいないということ、つまり抽象的人間労働であるということが、言われているのである。ただ、異種の諸商品の等価表現だけが価値形成労働の独自の性格を顕わにするのである。

.....(中略).....

上着の生産では、実際に、裁縫という形態で、人間の労働力が支出された。だから、上着のなか

には人間労働が積もっている。この面からみれば、上着は『価値の担い手』である。といっても、このような上着の属性そのものは、上着のどんなにすり切れたところからも透いて見えるわけではないが。そして、リンネルの価値関係のなかでは、上着はただこの面だけから、したがってただ具体化された価値としてのみ、価値体としてのみ、認められるのである。ボタンまでかけた上着の現身うつつみにもかかわらず、リンネルは上着のうちに同族の美しい価値魂をみたのである。とはいえ、リンネルにたいして上着が価値を表すということは、同時にリンネルにとって価値が上着という形態をとることなしには、できないことである⁽⁵⁾。

つぎに、久留間氏が、価値体の用語を使用せず、『資本論』において価値物の用語が使用されている文脈でも、価値体の用語が使用されている文脈でも、そのいずれにおいても価値物の用語を使用している部分を引用しよう。

「……たとえば二〇エルレのリンネル・イコール一枚の上衣というとき、二〇エルレのリンネルの価値は一枚の上衣という形で表現されているのであるが、そういうことが行われうるためには、上衣そのものが価値の定在に、いわば価値物になっていなければならぬ。そうでなければ、物としての上衣の分量が価値の大きさをあらわすことはできないはずである。ではどのようにして上衣は

その自然形態そのものが そのまま価値をあらわすものに、すなわち価値物になるのかということ、それはつまり、今の例でいえば、上衣がリンネルに等しいのだとされる、そのことによって今いったような資格が、一つの経済的形態規定性が、上衣に与えられることになる、上衣が一つの社会的生産関係をになわされることになる。上衣をつくる労働、これはもちろん、直接には特殊な具体的な労働であって、抽象的な労働ではない、上衣をつくるのは裁縫労働なのだが、上衣がたとえばリンネルに等置されると、それによって、上衣をつくる裁縫労働はリンネルをつくる織布労働に等置されることになり、両者の間に共通な、抽象的人間的労働に還元されることになる。と同時に上衣は、こうした抽象的人間的労働の体化物、すなわち価値物を意味するものになる。そういう形態規定性を与えられることになる。そこでリンネルは、上衣にそういう形態規定性を与えた上で、そういうものとしての上衣の体で、はじめて自分の価値を表現するのである⁽⁶⁾。

このように、久留間氏は価値体の用語を使用せず、『資本論』において価値物とされている場合と価値体とされている場合のいずれをも、価値物としているのである。

久留間氏の所説のこの点にたいして、浅野氏は、久留間氏の所説には価値体の「範疇が完全に欠落している」ことを指摘したうえで、価値体と価値物とは「同じ意義をあらわす異なる『言葉』にすぎないか、異なる意義をもった、独自の『範疇』であるのか」と問題をたて、「マルクスの両範疇に関する規定を検討⁽⁷⁾」している。そして、浅野氏は、結論として「第一に、すべての商品、したがって、相対的価値形態にある商品(亜麻布)も、等価形態にある商品(上衣)も、共に『価値物』である。そして、『20エルレの亜麻布は一枚の上衣に値する』(20 Ellen Leinwand sind 1 Rock wert)という『価値関係』の内部において、はじめて上衣が(すなわち等価形態にある商品が 引用者)亜麻布商品の『価値体』となる⁽⁸⁾」とされた。

『資本論』の叙述には、等価形態にある商品について価値物の用語が用いられる例とともに、相対的価値形態にある商品についても価値物の用語が用いられている例がある。このことから、相対的価値形態にたつ商品はその使用価値の姿がそのまま価値を表すということはないのであるから、その相対的価値形態にたつ商品にも用いられる価値物の用語は、「商品の現物形態がそのまま価値を表す」という理論内容をもつものではない、と浅野氏はされるわけである。

山本広太郎氏は、この浅野氏と同様な視角とともに、さらに「『価値の実存形態』は感覚的には価値を表していない⁽⁹⁾」という視角、また、「『価値物』概念それ自体を直接省察⁽¹⁰⁾」するという視角、また、ヘーゲル『論理学』(における「実存」と「現象」の関係把握)と『資本論』(における「『価値

物』が『価値の実存形態』に等置され、それがつぎに価値の『現象形態』へ進展している」という「論理の歩み方⁽¹¹⁾」)の比較という視角からの検討を加えて、同様の結論にいたっている。これらのなかで最も主要なものは、「『価値の実存形態』は感覚的には価値を表していない」という視角である。氏によれば、「『価値物』とは、1商品全体を価値の側面から包括し、それを価値の実存するものとして把握する概念であった。とはいえ『価値物』においては、感覚的に現れるものは、物、使用価値でしかなかった。これに対して『価値体』にあつては、その形態は反対に価値を顕わすものとなっている。『価値物』とは違って、『価値体』という形態は等価形態の商品、ここでは上衣だけがとりうる形態であり、相対的価値形態の商品、リンネルは決してとりえない形態⁽¹²⁾」である。

これらの批判に対して、久留間氏はそれを受け容れ、「『価値物』という言葉をぼくの独自の意味にすなわちマルクスが『価値体』と言っているのと同じ意味に使っている点⁽¹³⁾」は誤りであるとされた。

また、武田信照氏も、「『価値物』の規定については、(氏の著書の)付論第一章における誤りを両氏(浅野氏および山本氏)にしたがって訂正する」とされ、「『価値物としてのみ、上衣はリンネルと同じ』という……(『資本論』の)用例をみても明らかのように、『価値物』が等価形態にある商品＝上衣だけでなく、相対的価値形態にある商品＝リンネルにも適用可能なカテゴリーである限り、価値物を自然形態そのものがそのまま価値をあらわすものとする「主張は支持されがたい⁽¹⁴⁾」とされている(丸カッコ内は全て引用者)。

こうして、浅野氏、山本氏、久留間氏、武田氏などによれば、価値物の用語を、商品の使用価値の姿がそのまま価値を表現するもの、という理論内容で捉えることは誤りであることとなる。また、その理論内容は、価値体(のみ)に与えられることとなる⁽¹⁵⁾。

しかし、このような浅野氏、山本氏の所説、またその批判を受け容れた久留間氏の新説や武田氏の新説によれば、価値物を、商品の使用価値の姿がそのまま価値を表すものという理論内容で捉えることは誤りである、ということとどまらない。それらの所説によれば、さらに進んで、価値物は「感覚的には価値を現すものではない」ということにならざるを得ない。すなわち、このような浅野氏らの価値物把握を批判する広田精孝氏の表現を借りるならば、価値物は「『価値を有する物』『価値の存在する物』といった程度の平板な意味で把握⁽¹⁶⁾」されることとならざるを得ない。しかし、価値物がこのような理論内容で捉えられることになるならば、『資本論』解釈においても、価値表現のメカニズムの解明においても、たいへん奇妙な主張が導かれることとなる。

たとえば、久留間氏の著書中の大谷禎之介氏の発言部分において、価値物を「平板な意味で」把握する立場から、価値物の用語がつぎのように使われている。

「……労働生産物が商品になると、それは価値対象性を与えられているもの、すなわち価値物となる。しかし、ある商品が価値物であること、それが価値対象性をもったものであることは、その商品体そのものからはつかむことができない。商品は他商品を価値物として自分に等置する。この関係のなかではその他商品は価値物として意義をもつ、通用する。またそれによって、この他商品を価値物として自己に等置した商品そのものも価値物であることが表現される。……その自然形態がそのまま価値物として意義をもつもの、これが先生〔久留間氏〕の意味での『価値物』ですが、マルクスはこれをさす言葉としては、むしろ『価値体(Wertkörper)』というのを使っているのではないか……⁽¹⁷⁾」(下線および〔 〕のカッコ内は引用者)。

見られるように、下線を付した前半部分では、価値物は「『価値を有する物』……といった程度の平板な意味で」使われているのに対して、後半部分では、その姿がそのまま価値を表す物という意味で使われている。「平板な意味で」価値物を把握する立場の問題性が、ここには端的に現れているのである。

第2項 富塚良三氏による反批判

価値物の用語を「『価値を有する物』……といった程度の平板な意味で」把握するならば、『資本論』解釈においても、価値表現のメカニズムの解明においても多くの問題が生ずることとなる。価値体こそが「その自然形態がそのまま価値を表すもの」という概念であるとし、また、価値物を「平板な意味で」把握するこのような立場にたいして、富塚良三氏は全く反対の立場をとられている。ここでは、富塚氏によるそのような立場への反批判を紹介し、そのような立場の問題点を検討していこう。

価値物と価値体の理論内容が問題であるのだから、問題は2つある。第1は、価値物はどのように捉えられるべきか、「その自然形態がそのまま価値を表す物」という内容で捉えられるべきか、反対に、その内容では捉えられるべきではなくて「平板な意味で」捉えられるべきか、という問題である。第2は、価値体はどのように捉えられるべきか、「その自然形態がそのまま価値を表す物」という内容で捉えられるべきか、それともそれ以外の内容で捉えられるべきか、という問題である。そして、この2つの問題は相互に独立の問題ではなくて、いうまでもなく密接なつながりをもった問題である。

富塚氏は、まず、価値体が、商品の自然形態がそのまま価値をあらわすという「等価物商品の固有の形態規定性そのものをあらわす概念であるかどうか疑念をもっている⁽¹⁸⁾」とされて、『資本論』現行版および初版での価値体の用例を検討される。そして、結論として、「使用価値上衣がリンネルにたいして価値体としてgeltenするのはリンネル商品がその価値表現において上衣商品を等価物とするからであって、その意味で等価物商品の使用価値が『価値体としてgeltenする』ということは等価物商品の形態規定性にほかならないわけですが、しかし『価値体』という範疇それ自体が『その自然形態がそのまま価値をあらわす物 という意味をもつ概念』ではない、ということです。『価値体』範疇そのものは使用価値の反対者たる価値の側面のみをあらわす概念です⁽¹⁹⁾」とされる。

このように先に価値体の理論内容を検討し、その後で、富塚氏は価値物の検討に移る。富塚氏は、山本氏、武田氏、浅野氏が価値物を相対的価値形態にある商品にも「適用可能なカテゴリーである」とする論拠、また、「『価値を有する物』……といった程度の平板な意味で把握」する価値物把握によれば『資本論』での価値物の用例はどのように解釈されることになるのか、といった問題を検討される。

まず、山本氏らが、価値物は相対的価値形態にある商品にも「適用可能なカテゴリーである」とする論拠、また、その論拠から、価値物は「その自然形態がそのまま価値をあらわす物」を意味しないと推論について。

山本氏、武田氏、浅野氏が、価値物は相対的価値形態にある商品にも「適用可能なカテゴリーである」とされる論拠=用例はいくつかあるのであるが、その1つは、うえで引用した「a 相対的価値形態の内実」における一文である。「この関係のなかでは、上着は、価値の存在形態として、価値物として、認められる。なぜならば、ただこのような価値物としてのみ、上着はリンネルと同じだからである」(下線は引用者)というのであるから、リンネル 相対的価値形態にたつ商品もまた価値物である、と山本氏らは解釈するわけである。そして、相対的価値形態にたつ商品は、いうまでもなく「その自然形態がそのまま価値をあらわす物」ではないのだから、価値物の用語は「その自然形態がそのまま価値をあらわす物」を意味しない、と山本氏らはするわけである。

しかし、このような解釈にたいして、富塚氏は、「えらく単純明快な推論」として斥けられ、「リンネル=上衣」という等式において、「『質的に等置』されているからといって両者がいずれも『価値物』であり、『価値物』として全く同じものだということにはならない⁽²⁰⁾」と批判される。

しかし、『資本論』のいくつかの箇所における用例の解釈の問題として、価値物の用語は相対的価値形態にある商品にも「適用可能なカテゴリーである」と解釈するか、そうではなくて、適用できない「カテゴリー」と解釈するかという問題については、その問題をそれ自体として取り上げるならば、いずれの解釈も可能であると考えられるのである。

かりに、いずれの解釈が正しいのかという問題が、それ自体として検討した場合に一義的に答えが得られる問題であるならば、そのときには、価値形態論のその他の論点が、その正しい解釈と整合的になるように解釈されねばならないこととなる。さらに、かりに、価値物の用語は相対的価値形態にある商品にも「適用可能なカテゴリーである」という解釈が一義的に成立するならば、そのときには、価値等式の両辺の商品は「いずれも『価値物』であり、『価値物』として全く同じものだけということ」になって、価値物の用語は「その自然形態がそのまま価値をあらわす物」を意味しないこととなる。

しかし、そうではなくて、2つの解釈のいずれが正しいかという問題が、それ自体として検討した場合には一義的に決定されないというのであるならば、そのときには、むしろ他の論点との関連において解釈の当否が検討されねばならない。また、『資本論』解釈の問題は勿論そのものとして一個の課題であって、『資本論』解釈は、『資本論』の文脈にしたがって正確になされねばならないとしても、価値形態の解明は『資本論』解釈に限られるものではないのだから、価値形態の問題はいわば別個に解明が進められねばならない。そして、本来の課題は、いうまでもなく、価値形態そのものの解明であるのだから、『資本論』解釈の問題も価値形態の解明との関係において検討されねばならない。

価値物の用語を「『価値を有する物』……といった程度の平板な意味で把握」した場合には、『資本論』はどのように解釈されることになるのか、また、価値表現のメカニズムはどのように把握されることになるのか。反対に、価値物の用語を「その自然形態がそのまま価値をあらわす物」と理解する場合には、『資本論』はどのように解釈されることになり、価値表現のメカニズムはどのように把握されることになるのか。この視角から、価値物の用語の解釈の問題は検討されるべきであろう。

そして、この視角から検討するならば、価値物の用語を「『価値を有する物』……といった程度の平板な意味で把握」した場合には、『資本論』の解釈が奇妙なものとならざるをえないのである。たとえば、富塚氏はつぎのように指摘する。「『この関係においては、上衣は価値の現存形態として価値物としてgeltenする。……というのは、ただかかるものとしてのみ、上衣はリンネルと同じだからである。』という文章のなかに、武田氏は山本氏にならってたんなる同等性関係を読みとり、上衣とともにリンネルもまた『価値物』だとする解釈の妥当性を主張されておられるようですが、『ただかかるものとしてのみ上衣はリンネルと同じ』という文言(この独特の言い廻しをもった文言)もまたリンネルが上衣にあたえる形態規定性を云い表したものと解すべきではないかと私は考えます。たんなるイコールの関係ではなく、リンネルによって上衣に与えられる形態規定としての上衣 リンネルの直接的交換可能性=同等性関係を云いあらわしたものと私は解します。そうでないと、質的等置=同等性関係を前提したうえで左右両辺の商品が(『相対立し相互に補足しあう』)異なった役割を演ずる次第を論ずるにさいしてそれを前提されていた同等性関係で根拠づけるといふ、いささか間の抜けた文章になってしまう⁽²¹⁾」と。

また、富塚氏はつぎのようにも指摘される。「武田氏は、一面では『〔価値等式の右辺の商品〕上衣が特定の規定性を与えられて関係させられている』という『価値表現のいかにしてを解明するにあたって要をなす』点を強調され、価値等式はたんなる価値としての等置関係ではないことを指摘(同書 武田氏、前掲書 引用者 174~175ページ)されながら、他面では、『価値物』概念に

関する浅野・山本説に左袒されてしまったため、『リンネルと上衣との関係において、上衣が価値＝価値物として意義をもち、かつリンネルがそのような上衣と等置関係にあるということは、リンネルもまた価値＝価値物であることを表現する以外のなにものでもない』（同書180ページ）などと論じられているのであって、『価値表現のいかにしてを説明するにあたって要をなす』まさにその点を読みとるべき個所でたんなる価値としての等置関係を読みとるといふ、そうした論述となっている⁽²²⁾』と。これは、武田氏の『資本論』解釈の狂いにあらわれる武田氏自身の価値形態論の狂いを指摘したものである。価値物を「平板な意味で把握」するならば、価値表現のメカニズムの解明においても、このように問題が生じやすくなるのである。

もう一例だけ、この点について、うえで簡単に検討した大谷氏の発言部分を再度検討しておこう。

「……労働生産物が商品になると、それは価値対象性を与えられているもの、すなわち価値物となる。しかし、ある商品が価値物であること、それが価値対象性をもったものであることは、その商品体そのものからはつかむことができない。商品は他商品を価値物として自分に等置する。この関係のなかではその他商品は価値物として意義をもつ、通用する。またそれによって、この他商品を価値物として自己に等置した商品そのものも価値物であることが表現される」（下線および波線は引用者）と、大谷氏は述べられる。

大谷氏のこの価値物把握については、山内清氏がすでに適切な批判をなされている⁽²³⁾ところであるが、ここではあらためてその問題点を見ておきたい。

見られるように、価値表現のメカニズムを正しく説明したのものとしてこの文を読もうとするならば、下線を付した前半部分での価値物については「『価値を有する物』……といった程度の平板な意味で」理解し、後半部分での価値物については「その自然形態がそのまま価値をあらわす物」と理解すればよい。また、そのように理解しなければならない。しかし、価値表現のメカニズムを解明しているこのような文脈で、価値物の用語をそのように二様に用いることはもちろん誤りである。ここでは、大谷氏の立場からして、後半部分の価値物も「平板な意味で」理解されねばならない。しかし、そのように価値物の用語を理解するならば、たとえば波線を付した部分は、本来であるならば、「その他商品は その自然形態がそのまま価値をあらわす物」として意義をもつ」と解釈されるものでなければならないのに対して、「その他商品は 単に価値を有する物、価値の存在する物として意義をもつ」と解釈されることとなるのであって、価値表現のメカニズムの解明としてはむしろ誤ったものとなるのである。価値物を「平板な意味で把握」するならば、価値表現のメカニズムの解明においてもこのように誤りが生じやすくなるのである。

こうして、『資本論』解釈の観点、また価値表現のメカニズムの解明の観点からみて、価値物を「平板な意味で把握」するのは誤りであるとしなければならないと思われる⁽²⁴⁾。価値物は「その自然形態がそのまま価値をあらわす物」を意味すると解釈するのが正しいと思われるのである。

しかし、価値物については以上で問題が一応解決されたとしても、これで問題がすべて解決されたわけではない。もう1つの用語である価値体はどのように捉えられるべきであるのか、この問題が残されている。

すでにみてきたように、浅野氏、山本氏、そして久留間氏は、価値体こそが、「その自然形態がそのまま価値をあらわす物」であるとされている。それに対して、富塚氏は、「『価値体』とは『人間労働の堆積物』ないしは『凝固物』とほぼ同義の、もっぱら価値側面にのみ係わる概念にほかならず、その概念自体としては、上衣なら上衣というものの自然形態がそのまま価値を表すという等価値物に固有の形態規定性そのものをいいあらわす概念⁽²⁵⁾」ではない、といういささか難解な把握をされている。浅野氏の問題設定にもどるならば、価値物と価値体とは「同じ意義をあらわす異なる『言葉』にすぎないか、異なる意義をもった、独自の『範疇』であるのか」という問題が、答えられね

ばならない問題として残されているのである。

この場合、『資本論』解釈の問題としては、価値物と価値体を「同じ意義をあらわす異なる『言葉』にすぎない」とすることができないことは明らかである。2つの用語の用法は明らかに異なっていて、たとえば、価値体の用語は等価形態にたつ商品にしか用いられないのにたいして、価値物の用語は相対的価値形態にたつ商品にも用いられており、またいくつかの用例があって、むしろやや曖昧に用いられているのである。したがって、価値物と価値体の用語は「異なる意義をもった、独自の『範疇』である」としなければならない。

しかし、価値物と価値体の用語は「異なる意義をもった、独自の『範疇』である」とするならば、いずれか一方を「その自然形態がそのまま価値をあらわす物」とした場合、それでは他方はどのような内容をもつ「用語」であるのかという問題が生ずることとなる。久留間氏などが、価値体をもって「その自然形態がそのまま価値をあらわす物」とし、価値物を「平板な意味で把握」せざるを得なくなったのも、この問題があるからであろう。他方、価値物をもって「その自然形態がそのまま価値をあらわす物」とする富塚氏の場合には、うえでみたように難解な価値体把握となる。次節において、この問題を検討しよう。

第3節 価値の次元と価値の実体の次元

第1項 問題の設定

価値物と価値体とは、『資本論』のいくつかの用例からみて、異なる内容の用語であることは明らかである。したがって、価値物と価値体のいずれか一方を「その自然形態がそのまま価値をあらわす物」とした場合、他方はそれとは異なる内容をもつこととなる。久留間氏などは、価値体をもって「その自然形態がそのまま価値をあらわす物」としたが、そのとき他方で、価値物は「平板な意味で把握」されることとなった。また、富塚氏は、価値物をもって「その自然形態がそのまま価値をあらわす物」としたが、そのとき他方で、価値体の把握がきわめて難解になった。これが、本稿における論争整理の到達点である。

しかし、『資本論』をいわばすなおに読むならば、一方で、久留間氏などの価値物把握は支持しがたいが、また、他方では、富塚氏の価値体把握も支持しがたいと思われるのである。『資本論』をすなおに読むならば、たとえば第2節で引用した部分などを読むならば、価値物も価値体も「その自然形態がそのまま価値をあらわす物」とされねばならないように思われるのである。

しかし、研究の到達点が示すように、価値物と価値体の用語は、『資本論』の用例からみて、明らかに異なる理論内容をもつものでなければならない。

したがって、ここでの問題は、価値物と価値体とともに「その自然形態がそのまま価値をあらわす物」という内容をもつものとして捉えるとともに、なお、異なる理論内容をもつものとして捉えることができるか、ということである。以下では、この問題を検討していく⁽²⁶⁾。

この問題を解決する手掛かりは、回り道の論理をめぐる研究のなかであきらかにされてきた、価値の次元と価値の実体の次元との区別にあると思われる。そこで、まず、価値の次元と価値の実体の次元の区別を明確にするために、価値と価値の実体の区別をあらためて明らかにしておこう。

第2項 価値と価値の実体

価値物と価値体の理論内容を正確に明らかにする手掛かりは、価値の次元と価値の実体の次元の

明確な区別にある。価値次元と価値実体の次元の区別を明確にするために、まず、価値と価値の実体の区別をあらためて明らかにしておこう。

社会的分業と私的所有が行われるならば、すなわち社会が商品生産社会であるならば、労働生産物は他の労働生産物と交換されねばならなくなり、労働生産物は物自体の性質として他の労働生産物との交換可能性をもつようにみえ、さらにそのように見えるというだけではなくて、社会的には実際に交換可能性をもつこととなる。また、この交換可能性には一定の大きさがある。商品のもつ他の商品とのこの交換可能性が価値であり、また、その交換可能性の大きさが価値の大きさである。商品のもつこの交換可能性は一定の大きさをもつのであるから、この交換可能性は実体をもつものである。そして、労働価値説によるならば、この交換可能性の実体は抽象的人間労働の凝固である。

価値と価値の実体をこのように規定するならば、いわば用語上の問題や、また理論上の問題が何点か生ずる。ここでは3点を簡単に検討しよう。

第1に、価値という用語を、商品のもつ・他の商品と交換が可能であるという性質すなわち他の商品との交換可能性、と規定するならば、それでは「価値対象性」、「価値性格」、「交換可能性」という用語はどのように把握されるのかという問題が生ずる。『資本論』のなかでは、価値という用語とは区別されるものとして交換可能性、価値対象性、価値性格の用語が用いられている個所がいくつかある。価値という用語と交換可能性という用語とが同じ内容のものであるならば、このような用例はどのように解釈されることとなるのか。

この問題についてはつぎのように考えられる。すなわち、たとえば『資本論』第1巻第1章第3節の「二 相対的価値形態」の「b 相対的価値形態の量的規定性」において「ここでは『価値』という表現は、すでに以前にもあちこちの箇所でなされたように、量的に規定された価値の意味に、すなわち価値量の意味に、用いられる⁽²⁷⁾」と述べられているように、価値の用語は価値量の意味に用いられる場合が多い。また、第3篇以降では、商品に対象化された労働時間すなわち価値の実体の一定量をそのまま「価値」とよぶ例が多数ある。このように、まず一般的にみて、価値の用語の用法は一義的なものではないのである。また、さらに立ち入ってみるならば、価値の用語が厳密に用いられねばならない第1章においては、価値の用語は、一定の大きさをもつものとしての交換可能性の意味に用いられていると考えられる。これに対して、交換可能性、価値対象性、価値性格の用語は、大きさを捨象して、単に交換が可能であるという性質のみを取り上げてそれを問題とする場合に使われていると考えられる⁽²⁸⁾。価値と交換可能性、価値対象性、価値性格とのちがいはこの点にあると思われるのである。本稿では以後これらの用語をこの意味で使うこととする。もっとも、用語の使い方は一般に文脈のなかで変化するものであるから、これらの用語の使い方も例外なく常に一義的なものであるというわけではない。

第2に、価値を、商品のもつ・他の商品との・一定の大きさをもつ交換可能性ととらえるならば、それは生産価格や市場価格の意味する交換可能性(の大きさ)とどのように異なるのか、という問題が生ずる。

この問題については次のように考えられる。すなわち、商品のもつ他の商品との交換可能性の大きさといった場合、それには、第1に、その商品の生産に必要であった抽象的人間労働の量に比例する交換可能性の大きさ、第2に、生産価格の大きさに比例する交換可能性の大きさ、第3に、市場価格の大きさに比例する交換可能性の大きさの3つのものが考えられる。これらの中で、抽象的人間労働の量に比例する大きさをもつ交換可能性　これが価値である。

とはいえ、『資本論』の第1巻第1篇の論理次元では、生産価格や市場価格は捨象されるのであるから、この論理次元ではこの点を明示的に取り上げるのはむしろ誤りであろう。

第3に、価値は生産価格や市場価格の意味する交換可能性とどのように異なるのかという第2の

問題を、さらにやや立ち入って、価値の実体における交換比率の契機との関係において、簡単に検討しておこう。

この問題は、数値例を用いて検討するのが適切である。まず、ある生産力水準を仮定し、そのもとでA商品1単位には12時間の労働が対象化されており、B商品1単位には6時間の労働が対象化されており、貨幣商品である金の1グラムには1時間の労働が対象化されていると仮定しよう。この生産力水準の仮定に加えて、ある剰余価値率を仮定し、さらに利潤率の均等化を導入するならば、A商品およびB商品の生産価格と平均利潤率があたえられる。そして、さらに、需給の要因を導入するならば、ある時点におけるA商品およびB商品の市場価格が与えられることとなる。

『資本論』においては、第3巻で生産価格・平均利潤率が解明されるまで等価交換が前提されている。この前提のもとでは、A商品1単位には12時間の労働が対象化されているのだから、その価値(の実体)どおりの価格は金12グラムである。また、B商品1単位の価値どおりの価格は金6グラムである。このとき、A商品1単位(金12グラム、12時間)は、貨幣に媒介されて、たとえばB商品2単位(金12グラム、12時間)に転態することとなる。

つぎに、生産価格が成立した論理次元において、たとえばA商品1単位の生産価格は金15グラムであり、B商品1単位の生産価格は金10グラムであることとする。このとき、A商品1単位(金15グラム、12時間)は、貨幣に媒介されて、B商品1.5単位(金15グラム、9時間)に転態する。(対象化された抽象的人間労働の量は、生産力水準が一定であるかぎり一定であり、剰余価値率と利潤率の均等化が導入されても変化しない)。

つぎに、生産価格が成立しているもとで、需給の不一致によってある時点でA商品1単位の市場価格は金14グラムであり、B商品1単位の市場価格も金14グラムであることとしよう。このとき、A商品1単位(金14グラム、12時間)は、貨幣に媒介されて、B商品1単位(金14グラム、6時間)に転態する。(対象化された抽象的人間労働の量は、生産力水準が一定であるかぎり一定であって、需給の変動による市場価格の変動によっては変化しない)。

数値例をこのように設定するならば、等価交換の前提のもとでは、A商品のB商品との価値の実体における交換比率(A商品が直接に交換されるのはいうまでもなく貨幣商品であるのだから、B商品との交換比率というのはやや不正確であるが)は、いうまでもなく1である。また、生産価格が成立している論理次元での価値実体における交換比率は $9/12 = 0.75$ であり、需給の要因が導入される論理次元におけるある時点の市場価格での価値実体における交換比率は $6/12 = 0.5$ である。

この設例からも知られるように、生産価格および市場価格の規定には価値の実体における交換比率の契機が含まれる。したがってまた、生産価格に表現される限りでの交換可能性の大きさ、また、市場価格に表現される限りでのそれには、ともに価値の実体における交換比率の契機が含まれることは明らかであろう。

しかし、これに対して、等価交換の前提のもとでの価値 価値実体の大きさに比例する大きさの交換可能性 には価値実体における交換比率の契機は含まれるであろうか。うえの設例においては、等価交換の前提のもとでも価値実体における交換比率の契機が存在することとして、いわば定義的にその大きさは1であるとした。しかし、いわば本来の価格規定は生産価格および市場価格の規定であって、いわゆる価値どおりの価格したがって等価交換の前提は本来の価格規定ではないと考えられる。等価交換が前提される論理次元は価値の論理次元であり、ここでは本来の価格規定は捨象されている。等価交換が前提されている価値の論理次元では、価格規定は捨象されており、したがって、価値実体における交換比率の契機もここでは捨象されており、価値すなわち価値の実体の大きさに比例する大きさの交換可能性には、価値実体における交換比率の契機は含まれていないのである⁽²⁹⁾。

以上、価値と価値の実体の区別を3点にわたって検討した。価値と価値実体の区別をこのように明確にするならば、価値の次元と価値実体の次元の区別もまた自ずから明確になる。価値の次元とは、価値の実体の大きさに比例する大きさの交換可能性の次元であり、価値の実体の次元とは、商品に対象化された抽象的人間労働の次元である。

第3項 価値の次元と価値の実体の次元 価値物と価値体

価値物と価値体の理論内容を明らかにするために、価値と価値実体の区別をあきらかにし、これによって価値の次元と価値実体の次元の区別をあきらかにした。価値の次元とは、価値実体の大きさに比例する大きさの交換可能性の次元であり、価値実体の次元とは、商品に対象化された抽象的人間労働の次元である。

価値の次元と価値実体の次元のこの区別に上に立ち、また、価値形態の研究史の到達の上に立って、価値物と価値体の理論内容を検討するならば、次のようになる。

簡単な価値形態の分析は、等価形態にたつ商品の使用価値が、そのまま(相対的価値形態にたつ)他の商品との交換可能性・価値を表現することとなることを明らかにした。(相対的価値形態にたつ)他の商品との交換可能性・つまり価値を表現するかぎりでの、等価形態にたつ商品の使用価値が、価値物である。そして、このことは相対的価値形態にたつ商品に反映し、相対的価値形態にたつ商品の他の商品との交換可能性・価値が(反映として)表現されることとなる。価値物の用語は、価値の次元に属す。

簡単な価値形態の分析は、また、相対的価値形態の商品を生産する労働にとって、等価形態の商品を生産する具体的な労働が、そのまま、抽象的人間労働として現れること、したがって、等価形態にたつ商品の使用価値がそのまま抽象的人間労働の凝固として現れることを明らかにした。抽象的人間労働の凝固を表現するかぎりでの、等価形態にたつ商品の使用価値が、価値体である。

等価形態にたつ商品を生産する具体的な労働は、抽象的人間労働の「単なる表現として認められる⁽³⁰⁾」ことによって、「私的労働でありながら、しかもなお直接に社会的な形態にある労働」となる。すなわち、その労働によって生産された(等価形態にたつ)商品は、(相対的価値形態にたつ)他の商品と直接に交換可能であることとなる。

したがって、そのまま抽象的人間労働として現れる・等価形態にたつ商品を生産する具体的な労働の凝固、したがって抽象的人間労働の凝固であり、他の商品との交換可能性を表現するものであるかぎりでの、等価形態にたつ商品の使用価値が、価値体である。

そして、このことは相対的価値形態の商品に反映し、相対的価値形態にたつ商品も抽象的人間労働の凝固であり、それを実体とする交換可能性・価値をもつことが表現されることとなる。価値体の規定は、価値の実体の次元に属す。

このように把握するならば、価値物と価値体は、ともに「その自然形態がそのまま価値をあらわす物」であるとともに、なお、一方は、交換可能性のみを表現し、交換可能性の実体は表現しないのになら、他方は、交換可能性とともにその実体をも表現するのであって、異なる理論内容をもつものとなる。価値物と価値体はこのように把握されるべきものであろう⁽³¹⁾⁽³²⁾⁽³³⁾。

価値の次元と価値の実体の次元を明確に区別するならば、価値物と価値体の規定はこのように首尾一貫して捉えられることとなる。

- (1) x量の商品Aはy量の商品Bをx量の商品A自身に等置することによってy量の商品Bを価値物にするのか、それとも、x量の商品Aはy量の商品Bを価値物としてx量の商品A自身に等置するのか、という論点についてはここでは立ち入らない。この点についてはさしあたり久留間鮫造氏の『貨幣論 貨幣の成立とその第1の機能(価値の尺度)』(大月書店、1979年12月)の「九『回り道』とはどういうことか」を参照されたい。

なお、私は、かつて拙稿「価値形態論に関する一試論」(『秋田経済法科大学 経済学部紀要』第29号、1999年3月)において、「x量の商品Aは、その価値を、一定量の他の商品、たとえばy量の商品Bをとりあげて、x量の商品Aはy量の商品Bに値する、として表現する。……しかし、x量の商品Aが、『x量の商品Aはy量の商品Bに値する』といったとしても、x量の商品Aは、そのことによって実際にy量の商品Bに値するようになるわけではない。x量の商品Aができることは、『x量の商品Aはy量の商品Bに値する』といい、そのことによって実際にy量の商品Bをそれ自身に値するものとしたうえで、x量の商品A自身がそのようなy量の商品Bに値する、と(いわばもう一度)いうことである」(同上、6頁)と述べた。しかし、これは誤りであった。

- (2) K.Marx、*Das Kapital*、I、S.73、邦訳 (大月版)79頁。
- (3) 久留間鮫造『価値形態論と交換過程論』岩波書店、1957年7月。
- (4) K.Marx、*a.a.O.*、I、S.64、邦訳 (大月版)68頁。
- (5) *Ebenda*、SS.65-66、邦訳 (大月版)68-70頁。
- (6) 久留間、前掲『価値形態論と交換過程論』、7-8頁。
- (7) 浅野敬「『価値形態』に関する一考察 『価値物』範疇と『価値体』範疇について」『経済理論』122号、1971年7月、11頁。
- (8) 同上、16頁。
- (9) 山本広太郎「単純な価値形態について 価値、その実存と現象」『経済学雑誌』第76巻第3号、1977年3月、58頁。
- (10) 同上、58頁。
- (11) 同上、65頁。
- (12) 同上、63-64頁。
- (13) 久留間、前掲『貨幣論』99頁。
- (14) 武田信照『価値形態と貨幣 スミス・マルクス・ヒルファディング』梓出版社、1982年11月、188-189頁。
- (15) 4者のなかで、武田氏は、価値体については、「浅野・山本両氏のいうような『直接的価値定在』、『抽象的人間労働の直接的体化物』という厳密な規定が与えられていたかどうか」という点について「なお慎重に検討する余地がある」とされている。
同上、189頁。
- (16) 広田精孝「価値形態論と交換過程論」種瀬茂・富塚良三・浜野俊一郎編『資本論体系 第2巻 商品・貨幣』有斐閣、1984年3月、所収、179頁。
- (17) 久留間、前掲『貨幣論』97-98頁。
- (18) 富塚良三「価値表現の『回り道』の論理と交換過程の矛盾・再論」『商学論集』第51巻第4号、1983年3月、37頁。
- (19) 同上、41-42頁。
- (20) 同上、46頁。
- (21) 同上、53-54頁。

- (22) 同上、51-52頁。
- (23) 山内清『価値形態と生産価格』八朔社、1999年11月、128-129頁。
- (24) 山本広太郎氏による「『価値の実存形態』は感覺的には価値を表していない」という論点については、さしあたり富塚氏による次の批判を参照されたい。
富塚、前掲論文、47-50頁。
- (25) 同上、37-38頁。
- (26) 山内清氏は、価値体が「その自然形態がそのまま価値を表現する物」であるとする立場に立ちながら、価値物についても、その「形態規定的性格は否定しようがない」(山内、前掲書、127頁)とされる。そして、価値物のもつ3つの性格として「等価物商品にも相対的価値形態商品にも適用できる規定」などを指摘し、これらの性格を「生かし」、『価値体』と区別される『価値物』の概念規定を積極的に論じ、「価値表現メカニズムのなかでの『価値物』範疇の意義を説明」(同上、129頁)しようとする。ここでの本稿の問題の設定の仕方は、この山内氏とほぼ同じものである。しかし、この問題にどのように答えるのかという点では、山内氏の見解と本稿とは大きく異なっている。
- (27) K.Marx, *a.a.O.*、I、S.68、邦訳 (大月版)73頁。
- (28) 価値対象性の用語の用例をつぶさに検討し、その視角から価値物、価値体の用語の問題を解明しようとした研究として勝田政弘氏の『資本論の構造分析 文献データ分析による検討』(青木書店、1999年11月)がある。なお、交換可能性、価値対象性、価値性格の用例をいくつか挙げておく。
Ebenda、S.62、S.65、S.67、S.72、S.74、邦訳 (大月版)64頁、68頁、71頁、78頁、81-82頁。
- (29) 価値ないし価値どおりの価格、生産価格、市場価格と価値の実体における交換比率の関係について、詳しくはつぎの拙稿を参照されたい。なお、旧稿では価値の実体における交換比率を価値における交換比率としていた。これは、旧稿では価値と価値の実体の区別がな曖昧であったことの表れである。
佐藤努「価値、生産価格、市場価格」『商学論集』第70巻第4号、2002年3月。
- (30) K.Marx, *a.a.O.*、I、S.73、邦訳 (大月版)79頁。
- (31) 前注(26)でみたように、山内清氏は、久留間氏の新説などと同様に、価値体が「その自然形態がそのまま価値を表現するもの」であるとする立場に立ちながら、しかし、浅野敬氏などが価値物の「形態規定性を否定」(山内、前掲書、127頁)するのは誤りであるとし、価値物の「形態規定的性格は否定しようがない」とされる。そして、「『価値体』と区別される『価値物』の概念規定を積極的に論」じられる。この問題設定は、本稿と同じである。しかし、山内氏の価値物規定は本稿とは全く異なっている。
山内氏によれば、従来の価値表現メカニズムの議論では見逃されていた論点があり、それは、「相対的価値形態商品(リンネル)の価値が等価物商品(上衣)の使用価値で表現されるという狭義の価値表現のメカニズムに先立って、リンネルも上衣も『同じ単位の諸表現』であり同じ実体をもつものであることが論証されていなければならない点」(同上、133頁)であるとされる。「狭義の価値表現のメカニズム」とは一般に論じられる価値表現のことであるが、それと区別されるものとして、リンネルも上衣も「同じ実体をもつものであることが論証されていなければならない」とされるのは山内氏に独自の見解である。
山内氏は、この観点から、リンネル=上衣の価値表現について「リンネルの価値表現メカニズムには、第一に、リンネルと上衣との実体的同等性を示すリンネルの価値存在の現出過程が、第二に、上衣が価値形態として意義をもつことによりリンネル価値が上衣の使用価値で表現され

るという狭義のリンネルの価値表現の過程がある」(同上、139頁)とする。「価値存在の現出」とは、「価値関係のなかで、異種の物体であるリンネルと上衣とを同じ単位に還元することで、価値実体の実在を確認することであり、その際には、「まず上衣が、ついでリンネルが その自然形態がそのまま価値対象性を示すもの という価値物の規定を受け取る」のであり、「その価値物規定により価値関係には価値形成労働が物的な対象性として表現される関係がある」(同上、138頁)とする。そして、「価値関係のなかで上衣は、その自然形態がそのまま、単に価値対象性を示すものとしてだけではなく、『同種の間労働の感覚的につかまえられる対象性』(『初版』一八)として労働次元から把握し直されたときにはじめて、『価値物』から『価値体』に転化する」(同上、139頁)とされる。

本稿では、価値の用語は、一定の大きさをもつものとしての交換可能性の意味に用いることとした。そして、価値と価値の実体を区別する観点から価値物と価値体を区別した。この本稿の観点からすれば、山内氏の「その自然形態がそのまま価値対象性を示すもの という価値物の規定」は価値の実体とどのような関係に立つことになるのか不明であり、その意味で誤った規定であると考えられる。「狭義の価値表現のメカニズムに先立って、……同じ実体をもつものであることが論証されていなければならない」とする点、また、『価値存在』とは、物的的に違う諸商品に共通して含まれる同じ単位、すなわち価値実体の実在を示す言葉である」(同上、135頁)とする点などにも疑問がもたれるが、これらも価値と価値の実体をどのように捉えるのかという問題につながると考えられる。

- (32) 価値物も価値体も「その自然形態がそのまま価値を表すもの」ではないとする立場から価値物と価値体の用語の問題を解明しようとした研究として、松石勝彦氏の『資本論の解明』(青木書店、1993年3月)「第五章 価値形態と社会的労働」がある。この松石氏の所説に対しては、たとえば武田信照氏から、「諸商品に共通な質的同等性としての価値形成労働に注目するあまり、上着の使用価値が価値形態となってリンネルの価値表現に役立つという、マルクスが『価値形態の理解を妨げるあらゆる困難の噴出点』とよんだ価値と使用価値との独特の关系到ほとんど無関心であること、これが松石氏の価値形態論理解の特徴であり、同時に問題点」(武田信照「価値形態・呪物性・交換過程(上)」『愛知大学 経済論集』第134号、1994年2月、32頁)であるとの批判がなされている。

なお、武田氏は、「価値形態論の解明が価値レベルと労働レベルとで二重に行われている」ことは、「労働価値説に徹底しようとするマルクスにとっては欠かすことのできない作業であったとしても、副次的テーマ以上ではなかった」として、「価値形態論から労働次元の分析をすべて割愛したとしても」、「価値形態分析史上の彼の功績は減殺されることはない」(同上、24-25頁)としている。この点を延長するならば、武田氏の「価値レベル」の価値とは本稿の意味での価値に近いのかもしれない。

- (33) 真田哲也氏は「価値形態論と価値実体論 『回り道』をめぐって」(種瀬茂編著『資本論の研究』青木書店、1986年2月、所収)において、回り道の「解釈をめぐる第一の問題は、……第五段落の叙述をどう理解するか、という点にある」(同上、57頁)として、「a 相対的価値形態の内実」を構成する11の段落を一つ一つ検討されている。「第三段落では価値が他の商品で表現されることは指摘されているが、他の商品の現物形態でなされることは明示されていない」(同上、60頁)とする点、また、価値体、価値物などの用語について「孤立化された用語それ自体ではなく、論理的文脈こそ用語評価の基準とされるべきである」(同上、72頁)とする点など、多くの点で氏の見解は支持することができる。

しかし、「その自然形態がそのまま価値をあらわす物」という規定がどのような内容において

どの段落で明らかにされるのかという点については、本稿の独自の見解を別としても、支持しがたい部分が残る。真田氏は、「価値表現が諸商品の質的同等性にもとづくということはすでに第三段落でも言及されていた。ただし、そこではその質の社会的実体的性格が明確化されていなかったし、また表現が現物形態というかたちでなされることも明確ではなかった。この二つの問題が、第六段落を媒介としてそれぞれ第五段落と第七段落で明示されるのであり、その点で第三段落の分析が深化されている」とし、「第七段落に至って『価値表現の両極』や第三段落で言及されていた『等価物』の機能が現物形態、感覚的定在によって担われることが明瞭に規定される」(同上、71頁)とされている。しかし、氏自身が「価値実体分析が価値形態を捨象することによってはじめて可能となるのにたいして、価値形態の分析はそれが物象化して現象しているがゆえに、価値実体との関連をとおしてのみ規定可能となる」としている点を踏まえるならば、「『価値関係』という同等性関係、それは抽象的人間労働にもとづくものであるが、それを媒介として、他の商品の『自然形態』で価値表現が可能となることが総括的に述べられている」(同上、71頁)のは第七段落ではなくて、第八段落であると考えられる。本稿の観点からすれば、第七段落での上着は価値物であり、第八段落での上着は価値体であるということもできるかもしれない。

また、第五段落の叙述について、上着をつくる裁縫労働は「具体的有用労働のまま、現物形態のままに抽象的人間労働への還元がなされるという解釈は成立しがたい」(同上、66頁)とし、「抽象的人間労働への還元は二商品とは異なる『共通なもの』への還元であり、論理的にいった二商品の同時的規定でしかありえない」(同上、63頁)とする点については支持を留保する。

ソ連占領地域における戦後賠償（１） デモンタージュと工業の再編

白川 欽哉

はじめに

ソ連占領地域における戦後賠償政策

デモンタージュの諸段階と賠償政策の転換

(１) 第１期のデモンタージュとアメリカ

(２) ソ連によるデモンタージュの開始

(３) 第２期から第３期にかけての政策の変更（以上、本号）

(４) 終わらないデモンタージュ

(５) デモンタージュ政策の終了

知的賠償の帰結

おわりにかえて

はじめに

東西ドイツの統一以降、それまで非公開であったドイツ民主共和国（die Deutsche Demokratische Republik：以下、東ドイツ）とソ連の機密文書・データの使用が可能になるなか、ソ連占領期¹の東ドイツの戦後賠償の規模とその具体像が明らかになりつつある。

このテーマは、冷戦体制が構築され、東西ドイツの分裂が不可避となった1950年代初頭に、ドイツ連邦共和国（die Bundesrepublik Deutschland：以下、西ドイツ）においても、調査・研究の対象となっていた。それには、ソ連占領地域（そして全ドイツ）の経済の行方を展望しようとする意図とならんで、東ドイツ国民向けの反ソキャンペーンを展開するという狙いがあったものと思われる²。他方、この当時の西ドイツ側の研究のなかには、占領統治機関の公式・非公式の情報（新聞発表されたものをも含む）を用いて作成されたものがあり、それらには、具体的なデータに乏しい東ドイツの諸研究

1 周知の通り、ドイツの無条件降伏から約2ヶ月後の1945年7月1日には、連合四カ国の占領地域が確定した（ベルリンは7月3日）。その後、1949年10月7日に東ドイツが建国するが、占領政策や対ソ賠償との関連でいうならば、53年末までをソ連占領期と呼ぶことができよう。

2 SEDIは、「独ソ友好のイメージをあまりにそこなうことのないように配慮したのに対し、西側の推定では、東ドイツの資産損失に占めるソ連の責任をできるだけ高く見積もろうとする動機が働いた」といわれている。クリストフ・クレスマン（石田勇治・木戸衛一共訳）『戦後ドイツ史 1945-1955 二重の建国』未来社、1995年、128頁。

3 Rainer Karlsch, *Allein bezahlt? Die Reparationsleistungen der SBZ/DDR 1945-1953, Klitzschen* 2004 (Erstdruck : Christoph Links Verlag, Berlin 1993), S.11. なお、そうした、1950年代の西側での研究の代表的なものは、以下の通り。Vorstand der Sozialdemokratischen Partei Deutschland (hrsg.), *Die Reparationen in der Sowjetzone von 1945 bis 1952*, in : *Sopade-Informationdienst*, Denkschriften 51, Bonn 1953; Gustav-Wilhelm Harmssen, *Am Abend der Demontage*, Bremen 1951; Franz Rupp, *Reparationsleistungen der Sowjetischen Besatzungszone Deutschlands*, in: *Bonner Berichte aus Mittel- und Ostdeutschland*, Bonn 1953; Bruno Gleitze, *Die Wirtschaftsstruktur der Sowjetzone und ihre gegenwärtigen sozial- und wirtschaftsrechtlichen Tendenzen*, Bonn 1951; J. Peter Nettel, *Die deutsche Sowjetzone bis heute. Politik, Wirtschaft, Gesellschaft*, Frankfurt am Main

よりも客観的な状況を描こうという姿勢がみられた³。

他方、東ドイツでは、ドイツ社会主義統一党（die Sozialistische Einheitspartei Deutschlands：以下、SED）・政府がソ連との関係を深めていくにつれ、公式の場で賠償問題を語ることはタブーとなった。とくに、「ベルリンの壁」の構築により東西分断の固定化が決定的となった60年代に、賠償問題に関する研究がストップした⁴。ソ連への追従という側面と並んで、国内の政治体制の維持という観点からも、リベラルな研究が否定されはじめたのがこの時代の特徴であった⁵。東ドイツの代表的な経済史家であったユルゲン・クチンスキー（Jürgen Kuczynski）の『回想録』のなかでも、その当時の科学アカデミーが置かれていた状態がリアルに記されている。そうした1960年代の状況は、70年代初頭のヴァルター・ウルブリヒト（Walter Ulbricht）の事実上の更迭とエーリヒ・ホーネッカー（Erich Honecker）政権の誕生後も、しばらくは変わることはなかった⁶。

変化は、ホーネッカー政権とソ連との関係が、天然資源の供給をめぐる、あるいはゴルバチョフの登場、といった政治・外交要因によって不安定になり、東西ドイツの接近がみられるようになった1980年代前半に訪れた。西ドイツのW.ツァンク（Wolfgang Zank）やW.マチュケ（Werner Matschke）らは、ソ連占領期の東部ドイツ（オーデル・ナイセ以東を除く）の労働力事情あるいは工業生産を対象としてとりあげ、戦前・戦中から戦後への歴史的連続面と断絶面を抽出しながら、ソ連占領地域＝東ドイツ経済の出発条件を分析している⁷。

そうしたソ連占領地域＝東ドイツの戦後史研究は、ドイツ統一後になると、戦後賠償史の東西比較に着目するようになった。かつて入手困難であった資料の公開が進むなかで、ソ連占領地域について

1953.なお、東ドイツの研究で、興味深いものは、Werner Krause, *Die Entstehung des Volkseigentums in der Industrie der DDR*, Berlin 1958である。同書に掲載されたマクロ経済的データや国家的管理構造に関連する図表は、今日の戦後東ドイツ研究においても使われ続けている。

4 1960年代半ばに、象徴的な出来事があった。フンボルト大学のホルスト・バルテル氏（Horst Barthel）が、敗戦から建国に至るまでのソ連占領地域の経済状況に関する教授資格論文の作成のために、文書やデータの閲覧を申し出たとき、60年代経済改革の立役者の一人であったエーリヒ・アーペル（Erich Apel：分権化や技術革新の推進派）が、それを拒んだというエピソードである。Rainer Karlsch, a.a.O., S.9-10.その後、バルテル氏は1968年に論文を書き上げるが、それを公刊するには至らなかった。著書として加筆脱稿したのは、10年後の77年、発行されたのは79年のことである。Horst Barthel, *Die wirtschaftlichen Ausgangsbedingungen der DDR : Zur Wirtschaftsentwicklung auf dem Gebiet der DDR 1945-1949/50*, Berlin 1979. 70年代末までに発行が可能になった背景としては、ウルブリヒト時代の措置に対する批判、ホーネッカーとクチンスキー（社会科学アカデミー経済史研究所所長）との密接な関係などをあげることができよう。次の文献は、ホーネッカーとクチンスキーの強い絆があったことを伝えている。その反面で、SEDと知識人の関係が悪化していたことをも表している。ユルゲン・クチンスキー（照井日出喜訳）『クチンスキー回想録 1945-1989 正統派の異端者』大月書店、1998年、169-183頁、253頁、282-293頁などを参照されたい。

5 その当時、1963年に始動した経済的分権化と技術革新重視（人的には、科学者、技術者）の経済改革路線は、65年12月のSED第11回中央委員会総会で修正され、それに代わって、中央集権体制の強化、西側への技術依存からの脱却、イデオロギー重視の文化政策への転換の路線などが登場した。ヘルマン・ヴェーバー（斎藤哲・星乃治彦訳）『ドイツ民主共和国史』日本経済評論社、1991年、111-113頁、成瀬治・山田欣吾・木村靖二編『ドイツ史3』山川出版社、1997年、所収（斎藤哲「第7章 ドイツ民主共和国」）、467-469頁。なお、この総会を開催する前に、先のアーペル（注4）は、経済改革の放棄をほのめかずヴァルター・ウルブリヒトやギュンター・ミッタークらと政治局で対立するなかで、謎の自殺を遂げた（65年12月3日）。

6 たしかに、1975年には、ヨーロッパ安全保障協力会議で「ヘルシンキ宣言」（Conference of Security and Co-operation in Europe: Final Act）が採択され、新しい政治への期待が高まった。しかし、そうした国際環境にも後押しされて76年～77年に起きた知識人、文化人、環境保護などの運動は、当局による逮捕・軟禁・国外追放といった事態を引き起こした。それは、体制の末期状態であったといえよう。「ヘルシンキ宣言」以後のソ連・東欧の社会主義諸国が、体制転換に向けて変動していく姿を追った研究として、青木國彦「共産党宣言からヘルシンキ宣言」、『カオスとロゴス』第24号、2003年12月ならびに宮脇昇『CSCE人権レジームの研究 「ヘルシンキ宣言」は冷戦を終わらせた』国際書院、2003年が興味深い。

7 Wolfgang Zank, *Wirtschaft und Arbeit in Ostdeutschland 1945-1949. Probleme des Wiederaufbaus in der Sowjetischen Besatzungszone Deutschlands*, München 1987; Werner Matschke, *Die industrielle Entwicklung in der Sowjetischen Besatzungszone Deutschlands (SBZ) 1945 bis 1948*, Berlin 1988.

は、R.カールシュ（Rainer Karlsch）らの研究⁸によって、西側占領地域とソ連占領地域との比較については、Ch.ブーフハイム（Christoph Buchheim）⁹やJ.フィッシュ（Jörg Fisch）¹⁰らの分析によって、戦後賠償の実態が描かれている。最近では、ソ連占領地域の個別の州、あるいは工業部門、企業のレベルでの賠償の分析が行われるようになってきている¹¹。

本稿では、そうした研究動向を踏まえて、賠償とその影響の具体像に迫るため、まずは賠償政策の柱とされた工業部門における**デモンタージュ（工場の接収、建物・設備の解体、機械・在庫等の本国への移送）**の実態を整理する。後述するように、賠償のなかで、最も大きな比重を占めていたのはデモンタージュであった。その実施過程は、ソ連の賠償政策の変化、ソ連占領地域の社会主義化、建国後の工業再編に深く関わっている。

検討の対象となる工業部門は、1933年から44年までの、したがってナチス政権誕生から戦争経済期にかけての工業生産高の伸びを示した重化学工業部門に限定する¹²。可能な限りで、化学や機械製造に関わる企業とそのデモンタージュの実態に近づきたい¹³。また、ルールやザールを有する西部ドイツに比して規模は小さかったものの、東部ドイツ（オデル・ナイセ以西）の鉄鋼業にも対象の範囲を広げ、同地域の工業、企業の歴史的連続面と断絶面（再編）を確認していきたい。

いずれの部門も、西側、東側を問わず連合国の関心が高く、占領地域の境界線が確定する前から、その技術や人材の獲得をめぐる駆け引きがあった。そして境界の確定ののちにはソ連の賠償政策の重要な柱の一つとなった。本稿では、ソ連の賠償政策、そして国家分断による存亡の危機、国有化と計画経済化、さらにドイツ統一後には二度目の再編を経験することとなる工業部門や企業の出発点の状況を、ソ連占領期に限定して分析したい。

ソ連占領地域における戦後賠償政策

工業部門別あるいは工業企業を対象とする分析に入る前に、まずは、ソ連占領地域における戦後賠償の全体像を把握しておくことにしよう。

戦後賠償の範疇には、(a)デモンタージュ、(b)占領軍の駐留費用、(c)経常的生産からの供給（現物供出）(d)ソビエト株式会社（Sowjetische Aktiengesellschaften：後述）の利益の納入、ソビエト商事会社¹⁴の売り上げ、(e)ウラン鉱山株式会社ヴィスムートWismut¹⁵からの供給、(f)戦利品等、(g)貿易上の損失¹⁶が入る。R.カールシュによる算定では、1945年から53年までの賠償総額は、約540億ライヒスマ

8 注3であげたR. Karlsch、注7のW. Matschke、Lothar Baarが、包括的分析結果として書いた論文をあげておくことにしよう。Lothar Baar/Rainer Karlsch/Werner Matschke, Kriegsschäden, Demontagen und Reparationen, in: Der Deutsche Bundestag (Hrsg.), *Materialien der Enquete-Kommission "Aufarbeitung von Geschichte und Folgen der SED-Diktatur in Deutschland"* (12. Wahlperiode des Deutschen Bundestages) Band 1/2: Deutschlandpolitik, innerdeutsche Beziehungen und internationale Rahmenbedingungen, Baden-Baden 1995.

9 Christoph Buchheim(Hrsg.), *Wirtschaftliche Folgelasten des Krieges in der SBZ/DDR*, Baden-Baden 1995.

10 Jörg Fisch, *Reparationen nach dem Zweiten Weltkrieg*, München 2001.

11 例えば、つぎの文献は、光学機器、自動車、航空機部門での賠償の実態、そしてザクセン州、ザクセン・アンハルト州、ブランデンブルク州の工業と賠償との関係について分析している。Rainer Karlsch/Jochen Laufer(hrsg.), *Sowjetische Demontagen in Deutschland 1944-1949. Hintergründe, Ziele und Wirkungen*, Berlin 2002

12 Werner Matschke, a.a.O., S.58-59.

13 Matschkeの資料からは、機械製造の場合、事務機器や繊維機械の割合（全ドイツの生産高を100としたとき）が高いことがわかる。Ebenda, S.61 und S.101。さらに、戦前から戦中にかけての生産高の伸びをみていくと、工作機械、造船、航空機、光学・精密機器、電機・電子、金属加工品、燃料精製をも含む化学が、1936年から44年まで2倍か2.5倍に増えていた。Rainer Karlsch, a.a.O., S.37。対象となる期間は違うが、W.ミュールフリーデルとK.ヴィースナーの分析でも、ほぼ同じ結論が導かれている。Wolfgang Mühlfriedel, Klaus Wießner, *Die Geschichte der Industrie der DDR*, Berlin 1989, S.20.

第1表 対ソ賠償全体の構成

| | デモンタージュ | 占領経費 | 現物納入 ¹⁾ | 間接的賠償 ²⁾ | ヴィスマート ³⁾ | 戦利品等 ⁴⁾ | 貿易上の損失 | 合計 |
|-------|---------|--------|--------------------|---------------------|----------------------|--------------------|--------|--------|
| 1945年 | 2,000 | 500 | 100 | | | 1,000 | | 3,600 |
| 1946年 | 3,000 | 1,500 | 1,000 | 500 | 96 | 2,500 | 100 | 8,696 |
| 1947年 | 1,000 | 2,000 | 1,500 | 600 | 413 | 2,500 | 100 | 8,113 |
| 1948年 | 100 | 2,200 | 1,580 | 500 | 647 | | 100 | 5,127 |
| 1949年 | 終了 | 2,182 | 1,690 | 500 | 763 | 不明 | 100 | 5,235 |
| 1950年 | | 2,121 | 2,080 | 500 | 1,081 | 不明 | 200 | 5,982 |
| 1951年 | | 2,100 | 1,170 | 400 | 1,594 | 600 | 200 | 6,064 |
| 1952年 | | 2,094 | 1,111 | 250 | 1,434 | 600 | 200 | 5,689 |
| 1953年 | | 2,099 | 1,150 | 250 | 1,275 | 550 | 100 | 5,424 |
| 合計 | 6,100 | 16,796 | 11,381 | 3,500 | 7,303 | 7,750 | 1,100 | 53,930 |

*数値データの単位は、100万ライヒスマルク又は100万マルク（東）：時価。

1)「本文では、経常的生産からの供給、と呼称している。現物納入に伴う、その他の経費、価格上昇分をも含む。

2) ソビエト株式会社の利益・賃貸収入からの納入金ならびにソビエト商事会社の売上

3) Wismutウラン鉱山株式会社

4) オストロイゼンからポーランドへとソ連赤軍がベルリンに進撃する過程で押収したり、進駐後に没収した公共物や私財（装飾品、美術品、紙幣・コインなど）それらの買戻し

資料：Lothar Baar/Rainer Karlsch/Werner Matschke, Kriegsschäden, Demontagen und Reparationen, in: Der Deutsche Bundestag (Hrsg.), *Materialien der Enquete-Kommission "Aufarbeitung von Geschichte und Folgen der SED-Diktatur in Deutschland"* (12. Wahlperiode des Deutschen Bundestages) Band 1/2 : Deutschlandpolitik, innerdeutsche Beziehungen und internationale Rahmenbedingungen, Baden-Baden 1995, S.959.

ルク（第1表）J.フィッシュは530～550億ライヒスマルク¹⁷であったとしている。Ch.ブーフハイムは、122億ドル（約427億ライヒスマルク：1938年の為替相場）⁸と算定しているが、それには第1表の「間接的賠償（ソビエト株式会社・ソビエト商事会社関連の収入）」、「ウラン鉱山株式会社Wismutからの供給」、「戦利品等」、「貿易上の損失」が含まれていない。ちなみにブーフハイムの計算は、「東ドイツ分」の総額がヤルタ会談時のソ連の賠償請求案に近い数字となっている（第2表および第3表）。

賠償項目のうち、1948年までのそれに大きな比重を占めていたのは、ドイツの非ナチ化・軍事大国化を主要目的として行われたデモンタージュ（＝工場解体、接収、ソ連への移送）であった。デモンタージュが収束した48年までに約61億ライヒスマルクに相当する工場の建物・設備・機械、在庫が撤去され、ソ連各地に移送された。48年以降の賠償の推移から、この時期のデモンタージュがソ連占領

14 1946年に設立されたソビエト商事会社Sowjetische Handelsgesellschaftは、占領地域内のドイツ企業あるいはソビエト株式会社が生産した商品を、ソ連・東欧諸国や西側諸国に輸出したり、それらの国から原料・資材を中心に輸入したりしていた。その形態はさまざまで、モスクワの商事会社の支店であったり、ソビエト軍政部の経済部局の管理下に置かれた商事会社であったり、ドイツとソ連の合弁会社であったりした。Bundesministerium für gesamtdeutsche Fragen (Hrsg.), *SBZ von A bis Z. Ein Taschen- und Nachschlagebuch über die Sowjetisches Besatzungszone Deutschlands*, Bonn 1966, S.428.

15 これまでベールに包まれていたウラン鉱山株式会社の戦後の状況を明らかにした文献としては、Rainer Karlsch/Zbynek Zeman, *Uranegheimisse. Erzgebirge im Brennpunkt der Weltpolitik 1933-1960*, 2. Auflage, Berlin 2003.がある。東ドイツのウラン鉱山とソ連の原子爆弾の開発と紹介は別の機会に譲りたい。

16 ソ連は、占領地域からの賠償以外の純粋な貿易において、1944年価格（凍結価格）で支払うことができた。それは、戦後のインフレ的時代において、ソ連側が価格補助金を受け取ったことになる。そのために、ドイツ側が支出しなればならなかった財政支出が33億マルクであった。さらに、ソ連向けの輸出際の包装・梱包、送料、保険金などがドイツ側の負担で支払われねばならなかった。拙稿「ソ連占領下の東ドイツの経済構造 解体と賠償の影響」s『秋田経済法科大学経済学部紀要』第39号、2004年、44頁。

17 Jürg Fisch, a.a.O., S.196.

18 Christoph Buchheim, Kriegsschäden, Demontagen und Reparationen. Deutschland nach dem Zweiten Weltkrieg, in: Der Deutsche Bundestag (Hrsg.), a.a.O., S.1066.

ソ連占領地域における戦後賠償（１）【白川】

第２表 ヤルタ会談時点でのソ連の賠償請求

| 賠償項目 | US億ドル | 億RM ¹⁾ |
|------------------|-------|-------------------|
| 軍需産業、化学工業 | 22.0 | 77.0 |
| 鉄・鉄鋼、機械、電機、褐炭、電力 | 27.0 | 94.5 |
| 建設資材、消費財、輸送・通信手段 | 20.0 | 70.0 |
| ソ連への対外投資 | 14.0 | 49.0 |
| 有価証券、貴金属・宝石、外貨 | 23.0 | 80.5 |
| その他 | 12.0 | 42.0 |
| 合計 | 118.0 | 413.0 |

1) RM：ライヒスマルク。1938年のレート（1USドル＝3.5RM）で換算。

資料：Werner Matschke, *Die industrielle Entwicklung in der Sowjetischen Besatzungszone Deutschlands(SBZ) von 1945 bis 1948*, Berlin 1988, S.73. 拙稿「ソ連占領下の東ドイツの経済構造 解体と賠償の影響」、『経済学部紀要』（秋田経済法科大学）第39号、2004年3月、41頁より抜粋。

第３表 戦後賠償の東西比較

単位：10億ドル

| | 総 計 | 内 訳 | | |
|-----------------|-------|-------|--------|-------|
| | | 東ドイツ分 | 西ドイツ分 | 全ドイツ分 |
| デモンタージュ | 3.20 | 2.60 | 0.60 | * |
| 現物納入 | 7.13 | 7.00 | 0.13 | * |
| 知的財産の没収 | 3.70 | * | * | 3.70 |
| ライヒの海外資産 | 2.00 | * | * | 2.00 |
| 商業船舶 | 0.15 | * | * | 0.15 |
| 捕虜の労働供与 | 3.40 | * | * | 3.40 |
| 占領経費 | 8.90 | 2.60 | 6.30 | * |
| 戦争被害者への個別補償 | 10.00 | - | 10.00 | * |
| 海外からの公的援助（マイナス） | 4.10 | - | - 4.10 | * |
| 合計 | 42.58 | 12.20 | 12.93 | 9.25 |

資料：Christoph Buchheim, *Kriegsschäden, Demontagen und Reparationen. Deutschland nach dem Zweiten Weltkrieg*, n:Der Deutsche Bundestag(Hrsg.), *Materialien der Enquete-Kommission "Aufarbeitung von Geschichte und Folgen der SED-Diktatur in Deutschland" (12. Wahlperiode des Deutschen Bundestages) Band 12: Deutschlandpolitik, innerdeutsche Beziehungen und internationale Rahmenbedingungen*, Baden-Baden 1995, S. 1066. 原典の数字に若干の修正を施した。

地域の戦後復興の最大の障害になっていたことが推察されよう（前掲第１表）。

デモンタージュによる賠償については、すでに大戦終結前から連合国間ならびにソ連国内で検討されていた。1941年12月16日のイギリスのイーデン外相とスターリン書記長、V.M.モロトフ外務人民委員とのモスクワ会談では、「賠償は貨幣ではなく、現物の形で実施されなければならない」という認識が共有されていた。そして、42年1月には、ソ連共産党政治局の決議を通じて外務省内に設置された「講和会議のための外交資料準備委員会」が、賠償計画を立案することになった。モロトフ人民委員を頂点とする準備委員会のメンバーには、ヴィシンスキー副人民委員、デカナゾフ副人民委員、ロゾフスキー副人民委員、そして経済問題の識者としてE. ヴァルガがいた¹⁹⁾。

ヴァルガの賠償案は、ドイツの労働者の生活の困窮への憂慮（第一次世界大戦後の経験から）を示しつつ、つぎの生産物・サービスの供与を要請するものであった。あらゆる種類の船舶、港湾施設、自動車、科学研究用の機器・器具、金属加工工場、化学工場、軍需工場の施設・設備、農業機械、家畜、種苗。さらに、ヴァルガの案は、ドイツの特許の取得、敵国からの労働力の徴用、経常的生産からの供給などを含んでいた。現物による賠償（現金・証券等での賠償は基本的に否定）の期間は、戦

後の数年間としていた²⁰。

以上の考え方は、ヤルタ会談時（1945年2月）のソ連側の賠償案にもみることができる。また、それらの大部分は、1945年7月17日～8月2日のポツダム会談においても繰り返されることになる。しかし、ソ連側が求め続けた経常的生産からの供給とドイツ人労働者の徴用については、イギリスとアメリカの反対があり、宣言に盛り込まれることはなかった²¹。その根底には、第一次世界大戦後の賠償政策から得られた教訓（市民生活の窮状、ドーズ案・ヤング案の登場、世界恐慌とナチスの誕生）、ドイツの非軍事化の徹底とドイツの賠償遂行能力の関係、ドイツの生活水準と戦後ドイツ経済の復興の条件、ドイツの「ソビエト化」への危惧といった問題群が横たわっていたといえよう。

ポツダム会談以後、ソ連側は、デモンタージュを中心に生産設備・機械の撤収・移送を開始するとともに、1945年秋からは、連合国間で見解の一致をみなかった経常的生産からの供給とドイツ人労働力のソ連への移送を開始した。

これらの賠償が実施される過程で、戦勝国間の議論にとどまらず、モスクワの政権内部で、あるいはクレムリンとベルリンに設置されたソビエト軍政部（die Sowjetische Militäradministration in Deutschland）²²との間で、そして軍政部と占領地域内のドイツ共産党・ドイツ社会民主党（のちにSEDに合同）との間で議論が展開された²³。焦点は、この方式での賠償が占領地域の経済復興にもたらす影響であった。ソ連の戦争被害への補償、そして戦後復興を遂行するための方法として、最も重視されていたデモンタージュは、占領地域の経済に直接的な影響を与えるものであり、その規模の拡大は、ドイツ人の生活を脅かすだけでなく、賠償そのものにネガティブな作用をもたらす可能性があった。SEDは、ソ連政府に対して窮状を訴え、事態の改善を要請することになる。以下では、その顛末をも含めて、賠償プロセスがどのように進化したのかを確認することにしよう。

デモンタージュの諸段階と賠償政策の転換

戦後約3年間にわたって続いたデモンタージュは、5つの時期に区分される²⁴。第1期は1945年5月～6月末、第2期は45年7月～46年3月、第3期は46年春～秋、第4期は46年末から47年秋、第5期は47年末から48年春である。それぞれの時期で、賠償政策の重点、工場解体の方法（「完全解体」か、「部分解体」）、解体の対象となる部門が異なっていた。以下では、それらの点に留意しながら各時期の特徴を抽出することにしよう。なお、ソ連占領地域に対してアメリカ軍が直接関与するのは、第1期のみであることをあらかじめ指摘しておく。

19 Jochen Laufer, Die Reparationsplanungen im sowjetischen Außenministerium während des Zweiten Weltkrieges, in: Christoph Buchheim(Hrsg.), *a.a.O.*, Baden-Baden 1995, S.30. 加藤浩平「戦後東ドイツの賠償負担問題」、『社会科学年報』（専修大学）第36号、2002年、370頁参照。

20 Jochen Laufer, *a.a.O.*, S.32.

21 Rainer Karlsch, *a.a.O.*, S.64-71.

22 1945年6月9日、ベルリン中心部から南東に位置するカールスホースト（Karlshorst）に設置され、6月10日には、SMAD命令第1号によって、ジューコフ元帥が初代の最高責任者（翌年4月10日にソコロフスキー上級大将と交替）となった。Bundesministerium für gesamtdeutsche Fragen (Hrsg.), *SBZ von 1945 bis 1954*, 3., durchgesehene Auflage, Bonn und Berlin 1961, S.10. SMADの課題の柱は、他の占領地域と同様に「4つのD」（非軍事化、非ナチ化、民主化、カルテル解体：Demilitarisierung, Denazifizierung, Demokratisierung und Dekartellierung）の原則であり、それに関わる経済的な課題については、軍需産業に関わってきた巨大企業の解体と非武装化、農地改革、非ナチ化政策の一環としての人事粛清、対ソ賠償の管理、ドイツ国民のための戦後復興の指導と管理にあるとされた。

23 Rainer Karlsch, *a.a.O.*, S.64-71.

(1) 第1期のデモンタージュとアメリカ

無条件降伏以前から、ソ連軍は、オストプロイセン、オーデル・ナイセ川以東、シュレージエン、そしてブランデンブルクに進軍する間に、戦利品(軍需品等)のみならず、一般市民の財産(金・銀、ラジオ、家具、乗用車、自転車、洋服、時計など)の略奪を行ってきた²⁵。そうした無秩序な行為は、1947年以降禁止されたが、武器・弾薬、原燃料、機械、船舶、工芸品、美術品などが軍の戦利品として押収され、ソビエト軍政部が設置した戦利品管理局で保管・検査したのちに、本国に移送されていた。

こうした大戦の余波ともいえる事態が進むなかで、第1期デモンタージュは、1945年4月～5月から、連合四カ国の分割統治(占領地域の確定)が開始する直前の45年6月末に行われた。

この時期は、アメリカの軍事司令部によるデモンタージュと、科学者・技術者・エンジニアの西側地域への移送ならびに知的財産(特許、設計図・仕様書など)の押収(いわゆる「知的賠償」:以下、同じようなケースについては必要に応じてこの言葉を用いる)が行われた時期と、占領地域確定前のソ連軍による無秩序な略奪の時期とが重なる。

まずは、前者についてみよう。イギリス軍ならびにアメリカ軍は、第1期において、のちにソ連占領地域となるメクレンブルク、テューリンゲン、ザクセン、プロヴィンツ・ザクセン、アンハルトにおいて、工業的に最も重要とされた企業・施設の資産の押収を目的とする特別部隊(技術者や経済専門家をも含む)を展開させていた²⁶。

そのうち、東側のドイツ化学工業の集積地であったプロヴィンツ・ザクセン、アンハルトでも、アメリカ軍を中心にデモンタージュや知的賠償の動きがあった。同地域の化学工業の核は、IGファルベン(Interessengemeinschaft Farben)傘下の工場群であった²⁷。1945年当初、ソ連占領地域には、IGファルベンの資産の57.9%が存在していたといわれている²⁸。プロヴィンツ・ザクセンの中心都市ハレの中心から南に位置するシュコパウのブナ工場、メルゼブルクのロイナ工場、ピッターフェルト近郊のアグファ・ヴォルフエン写真工場(Filmfabrik Actien-Gesellschaft für Anilin-Fabrikation Wolfen)の科学技術力、研究開発力、熟練労働者・職員は内外で評価されていた。

1945年4月14日、アメリカ軍は、当初ソ連が占領する予定となっていたプロヴィンツ・ザクセンのロイナ、シュコパウ、ピョーレン(ライプチヒから南に約15km)に進軍した。翌15日、ロイナ工場において、アメリカ軍の特別部隊は、生産設備、実験室、経営管理部を視察し、とくに合成燃料(褐炭精製ガソリン)の技術や生産設備に関する資料・データ(特許書類、研究報告書なども含む)を押

24 詳しくは、Rainer Karlsch, a.a.O., S.60-89.デモンタージュの影響(短期および中・長期)については、同書のS.89-93を参照されたい。また、加藤浩平、前掲論文、376-380頁での要点整理が役に立つ。

25 これに対しては、占領地域のドイツ共産党(KPD)やドイツ社会民主党(SPD)から、ソ連軍政部のジューコフ元帥に、略奪の禁止を訴える声があがり、1945年末までに対価なしの押収の禁止命令が何度も出されたが、犯罪行為はしばらくの間やむことはなかった。Rainer Karlsch, a.a.O., S.56.

26 Rainer Karlsch, a.a.O., S.59.

27 20世紀初頭のドイツ化学工業における利益共同体の形成と展開については、加来祥男『ドイツ化学工業史序説』ミネルヴァ書房、1986年、132-150頁、170-188頁を参照されたい。

28 その拠点は、ザクセン・アンハルトのハレ、メルゼブルクにあった。西側占領地域については、ルートヴィヒスハーフェン(Ludwigshafen)の旧BASF資産が、18.3%、ヘキストのそれが6.8%、その他が8.5%であった。工藤章『現代ドイツ科学工業史』ミネルヴァ書房、1999年、278-279頁。西側では、BASF、バイエル、ヘキストに(再)分割された。

29 Bundesanstalt für vereinigungsbedingte Sonderaufgaben Leuna Werk GmbH(hrsg.), *Leuna. Metamorphosen eines Chemiewerks*, Halle an der Saale 1997, S.165.ロイナ工場以外では、アグファ・ヴォルフエン写真工場では、硝酸銀(感光剤などの原料)が、シュコパウのブナ工場では合成ゴムが接収された(のちに対価が支払われた)。化学部門以外では、ライヒ物理技術局(本部:ヴァイダWeida、支部:ロンネブルクRonneburgならびにツォイレンローダZeulenroda。いずれも、テューリンゲンのグライツGreiz郡にある)に保管されていたラジウム(写真乳剤にも利用される)が特殊部隊によって押収された。Rainer Karlsch, a.a.O., S.59.

収した。また、化学反応の反応速度を高める触媒の生産部門からは、白金やバナジウムなどの高級金属が接収された²⁹。

アメリカ軍は、ロイナ工場の生産の再開にとくに関心をもってはいなかったが、爆撃で破壊された施設の整備や設備の修理を進めさせ、1945年5月にはアンモニア生産が再開した。また、ライプチヒ近郊のビョーレンでは、褐炭採掘、ブリケット製造、ガス製造工場、発電所などの生産活動が復活した³⁰。

この化学生産の拠点で、アメリカ側が興味を示したのは、前述の知的賠償であった。1945年6月末から7月初めには、27人の経営陣がビッターフェルトの電気化学工場から、51人の経営陣（うち43人はアグファ工場）がヴォルフエンから、自由意思、あるいは強制的にアメリカ軍とともに西側占領地域へ移動した³¹。このほかロイナ工場からは、28人、シュコパウ（ブナ工場）からは25人、そしてビョーレンの褐炭精製ガソリン工場からは8人の経営陣や科学者が、西側占領地域のヘッセン州にあるローゼンタールに移送された³²。

つぎに、ソ連軍進駐前のテューリンゲンに目を転じよう。同地には世界的な光学機器メーカーであるカール・ツァイス・イエナの工場があった。そこへは、1945年4月中旬にアメリカ軍が進駐し、6月までの間に、多くの光学製品の完成品や在庫が押収、移送された³³。その大半が、軍事用の光学機器（空軍用距離系、照準望遠鏡、爆撃照準器）、民生用の光学機器（顕微鏡、カメラなど）であった。また、ツァイス社の製品の接収のみならず、生産設備・機械の設計図（原版）、仕様書などが押収された（その行方は不明である）³⁴。

このデモンタージュ第1期のカール・ツァイス・イエナにとって、さらに重要であったのは、アメリカ軍による、いわゆる「頭脳狩り」（前述の知的賠償の別表現）であった。1945年6月初旬、アメリカ側は、ソ連軍進駐の前に、西側占領地域に新工場を建設するために、生産労働力1,000人、営業、科学、技術関係職員が1,000人とその家族をあわせ、計6,000人の移送を計画した。また、人とならんで必要な機械設備をあわせると、輸送のためには鉄道貨車が600輛用意されねばならなかった。数週間での大移動は不可能な話だった³⁵。計画が頓挫したのち、6月23日～25日には、事前かつ緊急の打ち合わせののちに、カール・ツァイス社84名、ショット社（ガラス、レンズ製造部門）の41人（経営陣、科学者、技術関係職員、労働者）とその家族が、また、イエナ大学の教授、講師、職員たちも、バーデン・ヴュルテンブルクの小さな町ハイデンハイム（翌年には、その北側15kmに位置するオーバー

30 Rainer Karlsch/Raymond Stokes, *Die Chemie muss stimmen*, Berlin 2000, S.21.

31 Friederike Sattler, Unternehmensstrategien und Politik. Zur Entwicklung der mitteldeutschen Chemieindustrie im 20. Jahrhundert, in: Hermann-J. Rupieper/ Friederike Sattler/ Georg Wagner-Kyora (hrsg.), *Die Mitteldeutsche Chemieindustrie und ihre Arbeiter im 20. Jahrhundert*, Halle(Saale) 2005, S.146.

32 Rainer Karlsch/Raymond Stokes, a.a.O., S.21. さらに、Bundesanstalt für vereinigungsbedingte Sonderaufgaben Leuna Werk GmbH (hrsg.), a.a.O., S.59-60.

33 送り先は、アメリカ合衆国オハイオ州デイトンにある陸軍の兵器庫であった。アーミン・ヘルマン（中野不二男訳）『ツァイス 激動の100年』新潮社、1995年（原典：Armin Hermann, *Nur der Name war geblieben -Die abenteuerliche Geschichte der Firma Carl Zeiss*, Stuttgart 1995）、10頁。なお、原典の増補版が、1992年に刊行された（Armin Hermann, *Carl Zeiss -Die abenteuerliche Geschichte der Firma Carl Zeiss*, München, 1995）。本論文の作成にあたっては、翻訳書と、原書の増補版の二つを用いる。その後の展開を含めて、クルト・リース（山下肇・土方学共訳）『廃墟からの再生 戦後ドイツの企業家たち』平凡社、昭和33（1958）年（原典：Curt Riess, *Sie haben es noch einmal geschafft -schicksale im Nachkriegsdeutschland*, Berlin/Frankfurt am Main 1955。なお、翻訳は、15編のエピソードから、10編が選ばれた）より第三話「科学者大移動の悲劇 パウエルスフェルト博士とツァイス工学会社の物語」48～74頁、ならびに野藤忠『ツァイス企業家精神』九州大学出版会、1998年（第10章「第2次大戦直後のツァイス社」223-242頁）。

34 Wolfgang Mühlfriedel/ Edith Hellmuth, *Carl Zeiss in Jena 1945-1990*, Köln, Weimar, Wien 2004, S.19.

35 アーミン・ヘルマン、前掲書、115頁。Armin Hermann（増補版）、a.a.O., S.158.

36 Wolfgang Mühlfriedel/ Edith Hellmuth, a.a.O., S.18.

コッヘン)へ移住してきた³⁶。彼らは、西側のカール・ツァイスの創設と成長の担い手となっていった。

以上でみてきたように、ドイツの無条件降伏前後から、西側、東側における占領地域の最終的確定に至るまで、アメリカ軍による工場のデモンタージュは、その後に実施されたソ連のそれとの比較では大掛かりなものにはならなかった。それは、工業原料や完成品の不足などを理由に必要であると判断された場合に限定されていた。それとは対照的に、アメリカ側が強い関心を寄せていたのは、知的賠償にあたる科学研究者や技術者や有能な経営陣の西側占領地域への移送(そして部分的には本国への移送)や、彼らが工場の実験室や生産現場で開発した科学技術の諸成果の取得であった。無条件降伏からソ連軍進駐の西部への移動(ソ連占領地区の西側境界線)まで、約2ヶ月間しかなかった、という社会体制間の競争にかかわる事情も、「現物での賠償よりも科学者・技術者を」という方針に作用したと思われる。

(2) 第1期から第2期のソ連によるデモンタージュ

つぎに、第1期から第2期にかけてのソ連によるデモンタージュに関連する動きをみることにしよう。

ソ連国家防衛委員会とそのドイツ担当の代理機関は、ソ連の占領地域における賠償政策の管理・遂行に向けて特別委員会を創設し、その責任者をG.M.マレンコフ(ソ連共産党政治局員)とした。マレンコフは、ドイツの再建に必要な工業力の維持よりも、徹底的なデモンタージュとソ連経済復興への再利用を重視する懲罰主義的立場を採っていた³⁷。

1945年5月のドイツ軍の無条件降伏から7月のベルリンの連合四カ国による共同管理の開始まで、特別委員会は、約7万人の「解体請負人」(制服を来た一般市民)³⁸を本国から動員した。彼らは、ドイツでの任務の遂行如何で、本国での出世を約束されており、デモンタージュされる工場の重要性や、その数をめぐって競争していたといわれている³⁹。この時期に、「請負人」たちを先頭に解体され、ソ連への移送に回された工場は、149の機械・機器製造工場、51の冶金工場(鉄・非鉄金属)⁴⁰、46の精密・光学機器工場⁴¹、44の電機工場であったといわれている⁴²。

これらのなかで、鉄鋼業については、ソ連をはじめ連合国全体がドイツの軍需生産の象徴として完全な解体を目標としていた。しかし、第4表に示したように、のちのソ連占領地域には、1944年時点で高炉を持つ工場は2つにすぎず、そのなかでも大規模なものは、チューリングゲン州において鉄鉱石が採掘可能なウンターヴェレンボルンで操業していたフリック・コンツェルン傘下のマックス製鉄所

37加藤浩平、前掲論文、374頁。

38 省庁・政府機関、高等教育委員会、科学アカデミー等の研究施設から派遣された人々で、技術者は少尉、エンジニアは少佐、監督官は大佐の肩章をつけて、解体作業を遂行させた。Rainer Karlsch, a.a.O., S.60.なお、この時期のデモンタージュの内容と規模について、占領地域の軍政本部、駐留部隊、ソ連の諜報部の思惑が錯綜していたこともあり、正確な情報は捕捉できなかったといわれている。

39 Rainer Karlsch, a.a.O., S.60.

40 Rainer Karlsch, a.a.O., S.77-79.なお、このデモンタージュの第1期と第2期に撤収・移送されたソ連占領地域の鉄鋼工場は、のちにソビエト株式会社に改組されたり、州有経営体に転換した。そして、占領終了後は、人民所有経営体にならされることになる。

41 1926年にツァイス・イコン株式会社Zeiss Ikon AGに統合されていたドレスデンの大中小のカメラ工業が含まれる。リヒャルト・フンメル、リチャード・クー、村田昇作共著『東ドイツカメラの全貌 一眼レフカメラの源流を訪ねて』朝日ソノラマ、1998年、107-108頁。Herbert Blumtritt, *Geschichte der Dresdner Fotoindustrie*, zweite Auflage, Stuttgart 2001, S.108-112.

42 Bundesministerium für gesamtdeutsche Fragen (Hrsg.), *SBZ von A bis Z...*, S.400.なお、この1966年に公開されたこれらの部門の工場の内訳や解体数については、十分に検討がなされているわけではない。本稿で頻りに用いているR.Karlschの1997年の研究、あるいはそれ以降の包括的な分析においても明確にされていない。今後の課題である。

第4表 のちのソ連占領地域内の鉄鋼業（1944年）

| 立地 | 州・プロヴィンツ | 高炉 | 製鋼工場 | 圧延工場 | 備考 |
|--------------------|-------------|----|------|------|-------------------------------------|
| (1) シュトルツェンハーゲン | ザクセン | 1 | 0 | 0 | |
| (2) ヘニヒスドルフ | ブランデンブルク | 0 | 1 | 1 | Friedrich Flick KG |
| (3) シュパンダウ | 大ベルリン内 | 0 | 2 | 0 | |
| (4) ベルリン | 大ベルリン内 | 0 | 1 | 1 | |
| (5) ブランデンブルク | ブランデンブルク | 0 | 1 | 1 | Friedrich Flick KG |
| (6) マクデブルク | プロヴィンツ・ザクセン | 0 | 1 | 0 | |
| (7) ターレ | プロヴィンツ・ザクセン | 0 | 1 | 1 | Eisenhüttenwerke Thale |
| (8) ツァイツ | アンハルト | 0 | 1 | 0 | |
| (9) ウンターヴェレンボルン | テューリンゲン | 1 | 1 | 1 | Frickの管理下 |
| (10) ラオホハマー | ブランデンブルク | 0 | 1 | 1 | |
| (11) グリヨーディッツ | ザクセン | 0 | 1 | 1 | Die Mitteldeutschen Stahlwerke GmbH |
| (12) フライタール(デョーレン) | ザクセン | 0 | 1 | 1 | Sächsische Gußstahlwerk AG |
| (13) リーサ | ザクセン | 0 | 1 | 0 | Die Mitteldeutschen Stahlwerke GmbH |
| (14) ビルナ | ザクセン | 0 | 0 | 1 | Sächsische Gußstahlwerk AG |
| 合計 | | 2 | 13 | 9 | |

資料：Karl Eckart, *Die Eisen- und Stahlindustrie in den beiden deutschen Staaten*, Stuttgart 1988, S.28. 同頁の地図から作成した。州名等については、Karl Eckart, DDR. 3., überarbeitete Auflage, Stuttgart 1989, S.49を参照。

(Maxhütte) だけであった。ライン川右岸に広範囲に密集している鉄鋼そして圧延の生産拠点とは対照的に、東部の鉄鋼業は、西部からの石炭・鉄鉱石の供給に依存し、ベルリンやブランデンブルク、マクデブルク、ザクセンの機械工業から排出される屑鉄を原材料として補完しながら、細々と生産を行ってきた。

このように鉄鋼基盤の脆弱性は顕著であったにもかかわらず、1945年5月からは、他の工業部門と同様にデモンタージュが行われ、46年春までに主要な15工場（第4表の諸工場の大半）が解体された。固定され、引き剥がしが困難な設備や、輸送不能な施設は、爆破・破壊されることもあった。この第1期のデモンタージュにより、ソ連占領地域は鉄鋼生産能力の80%以上を失うことになった、といわれている⁴³。リーサ（Riesa）とグリヨーディッツ（Gröditz）の有限会社中部ドイツ製鋼所（Die Mitteldeutschen Stahlwerke GmbH）、フライタール（Freital）とデョーレン（Döhlen）の株式会社ザクセン鑄鋼所（Sächsische Gußstahlwerke AG）、さらにラオホハマー（Lauchhammer）の製鋼所、トリーア圧延工場株式会社のブルク分工場（Trierer Walzwerk AG Burg）といった比較的大規模な工場とならんで、その他の中小規模の製鉄所の設備・施設、圧延機までがデモンタージュのリストにのっていた。

この時点で、ウンターヴェレンボルンのマックス製鉄所とターレ製鉄所（Eisen- und Hüttenwerk Thale）は、賠償の対象からはずされていたが、第2期デモンタージュの際には、ヘッテシュテット非鉄金属圧延工場（Walzwerk Hettstedt）とともに部分解体された。

この鉄鋼業のデモンタージュは、ドイツの非軍事化という連合国の狙いがあった。しかし、西部のルール、ザールの工業地帯や東部のシュレージエンの鉄鋼業から切り離された状況下において、対ソ賠償を遂行するうえでも、経済再建を果たすうえでも、これ以上のデモンタージュは不可能であった。

鉄鋼業でのデモンタージュとならんで、アウトユニオン（Autounion）傘下のアウディ社ツヴィッカウ工場、BMW（Bayerische Motorenwerke AG）のアイゼナッハ工場⁴⁴のような自動車部門のみなら

43 Helmut Wienert, *Die Stahlindustrie in der DDR*, Berlin 1992, S.31; Stefan Unger, *Eisen und Stahl für den Sozialismus. Modernisierungs- und Innovationsstrategien der Schwarzmetallurgie in der DDR von 1949 bis 1971*, Berlin 2008, S.173.

ず、電力供給や生活資材全般の化学原料となる褐炭の採掘、戦後の住宅不足の克服に必要な煉瓦工場、さらには製糸工場、製紙工場、砂糖精製工場といった生活用品の生産に及んでくるようになると、事態は一層深刻なものになった。

1945年秋になると、ソ連占領地域のドイツ人のなかで政治の実権を掌握しつつあったドイツ共産党やドイツ社会民主党から、ソビエト軍政部やソ連政府に対して、略奪、治安の悪化、デモンターージュに由来する物資の不足、復興の障害、社会変革の障害に対する憂慮、苦情、そして改善要求が出されるようになった。

それに対して、1945年秋にA.I.ミコヤン（貿易相）によって提唱された経常的生産からの供給重視の賠償政策の実施が現実味を帯びてきた。それは、生産力の回復を前提とする賠償として、占領地域内のドイツ人の関心をひきつけるものであった。賠償特別委員会の抵抗はつづいたものの、つぎに紹介する状況は、ソ連の賠償政策（懲罰主義的なマレンコの政策）の変更を後押しした。

第1期と第2期のデモンターージュによって解体された設備・機械、資材は、鉄道で輸送される計画であった。しかし、ドイツ・ライヒ鉄道（Die Deutsche Reichsbahn）の線路や機関車・客車の撤去・移送が開始されており、ソ連占領地域には機関車と貨物列車が不足していた⁴⁴。1945年12月からは、ジューコフ元帥（ベルリンのソ連軍政部）の命令にもとづき、多数の小規模な運送会社が動員され、接收物はトランクに積まれて、シュチェチン（現ポーランドの港湾都市）まで輸送された。輸送の途上で多くの物資が失われたといわれている⁴⁵。

さらに、ソ連経済の復興を目的に大量の労力と経費をかけて接收・移送された設備・機械は、ソ連の移送先の工場で利用不能となっていた。設計図や仕様書等がなかったことで、ソ連の工場の機械システムへの組入れが困難であったこと、そして何よりも独ソ間で異なる工業規格・技術水準が、その問題に拍車をかけていた。ベラルーシのプレスト駅（この駅で欧州標準規格軌道からロシアの広軌に転換される）では、100km以上におよぶ貨物列車の列が行き場を失い、錆びつき、使用不能になった、といわれている。

デモンターージュは、多くの経費と労力を消費して、ソ連占領地域の生産能力を奪い取り、それを本国に移転しようとしたものの、最終的にはドイツからの技術移転による工業の立て直し、というソ連側の目的を実現するものではなかった。

(3) 第2期から第3期にかけての政策の変更

強硬なデモンターージュ政策は、1945年の秋から徐々に後退していった。それまでの混乱を收拾するため、まず第1にとられた措置は、ソ連占領地域の工場を把握し、デモンターージュの対象とするか否かを決定することであった。同年10月30日に発せられたSMADの第124号命令により、約1万の経営が接收され、それらは3つのカテゴリーに分類された。リストAには、戦中に深くナチス経済に関与していた経営が集められ、それらの多くはのちに公有化されることになる。リストCには、大規模かつ重要な経営で、占領下の賠償に寄与すると考えられたものが登録され、それらは継続してデモンタ

44 Opelの3工場は、第1期に解体・移送されていた。Andrej Minjuk, Deutsche Betriebsanlagen in der sowjetischen Automobilindustrie, in: Rainer Karlsch/Jochen Laufer(hrsg.), a.a.O., S.161.

45 最近の研究には、1944年と48年のライヒ鉄道（Die Deutsche Reichsbahn：東ドイツ時代もこの名称が用いられた）の敷設された線路の距離数の比較がある。電化された鉄道のうち、都内電車（ベルリン）については、11%から27%の本線・支線が撤去された。遠隔地交通用の電化線路については、ほぼ完全に撤去されたことが明らかにされている。また、機関車についてみると、蒸気機関車は三分の一に、電気機関車は1%（したがって完全な撤去）に減少したこと、ディーゼル機関車については増大したことが示されている。Rüdeiger Kühr, Die Folgen der Demontagen bei der Deutschen Reichsbahn(DR), in: Rainer Karlsch/Jochen Laufer(hrsg.), a.a.O., S.476-477.

46 Rainer Karlsch, a.a.O., S.63.

ーシュの対象となる。そしてリストBには、AやCと比較して小規模な経営が登録され、のちに元の所有者に返還された⁴⁷。

この動きに加えて、1945年11月には、ドイツ工業中央行政局（die Deutsche Zentralverwaltung für Industrie）のヤコブ・ブーランガー、SMAD工業部局のヴォロディン大佐、人民委員会重工業担当の代表者たちによる協議が行われ、a)西側諸国からの部品・完成品の調達に依存しない体制作りの一環として、ソ連占領地域に新たな重工業の基盤を作ること、b)早急に賠償のための生産プログラムを準備すること、c)そのために最低限必要な工業生産能力を占領地域内に保持することが確認された⁴⁸。こうした試みの結果、1945年冬から翌年の春まで、以前よりも、やや緩やかなデモンターシュが行われるようになった。

この時期の特徴をなすのは、化学部門でのデモンターシュである。それまで残存生産設備を用いて生産を続け、賠償課題を遂行してきたロイナ工場は、1946年3月15日の命令で、約30%の生産能力（おもに窒素肥料や合成ガソリン部門）を残して「部分解体」されることになった⁴⁹。同様に、1945年の秋からソ連の賠償要請にしたがって生産を続けていたアグファ・ヴォルフエン写真工場でも、46年4月（10月に再度）「部分解体」が行われた。これにより写真部門の生産が46年初めより60%減、工場内の発電施設は30%減となった。ただし、同工場の主力商品ではない繊維部門は、解体の対象とならなかった⁵⁰。

この化学部門での動きは、一方においてデモンターシュによる賠償の継続という方針を示すものであったが、他方で、工場の完全解体とソ連への移送という「懲罰主義的路線」からの漸次的離脱の兆候でもあった（第2期末までの結論）。新しい路線、すなわち「完全解体」から「部分解体」へ、そして、占領地域内のドイツ企業の復興への配慮、さらには「経常的生産からの供給」への賠償政策の変更は、デモンターシュの第3期において明確になった。

この2つの目的（復興と賠償）に向けて、2つの大きな変化が起きた。第一は、先述のリストAに登録されていた接收企業を、人民投票を通して公有化（州あるいは下位の自治体）する試みであり、第二に、リストCの企業をソビエト株式会社（Sowjetische Aktiengesellschaft）に転換する動きであった。

接收企業の公有化の出発点は、1946年6月30日のザクセンにおける人民投票であった。この時点のソ連（スターリン）の思惑とは別に、ソ連占領地域内で政治的発言力を増大させ、国有化や計画経済の導入で社会構造を変えようとしてきたのは、ドイツ社会民主党との合同を目前としていたドイツ共産党であった。ソ連に「戦争犯罪人とナチス活動家の資産」として没収されていた重工業部門の企業（先述のリストAの企業）の大半が、ザクセンに集中していたこともあり、同党は、それらの公有化を人民投票によって達成しようとしたのである。ソビエト軍政部の承認のもとで実施された投票の結果、没収されていた多くの経営（2,233経営）が州ないし自治体に委譲され、公有経営に転換される

47 Gert Leptin, *Deutsche Wirtschaft nach 1945*, Opladen 1980, S.23-24.

48 48 Rainer Karlsch, *a.a.O.*, S.64.

49 緩やかな解体とはいえ、ロイナ工場の主力商品の生産量は、1944年との比較で大きく減退したことは事実である。たとえば、窒素、ガソリン、合成素材の生産量は、46年には2年前の30%に落ち込んだ。メタノールやイソブチレン、溶剤については、そのほとんどが接收された。Rainer Karlsch/Raymond Stokes, *a.a.O.*, S.23; Bundesanstalt für vereinigungsbedingte Sonderaufgaben Leuna Werk GmbH(Hrsg.), *a.a.O.*, S.171.

50 Rainer Karlsch, *a.a.O.*, S.74-75.

51 Wolfgang Mühlfriedel, SAG-Betriebe - Schulen des Sozialismus, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1980/Teil 4, S.159-186.

52 1946年頃に設立されたソヴェト商事会社は、占領地域内のドイツ企業あるいはSAGが生産した商品を、ソ連・東欧諸国や西側諸国に輸出したり、それらの国から原料・資材を中心に輸入したりしていた。その形態は、さまざまで、モスクワの商事会社の支店であったり、SMADの経済担当部局の管理下に置かれた商事会社であったり、ドイツとソ連の合併会社であったりした。Bundesministerium für gesamtdeutsche Fragen (Hrsg.), *SBZ von A bis Z...*, S.428.

ソ連占領地域における戦後賠償（１）【白川】

第5表 州有経営の数と従業員規模

| 工業部門 | 経営数 | 一経営当たり従業員(人) |
|--------|-------|--------------|
| 鉱山 | 115 | 669.2 |
| 冶金 | 81 | 111.8 |
| 機械 | 599 | 56.5 |
| 電機・電子 | 93 | 56.3 |
| 精密・光学 | 38 | 58.6 |
| 化学 | 167 | 49.0 |
| 建設資材 | 227 | 37.3 |
| 木材加工 | 214 | 28.5 |
| 繊維 | 359 | 75.6 |
| 軽工業 | 129 | 36.9 |
| 紙・パルプ | 89 | 118.4 |
| エネルギー | 317 | 63.4 |
| 食品・嗜好品 | 363 | 52.2 |
| 合計 | 2,791 | 40.0 |

* 1947年10月時点

資料：Wolfgang Mühlfriedel/Klaus Wießner, *Die Geschichte der Industrie der DDR bis 1965*, Berlin 1989, S.49.

第6表 占領地域内の各州の公有化された経営数

| 州名 | 経営数 | % |
|------------|-------|-------|
| ブランデンブルク | 1,053 | 15.6 |
| メクレンブルク | 489 | 7.2 |
| ザクセン | 2,233 | 33.0 |
| ザクセン・アンハルト | 1,398 | 20.7 |
| テューリンゲン | 1,590 | 23.5 |
| 全体 | 6,763 | 100.0 |

* 1948年10月29日時点

資料：Wolfgang Mühlfriedel/Klaus Wießner, *Die Geschichte der Industrie der DDR bis 1965*, Berlin 1989, S.51.

ことになった⁵²。このザクセン州での結果を受けて、同年7月～8月までに、ソ連占領地域内のすべての州において、公有化のための法律が公布された⁵³。

このあと、占領地域内では、エネルギー、鉱山、冶金、機械などの重工業の分野で、ぞくぞくと公有経営が設立された（第5表）。州別で見ると、とくに戦前・戦中からの重工業の中心であったザクセンの割合が高く、それにテューリンゲン、ザクセン・アンハルトが続いた（第6表）。

賠償負担の重さは大きかったとはいえ、経済復興を、まずは州単位で、そしてドイツ人自身の手で行えるようになったことは、人々のモチベーションを高めたに違いない。その一方で、占領地域の政治の実権をSEDが掌握し、占領軍との融和を図りつつ、計画経済化を目指したこと、その延長線上で公有化が行われたことは、占領地域の「ソビエト化」を方向付けるものであったといえよう⁵⁴。

とはいえ、ソ連側にとって、占領地域は、賠償取立ての相手国の一部であることに変わりなかった。

1946年春頃から、デモンタージュの負の側面が対ソ賠償を不安定・不確実にしているという認識から、46年6月5日付けのSMAD命令第167号にもとづいて、ソビエト株式会社が設立されることになった。前年においてリストCに登録されていたもののうち約200経営（工場）が、34のソビエト株式会社（以下、SAG）に統合され、活動することになったのである。SAGは、a)戦後賠償をソ連主導の下で履行させる、b)東部ドイツに経済復興の新たな経済的・技術的基盤を創出する、c)計画経済的要素を占領地域内に浸透させる、といった目的で設立された。SAGは、ソ連邦閣僚評議会に設置された海外資産行政総管理局（Hauptverwaltung für sowjetisches Eigentum im Ausland）の一機関である駐ドイツ・ソビエト株式会社行政管理部（Verwaltung für Angelegenheiten der sowjetischen Aktiengesellschaften in Deutschland：本部をベルリンのヴァイセンゼーに置いた）によって管理・運営されていた。

SAGは、とくに素材型工業部門（エネルギー、褐炭、鉄鋼、銅、カリ、化学原料）と機械部門（計器、輸送機、電機、精密・光学機器をも含む）で設立された。第7表からは、ソ連がどのような生産物での賠償を強く求めていたのかを知ることができよう。それは、ソ連の国民経済の不足部門を間接

52 Werner Matschke, a.a.O., S.208. ならびに拙稿（研究ノート）「ソ連占領下の東ドイツの経済構造 解体と賠償の影響」、『経済学部紀要』第39号、2004年3月、47頁。

53 Bundesministerium für gesamtdeutsche Fragen (Hrsg.), *SBZ von 1945-1954...*, S.48.

54 このソビエト化に伴う政治・経済の仕組みの改造、思想統制的動き、社会構造の変化は、西側占領地域への住民の逃亡を助長した。拙稿「ソ連占領期の東ドイツにおける労働力事情」、『経済学部紀要』第38号、2003年9月43-47頁。

第7表 1947年までに設立されたSAG

| 工業部門 | ソビエト株式会社(略称) 1) | 本社所在地 | 従来の組織、会社名など |
|-----------|-------------------------|-----------------------------|---|
| 1 褐炭 | Rasres (露天掘り) | Leipzig ライプツィヒ | ザクセン州内の複数の露天採掘場 |
| 2 褐炭 | Bagger (掘削機) | Golpa ゴルパ(ビッファルト近郊) | グレイフェンハイムの複数の発電所に褐炭を供給していた |
| 3 褐炭 | Karjer | Nachterstedt ナクテシュテット | 露天採掘場、ブリケット工場、低温乾留工場、発電所 |
| 4 褐炭 | Buryi-Ugoli (褐炭) | Weißensee ヴァイトゼー | 露天採掘場 |
| 5 褐炭、電力 | Brikett (ブリケット) | Leipzig ライプツィヒ | 露天採掘場、ブリケット工場、発電所 |
| 6 褐炭、電力 | Topliwo (燃料) | Leipzig ライプツィヒ | ピョーレンの4つの工場から成る(燃料工場、ガソリン工場) |
| 7 燃料 | Maslo (油) | Zeitz ツァイツ | 褐炭・燃料株式会社(BRABAG=Braunkohlen-Benzin AG) 1935年にベルリンで本社設立。同社第3の工場が合成素材工場。 |
| 8 燃料 | Smola (タール) | Deuben ドイベン | 露天採掘場、ブリケット工場、低温乾留工場、IGファルペンの発電所 |
| 9 燃料 | Synthes (合成素材) | Schwarzheide シュヴァルツハイデ | 褐炭・燃料株式会社(BRABAG=Braunkohlen-Benzin AG) |
| 10 燃料 | Gsolin | Trögritz トロークリッツ | Braunkohle-Benzin AG (BRABAG) の褐炭精石油工場、褐炭採掘所、などから成る。 |
| 11 鉄鋼 | Marten (ジーマス・マルティン炉) | Thale タール | ターレ鉄鋼株式会社 |
| 12 非鉄金属 | Medj (銅) | Hettstedt ヘツシュテット | マンスフェルト銅鉱・精錬株式会社 |
| 13 器機 | Pribor (器機、器具) | Leipzig ライプツィヒ | |
| 14 機械 | Podjemnik (機械) | Leipzig ライプツィヒ | |
| 15 機械 | Amo (計器・測定器) | Magdeburg マクデブルク | |
| 16 輸送機 | Awto-Velo (工作機械、自動車、造船) | Weißensee ヴァイトゼー | 数多くの機械工業の工場が統合されていた。(本文を参照されたい) |
| 17 輸送機 | Transmasch (輸送機) | Weißensee ヴァイトゼー | 吊り上げ装置、クレーン、大型冷蔵・冷却装置 |
| 18 電機 | Kabel (ケーブル) | Oberschönnewitz オーバーシュネーヴィツ | AEG (Allgemeine Elektrizitäts-Gesellschaft) のオーバーシュブレー・ケーブル工場 |
| 19 電機 | Isolator (絶縁体) | Weißensee ヴァイトゼー | |
| 20 精密機器 | Totschmasch(精密) | Weißensee ヴァイトゼー (エルフト) | |
| 21 肥料 | Mineralnije Udobrenija | Leuna レーナ(ル) | IGファルペンのレナ工場 |
| 22 肥料 | Kainit | ? | |
| 23 カリ肥料 | Kali | Erfurt エルフト | Wintershall AG(ウィンターシャル)株式会社のカリ採掘場 |
| 24 カリ肥料 | Slvinit | Erfurt エルフト | |
| 25 化学(写真) | Photoplenka (写真・フィルム) | Wolfen ヴォルフエン | AGFA(Actien-Gesellschaft für Anilin-Fabrikation)のWolfenのヴォルフエン写真工場 |
| 26 映画フィルム | Linsa | ? | |
| 27 化学(染料) | Kraska (染料) | Wolfen ヴォルフエン | IGファルペンのレナ工場 |
| 28 化学 | Zelluloid (セルロイド) | Weißensee ヴァイトゼー | Deutsche Zelluloid Fabrik ドイツ・セルロイド工場株式会社 |
| 29 化学 | Plastik | ? | |
| 30 電気化学 | Kaustik ゴム | Bitterfeld ビッターフェルト | |
| 31 化学 | Resnio Technika | Erfurt エルフト | |
| 32 化学 | Kautschuk (ゴム) | Schkopau シュコパウ | シュコパウのブナ工場 |
| 33 建設資材 | Zement (セメント) | Weißensee ヴァイトゼー | Vereinigte Ost-und Mitteldeutsche Zement AG (東部・中部ドイツ合同セメント株式会社)のセメント工場 |
| 34 ウラン | Wismut | Aue アウエ | 1933年 Sachsenerg AG |

1) ロシア語をアルファベット表示。括弧内はその意味。

2) 100万ルーブル。当時の公式為替は、1USDドル=5.30ルーブル、1ソビエトル=0.30USDドル。1ルーブル=0.63ソビエトル。

資料 : Werner Matschke, *Die industrielle Entwicklung in der Sowjetischen Besatzungszone Deutschlands(SBZ) von 1945 bis 1948*, Berlin 1988, S.207;S.339-342; Rainer Karlsch/ Johannes Bähr, *Die Sowjetische Aktiengesellschaften (SAG) in der SBZ/DDR. Bildung, Struktur und Probleme ihrer inneren Entwicklung*, in: Karl Lauschke, Thomas Welskopp(Hg.), *Mikropolitik im Unternehmen. Arbeitsbeziehungen und Machtstrukturen in industriellen Großbetrieben des 20. Jahrhunderts*, Essen 1994, S.251-252; J. Peter Nettel, *Die deutsche Sowjetzone bis heute. Politik, Wirtschaft, Gesellschaft*, Frankfurt am Main 1953, S.233-234. 3つの文献で数箇所でも不一致な点があった。本社場所が明記されていたのは、Matschkeの著書のみ。ただし、5件が捕捉されていなかった。他の2つの文献では、本社立地を確認できなかった。SAG以前の会社名、形態については、さらに資料発掘に努めたい。

的に明示するものであった。

化学工業については、「褐炭 電力(第7表の5番“Brikett”)」、「褐炭 合成燃料(第7表の9番“Synthes”)」、「褐炭 合成ゴム(第7表の30番“Kautschuk”)」、「褐炭 プラスチック(第7表の29番“Plastik”)」、「褐炭 化学肥料(第7表の21番“Mineralnije Udobrenja)」といった関連が目にとまることだろう。それらのSAGの母体は、ブナ化学工場、ロイナ工場、アグファ・ヴォルフ写真工場、褐炭・ガソリン株式会社(Braunkohle-Benzin AG=BRABAG AG)などであり、その立地は、ザクセン・アンハルト州、ザクセン州、テューリンゲン州東部、ブランデンブルク州南部に集中していた。

鉄鋼については、SAG“Matern”の傘下経営は、テューリンゲン州、ザクセン・アンハルト州、ザクセン州に、分散して立地していた。主要な生産物は、高級鋼、非鉄金属、ホーロー製品で、原料をターレ製鋼所、ジーブリッツ製鋼所、ケムニッツのクラウトハイム鑄造所、ハレ・メルゼブルク近郊のフランクレーベン鑄造所、ヘテシュテットの非鉄金属圧延工場が、同SAGを構成していた。

周知のように、機械工業は、製品パレット造船、重機、工作機械、輸送機から、精密機器・事務機器にいたるまで)が広く、また生産工程の複雑さを反映して、数多くの中小工場間の水平的あるいは垂直的分業が必要とされる部門である。この部門では、6つのSAGが設立された。それらのうち、SAG“Amo”(第7表の15番)には、マクデブルクに本社を置くブッカウ-ヴォルフ機械工場(Maschinenwerke Buckau-Wolf) オットー・グルゾン機械工場(Maschinenbau Otto Gruson) クルップ-グルゾン重機製造(Schwermaschinenbau Krupp-Gruson) ロストック港にあったネプチューン造船所(Schiffswerft Neptun)をはじめ、ザクセン・アンハルト州に立地する変速機製造工場、コンプレッサー工場、砂糖精製装置工場など、合計13工場が傘下に置かれていた⁵⁵。

また、SAG“Awtowelo”(第7表の16番)には、テューリンゲン州の自動車、自転車、タイプライター・計算機、時計、精密機器、ボールベアリングなどを製造する、計14の工場が傘下に置かれていた。BMWのアイゼナッハ工場、ルーラの時計工場のほか、この地方を代表する機械工場が統合されていた。ただし、カール・ツァイス・イエナは、ここには含まれていない。

さらに、SAG“Transmasch”(第7表の17番)にはベルリン、マクデブルク、ライプチヒ、ハレ、デッサウなどに立地する13工場が統合されていた。主として、吊上げ機・クレーン、輸送機、貨車・客車の製造を行ったり、それらの機械のブレーキや制御機器などを製造する工場群であった。

電機・電子工業については、SAG“Kabel”に、AEG(Allgemeine Elektrizitäts-Gesellschaft)やジーメンス・ハルスケ(Siemens & Halske) テューリンゲンの製陶業にゆかりのあるケーブル工場、そして家電、電池、有線・無線通信機器、工業用セラミック製造工場が統合されていた(計13工場)。

このほか、セメント・煉瓦を製造する7工場からなるSAG“Zement”は、建設資材を必要としていたソ連の関心が強いものであった。ヴィスムートのウラン工場については、ソ連の原子力開発、アメリカとの開発競争との関連で、とくに重要なSAGとして位置づけられていた。それは、前掲第1表の賠償項目とその金額からもうかがい知ることができよう。

以上でみてきたように、1946年の春以降には、デモンタージュとならんで、州有・自治体経営とSAGの設立運動がおこり、それらは占領地域のソビエト化に直接的・間接的に影響を与えるとともに、対ソ賠償をより安定的に遂行するための基礎となった。

55 J.P.Nettl, a.a.O., S.236.第7表であげた34のSAGのうち、14までは、傘下工場の名称と立地が確認できる。以下での論述は、Nettlの著書で確認できるが、その出典が示されていない。最近の研究でも、SAGの具体像にまで迫ったものはなく、今後の資料発掘が必要である。

56 その後も、1952年4月28日に66のSAGが、53年8月23日には賠償の終了とSAGの返還(54年1月1日から)が宣言され、東ドイツ政府に譲渡されるとともに、それらは人民所有経営(Volkseigene Betriebe)に転換された。Bundesministerium für gesamtdeutsche Fragen (Hrsg.), SBZ von 1945 bis 1954..., S.176 und S.252; Werner Matschke, a.a.O., S.208-209.

なお、その後の動向につながる出来事として、化学工業において、SAGへの統合・転換ののちに、州政府に有償（SMADの接収委員会が販売価格を決定）で譲渡される工場があったことを指摘しておきたい。1947年1月には、74のSAG経営が州に譲渡され（うち、23はザクセン、22はテューリンゲンへ）州ないし郡直轄の人民所有経営に転換された⁵⁶。

（以下、次号に続く）

* 本稿は、独立行政法人日本学術振興会平成19年度科学研究費補助金基盤研究（C）：課題番号19530315の成果の一部である。

経営における戦略的意思決定と会計情報

吉 田 勝 廣

目 次

- ・はじめに
- ・会計の意義と役割
- ・会計情報の役割
- ・戦略的意思決定と会計情報
- ・会計情報の質的特性
- ・むすびに代えて

・はじめに

21世紀に入ると、会計ビッグバン・国際会計基準・SOX法（証券取引法の抜本改正である「金融商品取引法」の一部規定）・新会社法などが主な会計制度の改正、あるいはITの飛躍的な発展に伴い、企業間競争はますます激しさを増している。もちろん、企業をめぐる環境は日々変化しており、従来の常識が通用しなくなるような急激な環境変化に対応するために、常に企業価値向上を意識した企業経営が行えるように企業変革が、いま企業内部者である経営者、経営管理者に求められているのではないだろうか。

言うまでもないことであるが、激しい環境変化と価値観が多様化しているなかで、企業が存続と成長発展をかけて経営活動を行っているのである。そのためには、企業内部者である経営者、経営管理者は、ますます迅速な意思決定や効率のよい活動を進めていかなければならない。

すでに周知のように、いつの時代においても世の中を構成し、動かしているのは他ならぬ人間であることは間違いのない事実である。たしかに、人間が世界を動かし、歴史を作りだしているのである。いうまでもなく、「企業は人なり」という言葉があるように、企業の永遠の生命力は組織構成員1人ひとりの力の結集にある。別の言い方をすれば、企業は個人の集まりである以上、組織構成員1人ひとりにとって、企業というのは人生の最大の投資先であり、また人間として成長の場であり、生き甲斐の仕事を得る場でもある。

そこで、本稿では、まず、会計の意義と役割について述べた後に、会計情報の役割、戦略的意思決定と会計情報、さらに会計情報の質的特性について考察することとしたい。

・会計の意義と役割

一般的に言えば、会計は、ふつう金銭の収支を記録計算し、その結果を報告することを会計と呼んでいる。たとえば、会計が行われている所といえば、企業のほかに家庭、国または地方公共団体

政府など個人や組織体の経済主体に適用されている。企業で行われる会計を企業会計、家庭で行われる会計を家計、政府で行われる会計を政府会計と呼ばれているのである。また、企業会計以外の会計を総称して、非営利会計と呼ばれている。したがって、会計というのは、不特定の経済主体に対して普遍的に適用することができる会計であるといえる。

いずれにしても、会計は、会計（経理）担当者が計数記録を行い、それを集計整理して、その結果を報告するといった一連のプロセスである。具体的に言えば、取引があって仕訳を行い、総勘定元帳への転記、さらに決算整理、最後に財務諸表の作成までのプロセスが会計である。

ここで、問題解明の手掛かりとして、もっとも権威ある定義として、しばしば引用されるのはアメリカ会計士協会とアメリカ会計学会（American Accounting Association, AAA）の2つの定義を挙げて、比較検討することにしよう。

1941年にアメリカ会計士協会（American Institute of Accountants）の用語委員会によれば、「会計は、少なくとも部分的にも財務上の性格をもつ取引、および、事象を有効な方法で、しかも貨幣単位によって記録、分類、集計し、その結果を解釈する技術である¹⁾」と定義している。

(Accounting is the art of recording, classifying, and summarizing in a significant manner and in terms of money, transactions and events which are, in part at least, of a financial character, and interpreting the results there-of.)

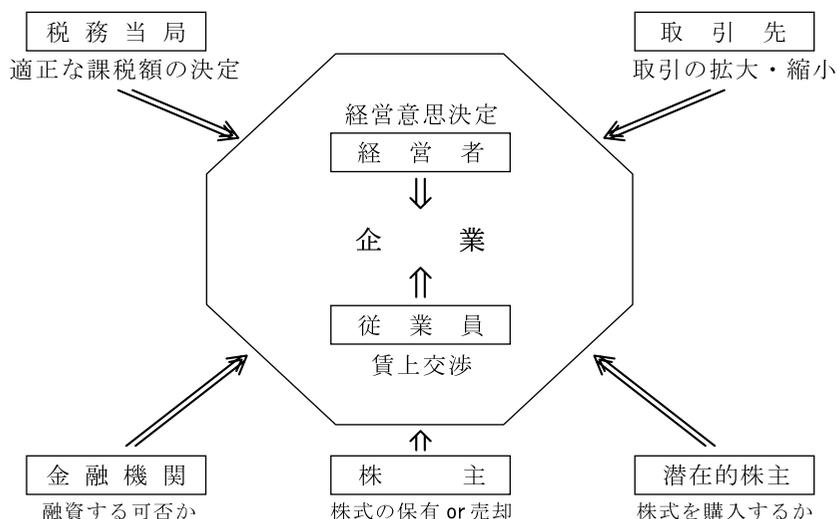
しかしこの定義では、会計は「技術」であり、「科学」ではないと理解することができ、技術的な側面に偏りすぎており、その実質的内容が今ひとつ明瞭ではない。また、「有効な方法」というのは、複式簿記の手続きを意味しており、さらに「貨幣単位によって記録、分類、集計」というのは、取引を仕訳、総勘定元帳への転記、試算表の作成から決算手続き、決算書類（損益計算書・貸借対照表）を作ることを意味していると考えられる。

AICPAの1965年の「会計原則叢書第7号」に掲げる訂正され、「会計とは、実体の管理と運営のため、ならびに受託責任およびその他の責任の遂行上提供すべき報告書の作成のために必要な、財務的な性格を少なくとも部分的にもっている取引および事象についての信頼しうる有意義な情報を組織的に把握し、承認し、記録し、分類し、処理し、要約し、分析し、解釈し、伝達することに関する知識体系および職能をいう²⁾」と定義している。この定義によれば、会計の本質を示す用語としては、「技術」から「知識体系および職能」に置き換えられ、新たに付け加えられたのが「管理と運営」ならびに「受託責任およびその他の責任」などを挙げることができる。

これに対して、1966年にアメリカ会計学会の委員会が「基礎的会計理論（A Statement of Basic Accounting Theory, ASOBATと略称されている）」によれば、「会計とは、情報の利用者が判断や意思決定を行うにあたって、事情に精通したうえでそれができるように、経済的情報を識別し、測定し、伝達するプロセスである³⁾」と定義され、さらに、「会計は本質的には1つの情報システムである。もっと正確に言えば、会計は情報の一般理論を効果的な経済活動に関する問題に適用したものである。会計はまた、量的に表現された意思決定のための情報を提供する一般情報システムのうちの大部分を占めている。このような状況のもとでは、会計は活動主体の一般情報システムの一部であるとともに、情報概念と境を接している基本的領域の一部でもある⁴⁾」と規定し、会計を広範な情報利用者の意思決定に有用な情報提供のための一般的情報システムとして捉えられ、組織体もしくは個人の意思決定に必要な量的・経済的情報を識別し、測定し、伝達という3つの一連の会計行為であることを明確に示したのである。この定義を分かりやすく言うと、会計という行為を理解すると、会計は、さまざまな取引（経済的情報）を仕訳帳に記録（識別）し、総勘定元帳によって企業の期間損益を計算（測定）し、その結果を財務諸表を通して利害関係者に報告（伝達）するプロセスである。したがって、会計は、経済的情報を記録・計算していく技法として捉えるのではなく、経済的

情報の識別・測定・伝達の範囲を拡大し、情報利用者の立場を強調している点が特徴である。

そこで、会計情報を用いて意思決定を行う情報利用者には大きく分けると、株主・投資家・債権者等の企業外部者のほか、経営者や経営管理者、あるいは従業員等の企業内部者である。これらの関係を図示すれば、第1図のようになる。



出所：大塚宗春・辻正雄『現代会計学の基礎5 管理会計の基礎』税務経理協会、1999年11月、5頁。

第1図 企業の利害関係者と要求される情報

次に、会計の役割について述べることにしよう。

周知のように、企業経営は生き物であり、人間によって運営されているところの生活体である。多くの企業は、利潤の追求であり、資本の維持などを挙げることができるが、企業が生きている限り、社会的制約のもとに生存していかなければならないのである。

もともと会計とは、人間または組織体の経済活動を記録・計算し、報告する行為なのである。会計の提供する情報は、企業の経済活動を計画し統制していくために、きわめて重要な役割を演じることになる。ごく一般的な言い方をすれば、会計の役割は、常に会計数値を正確に測定し、記録計算して、その結果を明らかにし、これを利害関係者に報告することである。

前述したように、アメリカ会計士協会の用語委員会の会計の定義の中に、「管理と運営」と「受託責任およびその他の責任」という言葉の中において、多少であるが会計の社会的役割を見つけ出すことができる。

第1の役割は、会計行為で得られた会計情報を、経済主体に関わっている人達が経済活動の合理化のために役立つ情報を提供することが会計の役割である。たとえば、企業内部者が経済活動の合理的な意思決定のために、また企業外部者である株主や投資家の投資目的の意思決定のために、会計情報が広く利用されていることも事実である。

第2の役割は、企業の資源（経済財）の管理・運用などに関する責任を明らかにするための手段として会計の役割がある。つまり、受託責任の解明手段としての役割を持っているのである。

第3の役割は、企業の資源の分配手段として会計の役割がある。たとえば、企業の利益を株主へ分配、あるいは国・地方公共団体への納税のために処分されることになる。

・会計情報の役割

そこで、まず、「会計情報」とは何かを考えてみよう。また、その役割についても説明する必要がある。

会計情報について検討するにあたって、まず最初に、「情報」という言葉の意味を広辞苑（第五版）で調べると、情報とは「或ることがらについてのしらせ」「判断を下したり行動を起したりするために必要な、種々の媒体を介しての知識」と説明されている。このように、「情報」は、その内容を知らせるという「伝達という行為」と「知識」が介在しているので、知らせる内容や知らせ方においては無数にあるため、情報を明確に定義することは困難であるといえる。また、ウェブスター辞典（Webstar Dictionary）によれば、「情報とは、他から伝達された、あるいは研究、調査、教育によって得られた知識である⁵⁾」と定義している。たしかに、「情報」の概念規定は、それを論ずる者の立場において、さまざまな解釈がなされているのである。そこで、各研究者の定義をみとめてみることにしよう。

ウィーナー（N.Wiener）によれば、情報とは「われわれが外界に適応しようと行動し、また調節行動の結果を外界から感知する際に、われわれが外界と交換するものの内容である⁶⁾」と述べており、人間と外界との間で交換されるものすべてを含む広義の概念である。また、マクドノー（A.M.McDonough）によれば、情報とは「特定の状況における価値が評価されたデータである⁷⁾」と定義づけ、単なるデータではなく、ある状況における評価されたデータが情報の意味するものとしたのである。それに対して、デービス（G.B.Davis）は、情報とは「受け取る人に意味のある形に処理されたデータであって、現在または将来の決定において現実のものとなるか、または価値が認められたものである⁸⁾」と規定し、受け取る人にとって現在あるいは将来に価値がなければならないことを指摘しており、前川良博教授によれば、「情報とは、判断、選択、予測、計画設定などの行動にあたって意思決定を行う当事者に役立つメッセージである。それは、情報を欲求する当事者に、知りたいこと、知らないことを知らせるものである⁹⁾」というものであると定義づけている。

以上のように、さまざまな解釈がなされている。そこで、あらためて情報を定義する必要性は薄いのであるが、あえて定義するならば、情報とは、単なる知ること、あるいは知らせることよりも、「何かに役に立つ」という有用性を持つものでなければならない。たとえば、人間間（発信側と受信側）において、受信側（情報利用者）の意思決定に有用であると評価されたデータ、あるいはデータから引き出された判断材料（知識）としてさまざまなデータが用いられるということである。

また、情報というものは、企業外部から入ってくるデータのものと、企業内部からのデータという点から、外部情報と内部情報の2つに区分することができる。すなわち、外部情報とは、企業の外部データ、つまり企業を取り巻く環境から企業内に入ってくるデータなのである。この外部情報は、企業が経営計画を設定するプロセスにおいて最も重要なデータを提供するものであるといわれている。外部情報の例としては、経済趨勢・産業界全体の動き・競争企業の行動などに関するものを挙げることができる。この外部情報こそ企業の維持と成長発展の決定的要因であるといわれているのである。これに対して、内部情報とは、企業組織の内部から生ずるデータなのである。内部情報の例としては、経営方針・財務計画・販売計画などに関するものである。また、会計情報は、組織内部から生み出されるものであるから内部情報であるといえる。

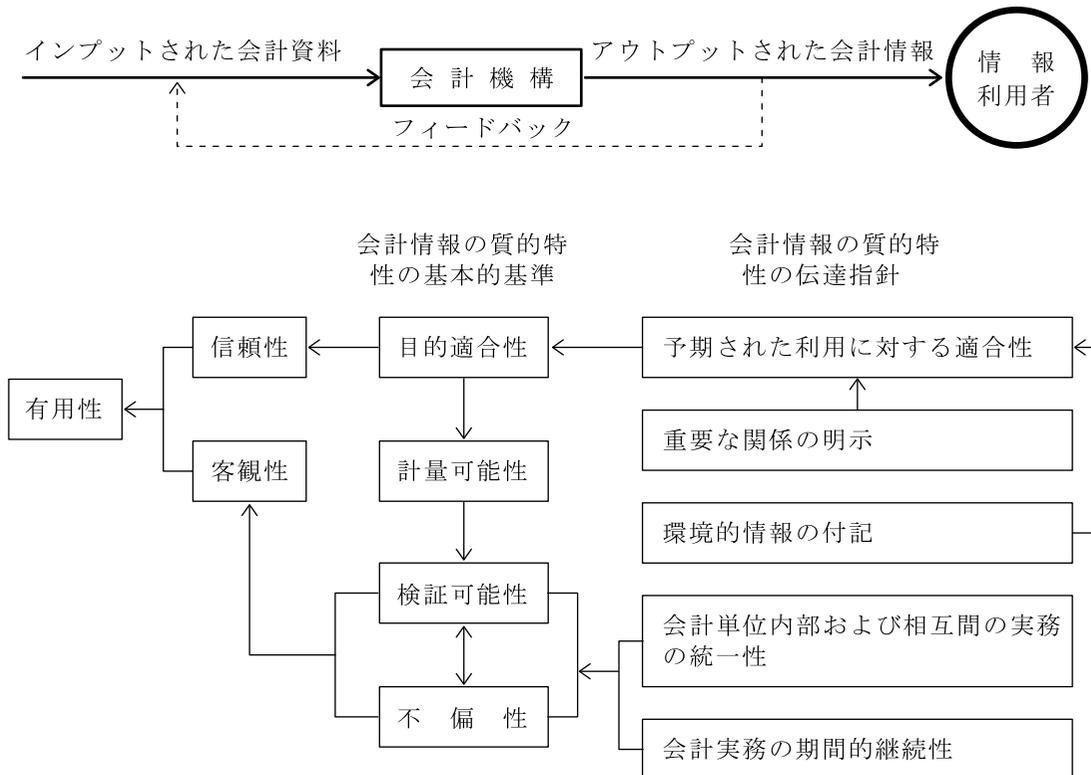
次に、「会計情報」なる概念を明確にしなければならない。

ASOBATによると、会計情報は「当該経済単位の内部および外部で色々の資格で活動する人々にとって有用なものでなければならない。会計情報は、目的設定、意思決定または目的遂行のための

資源の指揮と統制に役立つなければならない。情報の有用性は、情報が利用者が関心をもつ実態についての不確実性を軽減しうる能力に依存する¹⁰⁾。さらに、会計によって生み出された情報が有用であるための基本的基準として、目的適合性、検証可能性、不偏性、量的表現可能性の4つが挙げられている¹¹⁾。これは会計情報論の立場から、会計は情報システムであるという前提から出発しており、さまざまな情報のうちから会計に関する情報を識別するための判定基準であることを意味しているのである。たしかに、これらの基準は、外部情報においても内部情報においても共通するものであると考えられる。また、会計情報の伝達の指針として、予期された利用に対する適合性、重要な関係の明示、環境的情報の付記、会計単位内部および相互間の実務の統一性、会計実務の期間的継続性の5つを列挙している¹²⁾。これらの指針は、情報利用者の意思決定に役立つような会計情報の伝達を心がけている。

会計情報を用いる「有用性」とは、企業内部や企業外部がどのような意思決定を下すかによって異なってくる。たしかに、有用性というのは、利用目的に役立つということであって、利用する企業内部や企業外部、および利用目的の性格を特定しなければ、会計情報の有用性を議論することができないということは周知のとおりである。

次に、会計情報の資質的特性の基本的基準と伝達指針との関係を図示すると、次のとおりである。



出所：武田隆二『情報会計論』中央経済社、1972年9月、238頁に一部加筆修正。

第2図 会計情報の測定基準と伝達指針との関係

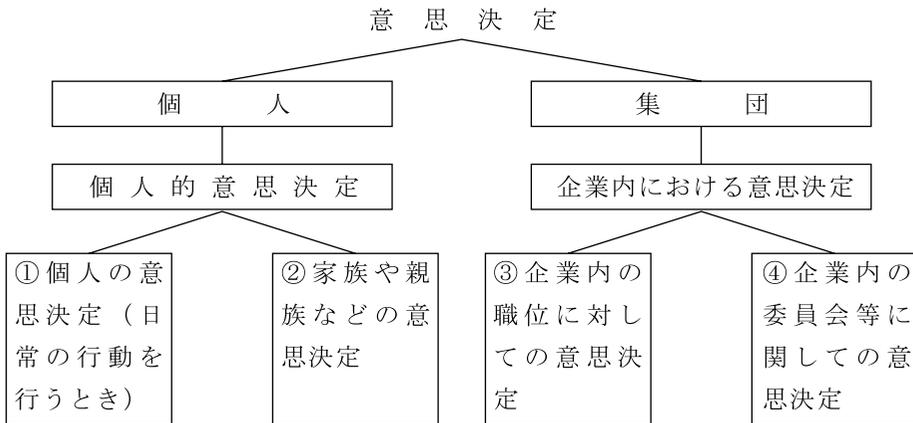
したがって、会計情報の役割は、企業に関するさまざまな意思決定を合理化するための判断材料として提供することにある。情報利用者の意思決定は、経営者・経営管理者・各業務担当者などの企業内部が行うものと、株主・投資家・債権者・政府などの企業外部の利害関係者が行うものとに分けることができる。たしかに、会計情報は、情報利用者の意思決定に役立つデータを提供し、会計情報も情報と同じように、企業の会計情報を企業外部の利害関係者に報告するデータと、企業の経営活動の管理に必要な会計記録および会計報告を企業内部に提供するデータの2つに分けることができるのである。いずれにしても、会計情報である以上、貨幣価値的に測定されているわけであるから、分類方法や相互関係づけられているので、貨幣数値で示されている金額の持つ意味や報告の内容も当然のことながら異なってくるものである。したがって、会計情報の利用者側の意思決定は多種多様であるために、それら多様な意思決定にそれぞれ役に立つような情報を提供しなければならないので、それぞれの目的の設定が企業側に必要とされるのである。

・ 戦略的意思決定と会計情報

意思決定を簡単に言えば、よく考えた上で、ものごとを決めることである。つまり、いくつかの案の中から最も良いと思われるものを1つだけ選択することである。

人間は、毎日大なり小なり無数の決断を行っているのであるが、その決断の多くはほとんど無意識に行われているのである。

第3図のように、意思決定は、「個人的意思決定」と「企業内における意思決定」に大別でき、さらに前者は、「個人的意思決定」、「集団（家族や親族など）の意思決定」に分け、後者は、「企業内の職位に対しての意思決定」、「企業内の委員会等に関する意思決定」に分けることができる。



第3図 意思決定のフレームワーク

ところで、個人的に行われる意思決定、すなわち自分が決定した内容を自分自身で実行するものもあれば、自分が所属している組織や集団のために行われる意思決定もある。後者の意思決定についていえば、たとえば組織の中で意思決定を行う場合には、トップ・マネジメントが行う意思決定もあれば、各種の業務担当者が行う意思決定もある。とはいえ、意思決定を行う人間と、その決定に対して行動を行う人間とが異なっていることも事実である。もちろん、経営者や経営管理者によ

って行われる意思決定は、企業の将来の成長および発展を左右するほど、多大な影響を及ぼすからである。なぜならば、企業の成功、不成功のカギを握っているのは、経営者や経営管理者の意思決定にあるからである。

ところで、経営者や経営管理者の主な仕事というのは、企業内における意思決定であるが、意思決定の質と必要とする情報とは管理階層によって大きく性質が異なることから、いくつかの階層に分けて考えるべきである。確かに、経営における意思決定を階層別に区分するならば、経営者あるいは経営管理者が行う意思決定は戦略的な意思決定、管理者層が行う意思決定は戦術的な意思決定、担当者層が行う意思決定は、業務処理的な意思決定の3階層に区分して考えることができるのである。

いうまでもないことであるが、階層が高くなればなるほど、組織に与える影響度は大きくなり、逆に階層が低くなるほど、組織に与える影響度は少なくなるのは当然のことである。

ところで、アンソニー（R.N.Anthony）によれば、意思決定を経営組織の計画統制プロセスの最も有用なフレームワークとして、戦略的計画、マネジメント・コントロール、オペレーション・コントロールの3つの階層性に分類することができる。戦略的計画は、トップ・マネジメントの意思決定であり、戦略目標の設定や目標達成のための経営資源政策の決定である。マネジメント・コントロールは、ミドルの管理者の意思決定であり、資源の獲得、配分やコントロールのための意思決定である。オペレーション・コントロールは、一般従業員の意思決定であり、資源を活用して職務を遂行するための意思決定である。さらに、これらの3つの分類の境界線は必ずしも明白なものではなく、それぞれ隣接するタイプと重なり合っているのが現実であると強調しているのである。

また、宮川公男教授によれば、アンソニーの3つの分類について、「戦略的意思決定は企業とその環境との間の関係の確立にかかわる意思決定であり、管理的意思決定は企業の構造および形態の確立にかかわる意思決定であり、業務的意思決定は企業の活動水準の選択に関する意思決定である¹³⁾」と再定義し、これらの3つのレベル計画に関して、実際の企業の組織にあてはめ、情報との関連性も含めて表示したものが、第4図に示されている。

すでに述べたように、会計情報を用いて意思決定を行う企業内外の関係者、すなわち企業の経営者や経営管理者、あるいは株主、債権者（銀行を含む）等の外部利害関係者が、それぞれの立場から、意思決定を行うときの判断材料として会計情報が有効に活用されているのである。会計は、情報利用者の意思決定に役立つための情報を提供するシステムであるとする見方が一般的になったことは周知のとおりである。

FASB（アメリカ財務会計基準審議会）の財務会計諸概念ステートメント第1号「企業による財務報告の諸目的」によれば、「財務報告は、現在および将来の投資者、債権者ならびにその他の利用者が合理的な投資、与信およびそれに類する意思決定を行うに際し有用な情報を提供しなければならない。情報は、経営および経済的活動を正しく理解し、また適度の注意を払ってその情報を研究しようとしている者にとって理解できるものでなければならない¹⁴⁾」と規定し、財務報告の目的として「意思決定への有用性」を第一に挙げている。また、国際会計基準審議会（IASB）によれば、「財務諸表の目的は、広汎の利用者が経済的意思決定を行うに当たり役に立つ、企業の財政状態、経営成績（業績）および財政状態の変動に関する情報を提供することにある¹⁵⁾」と明示している。

このように、FASBはIASBよりも、より株主や投資家を重視の傾向が強くみられ、IASBでは経営者の受託責任、あるいは会計責任とその評価に重視している。

| レベール | 組織のレベル | 活動 | 特徴 | 時間的間隔 | インプット | 情報システム | アウトプット |
|----------------|-------------------------------------|--|---|-----------------------|-----------------------------------|---|---------------------------|
| 戦略的計画 | ・本社および事業部 トップ・マネジメント | ・目的の設定 ・適用すべき資源の決定 | ・予測困難 ・変動的 ・スタッフ指向的 ・外向的視野 | ・不規則 | ・スタッフの研究 ・外部的状況 ・内部的成果のレポート | ・1回ごとの特別レポート ・シミュレーション ・問合せ(非限定的) | ・目標 ・政策 ・制約 |
| マネジメント・コントロール | ・本社および事業部の部門管理者 ・プロフィット・センターの管理者 | ・割り当てられた資源の職務間への配分 ・諸規則・基準の作成・成果の測定 ・コントロールの実施 | ・個人的様式、組織変化の影響 ・ライン指向的 ・判断的 ・内部的視野 | ・規則的 四半期 月 週 | ・要約 ・例外 | ・多数の定期的レポート ・様式多様類 ・問合せ(限定的) ・データ・バンク指向的 ・抽象的 | ・決定 ・個人的リーダーシップ ・手続 |
| オペレーション・コントロール | ・監督者 ・フォアマン ・事務員 | ・規則に従って資源を使用し、職務を遂行 | ・安定的 ・論理的 ・予測可能 ・明確に規定されている | ・リアルタイム | ・内部的事象 ・取引・処理 | ・形式的 ・固定的手続 ・複雑 ・具体的 | ・行動 |

出所：宮川公男『意思決定論』丸善、1975年、257頁。

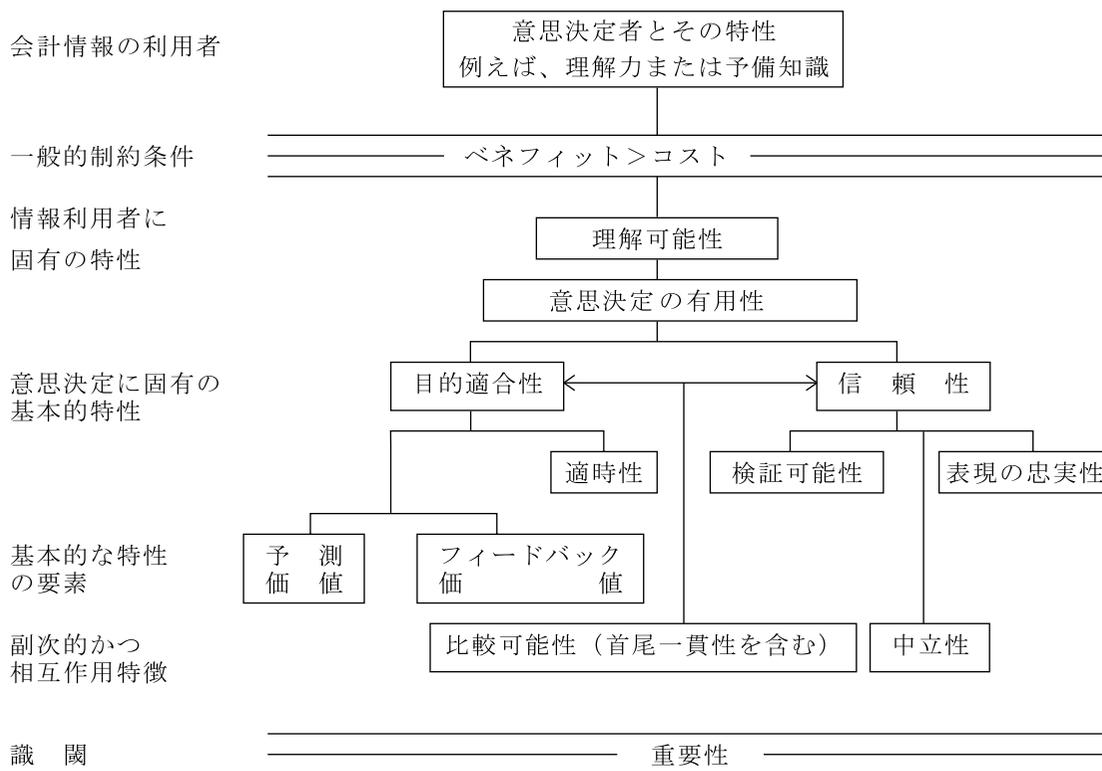
第4図 計画とコントロールの階層と特徴

・会計情報の質的特性

すでに述べたように、ASOBAT、FASBやIASCの概念フレームワークなどが相次いで公表され、意思決定有用性アプローチが幅広く指示されるようになった。

FASB財務会計概念に関するステートメント第2号「会計情報の質的特性」であろう。この第2号の「会計情報の質的特性」は、「目的適合性と信頼性は、会計情報を意思決定にとって有用にさせる2つの基本的な特性である¹⁶⁾」と述べている。また、その目的適合性の役割として、「目的適合性を有する会計情報は、情報利用者に過去、現在および将来の事象の成果の予測または事前の期待値の確認もしくは訂正を行わせることによって情報利用者の意思決定に影響を及ぼしうる。情報は、意思決定者の予測能力を改善することによって、または彼らの事前の期待値のフィードバックを可能にすることによって、意思決定に影響を及ぼしうる。通常、情報はこれらのことを同時に行う。なぜなら、すでに行った行動の結果についての予備知識があれば、一般に、将来の類似する行動についての結果を予測する意思決定者の能力は改善させるからである。過去についての知識がなければ、通常、予測のための基礎が欠ける。将来についての関心がなければ、過去についての知識は無意味

になる¹⁷⁾」と述べている。また、その目的適合性の要素としては、「フィードバック価値」と「予測価値」の2つが挙げられ、その目的適合性の補完的なものとして「適時性」がある。また、信頼可能性については、「測定の信頼可能性は、その情報の利用者に対して、具象的な特性を有していることを保証することに連結しており、表示しようとするものを誠実に表示することであり、その誠実性にかかっている。情報が有用であるためには、目的適合性と同様に信頼可能なものでなければならない¹⁸⁾」と述べている。



出所：FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No. 2, Qualitative Characteristic of Accounting Informations, 1980, para. 32.
 (平松一夫・広瀬義州共訳『FASB財務会計の諸概念(改訂新版)』中央経済社, 1996年, 77頁。)

第5図 会計情報を有用にさせる特性の階層構造

第5図から分かるように、まず会計情報の有用性には「目的適合性」と「信頼性」の基本的特性に分解している。さらに、目的適合性は、その情報が「予測価値」と「フィードバック価値」によって支えられ、「適時性」を備えていなければならない。また、信頼性については、「検証可能性」と「表現の忠実性」および中立性へ、さらに「目的適合性」と「信頼性」の両方にまたがっているのが副次的特性として、比較可能性(首尾一貫性を含む)へと分解している。

したがって、財務会計概念に関するステートメント第2号は、会計情報の利用者が経済的意思決定をする場合、情報の利用者にとって有用で役立つ会計情報とは、どのような質的特性を備えていなければならぬかを明確にしている。

・むすびに代えて

財務報告の主な目的は、投資家をはじめとする利害関係者の意思決定に有用な会計情報を提供することである。たとえば、すべての利害関係者は、利用可能な会計情報に基づいて、あくまでも自己のリスクを考えながら、企業の将来を予測することである。たしかに、意思決定者は、リスクを負う以上、与えられた会計情報の信頼性が高く、その情報がより適時されれば、会計情報は利用者側にとって有用性があり、将来の予測に必要な情報であるといえるのであるが、情報利用者にとっての将来を予測した情報ではない。たとえば、情報利用者にとって提供された会計情報の内容が理解不能であるならば、その時点において、その情報数値は無価値となる。

したがって、会計情報の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる会計処理の原則および手続き、すなわち会計基準の確立であり、さらに企業から独立している公認会計士や監査法人による外部監査制度の充実を指向してきたのである。いずれにせよ、財務情報の作成・伝達の各プロセスの人の教育の重要性と、人が利用するシステムを常時最適の状態に保つことの重要性なのである。

最後に、企業経営者の行動に対して、企業を取り巻く利害関係者が過度の不信を抱かないようにすることにあるといえよう。とはいえ、会計情報は、企業経営上決して万能ではないのであるから、会計情報がリスクを含んだ情報であるという認識を利用者に促することも重要である。そこで問題となるのが、企業倫理なのである。すなわち、企業の経営活動や経済的行為というのは、企業倫理が求められるのであるから、会計情報の有用性の判断基準の質的特性として、新たに「企業倫理」の概念を追加すべきである。

注

- 1) 青木倫太郎『改訂財務緒表論』税務経理協会,1966年,19頁。
- 2) 日本会計研究学会スタディ・グループ、黒沢清監訳「会計原則研究 - AICPA会計原則叢書第7号、27頁。
- 3) AAA, *A Statement of Basic Accounting Theory*, 1999, 飯野利夫訳『基礎的会計理論』国元書房, 1969年, 2頁。
- 4) 飯野利夫訳, 前掲訳書、92頁。
- 5) Webstar Dictionary. 1976 edition, p.1160.
- 6) N.Wiener., *The Human Use of Human Beings, Cybernetics and Society*, Houghton Mifflin & Co., 1949. (池原正木夫訳『人間器械論, サイバネティクスと社会』, みずず書房, 1954年, P.122)
- 7) A.M.McDonough., *Information Economics and Management System*, McGraw-Hill. 1963, pp.54-57. (横山保・松田武彦監訳『情報の経済学と経営システム』, 好学社, 1966年, PP.54-58)
- 8) G.B.Davis., *Management Information System : Conceptual Foundations, Structure and Development* McGraw-Hill, 1973, 5頁。
- 9) 前川良博『経営情報管理』, 日本規格協会, 1986年, 13頁。
- 10) 飯野利夫訳, 前掲訳書, 12頁。
- 11) 飯野利夫訳, 前掲訳書, 11~20頁。
- 12) 飯野利夫訳, 前掲訳書, 20~28頁。

- 13) 涌田宏昭『経営情報管理』,日本マンパワー,38頁。
- 14) Financial Accounting Standard Board,Statement of Financial Accounting Concepts No.1, *Objective of Financial Reporting by Business Enterprises*,1986,para.34. (平松一夫・広瀬義州共訳『FASB財務会計の諸概念〔改訳新版〕』中央経済社,1996年,26頁)
- 15) IASB,Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements,1989,par.12。
- 16) 平松一夫・広瀬義州共訳,前掲訳書,53頁。
- 17) 平松一夫・広瀬義州共訳,前掲訳書,54頁。
- 18) 平松一夫・広瀬義州共訳,前掲訳書,56頁。河田清一郎『会計基準の深層構造』創成社,2000年,102頁。

【参考文献】

- 秋山哲男．1996『実践 経営情報システム』中央経済社。
- 飯野利夫．1971『アメリカ会計学会 基礎的会計理論』国元書房。
- 伊藤淳巳・森井良雄．1992『情報技術の創造的活用 - S I S から E U C へ - 』創元社。
- 井沢良智・増田卓司．1992『現代企業と経営戦略』同分館出版。
- 上田泰．1995『組織の人間行動』中央経済社。
- 占部都美．1967『経営学入門』日本経営出版会。
- 大槻繁雄・竹安数博．1999『新しい経営情報システム』中央経済社。
- 亀川雅人・松村洋平．1999『入門経営戦略』新世社。
- 河田清一郎．2000『会計基準の深層構造』創成社。
- 黒澤清編．1973『会計学の基礎概念』中央経済社。
- 黒澤清編．1973『意思決定会計論』中央経済社。
- 車戸實．1991『改訂版 管理会計論』誠信社。
- 櫻井通晴．1993『アメリカ管理会計基準研究』白桃書房。
- 杉原敏夫・菅原光政・上山俊幸．1997『経営情報システム』共立出版。
- 清水龍雄．1995『戦略経営』学文社。
- 染谷恭二郎．1983『会计学』中央経済社。
- 武田隆二．1972『情報会計論』中央経済社。
- 中央大学会計学研究室．1974『会計原則の現代的課題』中央経済社。
- 野村健太郎．2002『株主重視と会計』税務経理協会。
- 前川良博．1986『経営情報管理』日本規格協会。
- 宮川公男．1975『意思決定論』丸善。
- 山内昭・松岡俊三・宮澤信一郎．1998『要説 経営情報管理』白桃書房。
- 山田庫平．1998『経営管理会計の基礎知識』東京経済情報出版。
- 山本真樹夫．1992『会計情報の意味と構造』同分館出版。
- 吉田寛．1970『会計情報の理論』日本経営出版会。
- 若杉明．1971『会计学方法論』同分館出版。
- 涌田宏昭．『経営情報管理』日本マンパワー。

独立期のマレーシア・シンガポールにおける通貨制度

西尾 圭一郎

目次

- 1 はじめに
- 2 イギリス植民地期の通貨制度
 - 2.1 イギリス植民地期のマレーシア、シンガポールにおける通貨制度
 - 2.2 植民地通貨制度に関する議論の整理
- 3 独立後の通貨制度の変遷
 - 3.1 マレーシア、シンガポールの中央銀行設立過程
 - 3.2 マレーシアの通貨制度の特徴
 - 3.3 シンガポールの通貨制度の特徴
- 4 ポンドとの距離の変化
- 5 おわりに

1 はじめに

アジア通貨危機以降、アジアにとって望ましい通貨制度とはどのようなものであるか、様々な方面から議論が行われている(McKinnon(2001)、伊藤・小川・清水編(2007)、福田・小川編(2006)など)。しかし、そこで行われる議論の多くが、アジア各国の経済状況や制度の違い、歴史的背景などを考慮には入れておらず、マクロ経済理論の観点からの議論が多い。

その結果、マクロ経済理論に基づくアジアの国際通貨システムの分析は多数行われ、大幅な発展を見せているが、その一方で熊倉(2006)などでも指摘されている通り、アジアの特殊性を踏まえた国際通貨システムという観点からは議論が不十分であるように思われる。そこで本稿ではアジアの制度・歴史・経済上の特殊性を踏まえ、アジアにおける国際通貨システムの理解を深めるべく、イギリスからの独立期のマレーシア、シンガポールの通貨制度の構築に焦点を当てる。そしてマレーシア、シンガポールがイギリスから独立する過程で構築された通貨制度の特徴を分析し、その当時両国における基軸通貨であったポンドとの関係を通貨制度構築の過程から考察する。

この両国は、マレーシアが1957年にイギリスから独立し、シンガポールが1959年に自治領となっている¹。だがイギリスを基軸通貨とするスターリング地域の崩壊は独立よりも後の1960年代末～1970年代初頭にかけてであり、両国が使用する基軸通貨を交替させるのはスターリング地域崩壊期の後期

1 貝出編(1971)、pp.46-47および522-524。マレーシアは独立後、当時のマラヤ連邦、シンガポール自治領、北ボルネオ、サラワクおよびブルネイを合併してマレーシア連邦を結成することを提唱し、1963年にブルネイを除いた形でマレーシア連邦が成立した。その後1965年にシンガポールが分離独立し、現在のマレーシア、シンガポールが形成された。

にあたるため、イギリスからの政治的独立と通貨的独立は時期が異なることになる。そのギャップはすなわち両国における国際通貨の交替が単に政治上の問題ではないことを示唆する。そのためマレーシア、シンガポールにおける独立後の通貨制度の構築や変遷を追うことによって、マレーシアおよびシンガポールが当時、基軸通貨であったポンドに対しどのような距離感を持っていたのかということを見ることが出来る。本稿は以上のような問題意識に立ち、マレーシア、シンガポールにおける独立以前の通貨制度と独立以後の通貨制度の比較検討を行う。

まず第2節ではマレーシア、シンガポールにおいてポンドが基軸通貨として絶対的な地位を占めていた時期にあたる、植民地期の通貨制度について概観する。その後、第3節ではマレーシアおよびシンガポールがイギリスから独立した後の通貨制度について概観する。マレーシア、シンガポールではイギリスから独立した後に初めて中央銀行が設立され、独自の通貨制度を採用することになるが、その制度について概観する。そして第4節において第2節、第3節において概観した独立以前・以後の通貨制度を比較検討し、どのような差異があるのかを分析する。本来であればこれらの差異をマレーシア、シンガポール両国経済の状況の変化や世界的規模でのポンドの国際通貨としての機能低下とあわせて総合的に分析を行う必要がある。しかし、紙幅の関係もあるため、本稿では当時の通貨制度の変化の中に見られるマレーシア、シンガポールのポンドとの関係を析出するにとどめる。

2 イギリス植民地期の通貨制度

2.1 イギリス植民地期のマレーシア、シンガポールにおける通貨制度

マレーシア、シンガポールの両国はイギリスから独立する以前はシンガポールに駐在する総督によって一括支配されていた²。独立後、1959年1月にマレーシア中央銀行が設立され、独自の通貨制度の検討が行われた後、1967年6月に両国は独自の通貨発行制度を採るようになったが、それまでは両国で同一の通貨制度が採用されていた。本項では、両国で同一的に採用されていた通貨制度について概観する。

独立以前のマレーシア、シンガポールにおける通貨発行は、他のイギリス植民地同様、通貨委員会が担っていた。通貨委員会制は1897年より実施されており、時期によって本位貨を銀から金へ、そしてポンドへと変更させていったものの³、その基本構造は大枠で維持され続けた。その間マレーシア、シンガポールでは、共通して通貨委員会によって発行されたマラヤ・ドルが流通していた⁴。

そのマレーシア、シンガポールにおける通貨委員会制の基本的な特徴は以下の通りである⁵。第一に100%の準備資産を要する厳格な通貨制度であること。マレーシア、シンガポールでは、外貨を準備資産として通貨委員会に払い込むことによって、その払い込みの対価として通貨発行が行われる。その際の交換レートは1マラヤ・ドル=2s.4d.で固定されており、マラヤ・ドルの発行はポンドの払い込みに応じて自動的（受動的）に行われた。また、マラヤ・ドルに関してもポンドとの兌換が保証されていた。そのため本来であれば、「国際収支が良好であれば、外貨を吸収することによってマネーサプライの増加を緩和し、国際収支が悪化している場合はその逆を行う中央機関が必要とされる」（Siew(1960), p.113）ような制度となっていた。その結果、中央銀行が存在しなかった間の両国では貨幣供給量のコントロールが難しくなるという問題も抱えていた。これらの特徴に加えて、イギリス植

2 貝出編(1971)によると、「イギリスはマラヤ全域を3つの統治形態（ペナン、マラッカ、シンガポールの直接植民地とマレー連邦州と非マレー連邦州）に分けて、その頂点にシンガポール駐在の総督を置いて支配」（p.42）していた。

3 この間のマレーシア、シンガポールにおける通貨発行制度の沿革についてはKing(1957)、Drake(1969)、等を参照。

4 当初、マレーシア、シンガポールで流通していた通貨の名称は、海峡ドル（Straits Dollar）であったが、やがてはマラヤ・ドルへと改定された。Bank Negara Malaysia, Economics Department(1994), p.85.

5 以下の記述は主にSiew(1960), pp.113-116に依拠している。

民地であったことから、外貨保有に制限があり準備資産がポンドに限定されていたことも特徴として挙げられる。通貨委員会制と同時にマレーシア、シンガポールの通貨制度を規定していたこの制限は、ドル・プール制とよばれる準備通貨の集中管理制度である。

ドル・プール制とはイギリスの為替管理制度の一環として課されていたもので、英連邦居住者に対して金、ドル、その他硬貨の保有を原則として禁止し、すべての金・ドル準備をスターリング地域全体の準備としてイングランド銀行に保有させる制度である⁶。ドル以外にも主要な国の通貨を指定通貨としており、それらもイングランド銀行に集中される。つまり、外国為替のイギリス本国による集中管理制度のことである。この制度により英連邦の居住者は輸出などで手に入れた金やドルなどをポンドと引き替えにドル・プールに集中させることを義務づけられている。そして輸入の際、ドルなどのプールされている通貨が必要になった際にのみ手持ちのポンドと引き替えにドル・プールから外国通貨を引き出すことができた。この制度の下、マレーシアやシンガポールにおいても他の英連邦諸国同様、貿易などで入手したドルなどの外国通貨は基本的には⁷すべてポンドに交換されていた。

これらの制度によってマレーシア、シンガポールの通貨制度は100%ポンド準備による厳格な、しかしコントロールし難い通貨制度となっていた。このような特徴を持った通貨制度は、マレーシア、シンガポールにおける金融政策を硬直的なものとし、ポンドによる平価設定は金利等においてイギリスの影響を非常に大きくするものであった。しかし、その一方で中央銀行による無秩序な通貨発行は抑制されるため、通貨の信認は維持されるという特徴や、海外からの投資元本や投資収益の回収についても途上国にありがちな為替変動リスクが少ないといったプラスの特徴も持っていた⁸。そしてまた、準備通貨がポンドに限定されていたことによって、基軸通貨もまたポンドに固定されることになっていた。なぜならば、銀行が国際決済の結果ポンド以外の外貨を入手していたとしても、それを国内の業務に用いるにあたって必要となるマラヤ・ドルを入手するためには、それらを一旦ポンドに交換し、その後マラヤ・ドルに交換する必要が生じるためである。すなわち、強制的に為替媒介通貨と同様の機能をポンドが果たすような制度となっていたことが指摘できる。

2.2 植民地通貨制度に関する議論の整理

本項では、前項で見たような植民地通貨制度は、それを受け入れている植民地諸国にとってどのような位置づけであったのか、という点について考察する。当時のイギリス植民地の通貨制度は、英連邦全体におけるポンド防衛とも深く結びついており、ポンドを中心とする国際通貨システムの中に位置づけられるものであった。しかし、その評価については論者によって功罪大きくわかれる。そのため、植民地通貨制度から独自の通貨制度への移行について論じるにあたって、そもそもの通貨制度についての評価を下す必要がある。そこで、当時のイギリスの植民地通貨制度に関する議論を振り返り、植民地諸国にとってそれがどのような意味合いを持ったのかを再確認しよう。

1950年代頃、植民地諸国はその通貨制度を通じてイギリスに収奪されているという議論が生じた。この議論のうち、とりわけ収奪のメカニズムの中心にあるとして批判されていたのがドル・プール制

6 ドル・プール制に関する記述は主に東京銀行調査部(1953)、(1962)等を参照している。

7 東京銀行調査部(1962)によると指定通貨は1959年以降は以下の通貨となっている。オーストリア・シリング、ベルギー・フラン、カナダ・ドル、デンマーク・クローネ、西ドイツ・マルク、フランス・フラン、イタリア・リラ、オランダ・ギルダー、ノルウェー・クローネ、ポルトガル・エスクード、スウェーデン・クローネ、スイス・フラン、米ドル(p.34)。

8 ただし、1951年からは公認外国為替銀行間のカバー取引に限られていたが、外貨の全面集中制が緩和され、一定額ではあるが米ドルを保有し、利用することが可能になるなど、徐々に自由化されてはいていた。東京銀行調査部(1962)、pp.10-11。

9 松岡(1973)、p.27。

である。東京銀行調査部(1956)によると、当時の議論はドル・プール制によるイギリス本国の植民地に対する金融支配が植民地からの搾取であるか否か、という点が争点となっており、その積みあがったポンド残高の解釈を巡って議論が戦わされていたことがわかる。東京銀行調査部(1956)はライト、グリーンズ、ヘイズルウッドらの論争について取り上げ、ドル・プール制と植民地経済を関連づけてドル・プール制のメカニズムを分析しており¹⁰、これらの議論を整理したうえで最終的にライトの意見を支持し、植民地がドルでの対外債権の利用をあきらめ、イギリス本国に譲渡することによりスターリング地域のドル・プール制が維持されていたという見解を取っている¹¹。

そこでここでは、植民地によるドル・プール制による植民地の従属的地位を主張した主な意見であるWright(1954)の見解を取り上げて、一般的な植民地通貨制度の問題点を示そう。Wright(1954)はドル・プール制の原則やドル・プール制の運用上の制限(非公式なドル要求の抑制など)について分析を行い、その上で実際のドル・プール制への通貨の払い込みと引き出しについて限られた資料から分析した結果、「1946年から1952年の間にイギリス植民地はドル準備の増強に対して非常に重要な役割」(p.569)を果たしており、「その貢献は1946年以降植民地によって保有されるようになったポンド残高の増加額よりも若干多い」(p.569)という程度で、植民地がドル・プールに対して多大な貢献をしていることを示した¹²。そしてそれらの分析を受けて、「植民地にとっては、ドル・プール制は深刻な不利益」(p.574)となっており、「植民地はイギリスにドル為替の形態で資本輸出を行っている」(p.574)と断じた。

つまり、植民地諸国はドル・プール制を通じて、本来であれば自由に利用できるはずのドルによる購買力をポンドとして集中させられた上で、通貨準備として硬直的に保有させられたため、経済発展が遅れた側面がある、ということがWright(1954)の分析からは示されていたのである。

このようなドル・プール制を巡る議論があったことを踏まえたとうえで、植民地通貨制度とは植民地諸国にとってどういったものであったのか、という研究を行ったのが本山(1969a)及び本山(1969b)である。本山(1969a)では、1950年代に行われたスターリング地域の通貨制度に関する論争を振り返った上で、植民地通貨制度をして「極度の植民地搾取の上のみ成立した安定」(p.36)であるとしている。そして「植民地通貨制度の実施は、植民地住民自身の経済的事情から出たものではなく、むしろ外部たる「本国」資本の要求から出たものである。主として、植民地に対する貿易および投資の増進がこれを要求し・・・本国金融制度の一拡張部分たらしめ」(p.45)たのだと論じている¹³。

10 東京銀行調査部(1956)によると論争の発端はGreaves(1951)であり、それを受けてHazlewood(1952)によって反論が行われたことで論争が始まった、とされている。

11 この判断を下すにあたって東京銀行調査部(1956)において検討された論点は以下の3点である。1: 植民地のポンド残高は植民地自身の貯蓄であるか否か、2: 植民地はポンド残高の使用に制限があるか否か、3: 植民地のドル・プールへの貢献はイギリスへの投資を意味するか否か。そしてそれぞれ以下のように結論付けている。1: ポンドによる所得のうち貯蓄分がポンド残高を形成する。そのため、ポンド残高は植民地自身の貯蓄である。2: もしも、ドル・プール制がなければ、植民地はより多くのドル資金を利用し、ドル圏から物資を購入できたであろうから、ポンド残高の使用は制限されたものであったといえる。3: ドル・プールへの残高保有はそれだけ物資購入を断念したことになるため、投資とみなしうる。

12 なおWright(1954)では、本稿で研究対象地域としているマラヤについて、1942年には3億ドルもの多額の払い込みがあり(p.567)ドル・プールへの貢献としてマラヤがゴム・錫の輸出で多大な貢献をしている(pp.569-570)といった記述が見られる。

13 この点については、スターリング地域経済圏との関係から見た基軸通貨ポンドの累積と見るべき側面もあり、その経済圏の力が弱まる時にその構造がどのように変化したのか、という点を観察することも、国際通貨システムを研究するにあたって行わなければならない研究であるといえる。ただ、この点をこれ以上論ずると、本項で明らかにすべき植民地通貨制度の議論が却って不鮮明となるため、脚注にて問題提起をしておくにとどめ、論ずる機会は別に譲ることとする。

そしてその分析から植民地通貨制度は、形の上では受動的な通貨制度ながら必要に応じて貨幣量の調節が出来るという特徴を持つ制度であるが、実際は収縮に対しては硬直的であり、インフレ基調をもたらす通貨制度であることだとわかる¹⁴。そして、植民地通貨の非弾力性に加えて、ドル・プール制による植民地の外国為替の吸収などの要因から、植民地諸国は「やはり強制貯蓄させられて」(本山1969b, p.37)おり、植民地通貨制度は自主的な信用拡張が出来ず、工業化に必要な資本財の購入も出来ないため、「植民地の資本蓄積を不可能にする」(本山1969b, p.21)システムであったことを論証した。

これらの研究を整理すると、植民地通貨制度は植民地にとって、資本蓄積を行うための購買力を利用不可能な状態で留めおくものであり、また通貨発行は自動的に行われるが通貨回収は自動的にはされないといった効果も存在するシステムという側面を持ったものであったことがわかる。このように、総合的に見ると植民地にとっては重荷というべき制度だったというのが当時の評価であった。

しかし、この通貨制度は負の側面だけを持っていたのではない。上記の意見に対してグリーブスなどが説いたように、ロンドン金融市場との結びつきによる信用供与の利用や¹⁵、外国(イギリス)資本にとっては為替リスクが存在しないことによる外資の進出や活動の活発化、スターリング地域に対する決済システムとの結びつきなどといった側面も存在する。

したがって、マレーシア、シンガポールがイギリスから独立した後、独自の通貨制度を持つようになった場合、これらの問題点と利点との双方を勘案した上で、自ら望む形の通貨制度を実現するよう努力するはずである。そのため、この点を踏まえて次節以降でマレーシアとシンガポールの通貨制度の構築過程を追い、両国が通貨制度の構築にあたってどのような点を重視したのか考察してみたい。

3 独立後の通貨制度の変遷

3.1 マレーシア、シンガポールの中央銀行設立過程

これまでの分析では独立前の通貨制度について概観した。本節では独立以前との比較を行うため、独立後の通貨制度についての概観を行う。その際、独立以前との比較を念頭に置くことはもちろんだが、同時にマレーシアとシンガポールの両国の通貨制度に対するスタンスの違いについても念頭に置きながら分析を行う。まず本項では、通貨制度の構築過程の展開を追い、どのような経緯でマレーシア、シンガポールに独自の通貨制度が形成されていったのかを概観する。

マレーシアにおいてマラヤ中央銀行(1963年のマレーシア成立後はマレーシア中央銀行と名称変更¹⁶)が設立されたのは1959年1月のことである¹⁷。従来の通貨委員会制に代わり独自の通貨制度を欲していたマレーシアでは、独立前の1954年より世銀調査団によってその設立に関する調査が行われており、それが実を結ぶ形で中央銀行が設立された¹⁸。しかし、通貨発行に関してマレーシアとシンガポールで意見が異なったため中央銀行の設立即独自の通貨発行とはいかず、設立後しばらくは従来の通貨委員会による通貨発行が持続し、実際に独自で通貨発行を行うに至ったのは1967年6月であった。

当初、1959年に設立されたマラヤ中央銀行は、マレーシア、シンガポール、ブルネイの3カ国における共通の通貨を発行することを目指していた。それはこれらの国が経済的関係において深く結びつ

14 本山(1969a)、pp.36-40。

15 Greaves(1951)、p.434。

16 貝出編(1971)、p.208。

17 Bank Negara Malaysia, Economics Department(1994)、p.83。

18 Drake(1969)、pp.63-65。

いており、独立当初は3カ国で資本や人材、資源など様々な要素を自由に行き来させ、共通の市場を形成するなどの密接な経済協力関係の構築もなされていたためであった¹⁹。実際にシンガポールとマレーシアでは、貿易に占める互いの国のウェイトは非常に高かった（表1参照）²⁰。したがって、共通の通貨発行も経済協力関係の一環として計画されていた²¹。しかし、マレーシアとシンガポールとは通貨制度に関する考え方が異なったため、両国の間で合意形成がなされなかった。マレーシアでは通貨発行に際して、従来100%準備のシステムを採用するのではなく、中央銀行にある程度通貨発行量の裁量が存在する形の通貨制度が考えられていた。一方、シンガポールでは、従来通り100%準備による通貨発行が志向されていた²²。その両国の政策スタンスの違いは、1965年にシンガポールがマレーシア連邦から離脱したことを契機に問題となり、その後の対話もむなしく最終的にはそれぞれ独立した通貨発行制度を持つに至ったのである²³。

以上簡単にマレーシア、シンガポール両国における独自の通貨発行制度の設立およびその分離の過程をみた。ここでは通貨発行に際して、両国に政策スタンスの違いが存在したことを指摘したに過ぎない。それを踏まえて次項以降では、各国の通貨制度の特徴およびその背後にある政策方針について整理し、第4節において独立前後での通貨制度の違いとマレーシア、シンガポール両国の間に存在する違いとを分析するための準備を行う。

表1 マレーシア、シンガポール間の貿易状況

| | 1963年 | 1964年 | 1965年 | 1966年 | 1967年 | 1968年 | 1969年 | 1970年 | 1971年 |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| シンガポールへの輸出 / マレーシアの総輸出 | 20% | 20% | 18% | 23% | 21% | 19% | 19% | 20% | 21% |
| シンガポールからの輸入 / マレーシアの総輸入 | 9% | 10% | 11% | 11% | 8% | 7% | 7% | 7% | 7% |
| マレーシアへの輸出 / シンガポールの総輸出 | 32% | 33% | 31% | 27% | 31% | 26% | 23% | 22% | 23% |
| マレーシアからの輸入 / シンガポールの総輸入 | 18% | 2% | 23% | 23% | 24% | 21% | 22% | 19% | 17% |

出所：United Nations, Statistical Office, *Yearbook of International Trade statistics*, various issuesより作成。

3.2 マレーシアの通貨制度の特徴

前項ではマレーシアとシンガポールの独自の通貨制度の構築過程を見てきた。ついで、マレーシアで形成された通貨制度の特徴について簡単に整理し、その特徴を析出しよう。

マレーシアにおける通貨制度はマレーシア中央銀行法によって規定されており²⁴、1967年6月以降は従来の通貨委員会に代わってマレーシア中央銀行が通貨発行を行っている。1967年に新しく発行されたマレーシア・ドルの対外価値は、旧来の1マラヤ・ドル = 2s.4d.という平価設定とは異なり、1マレ

19 東京銀行調査部(1966)、pp.7-8。

20 表1からわかるとおり、シンガポールはマレーシアに対する依存度が、輸出、輸入共に高い。一方マレーシアは、中継港として機能していたシンガポール経由で財の輸出を行っていたため、輸出においてはシンガポールの占める比率が高いが、輸入についてはウェイトが低く、輸出ほどの比率を示していない。そういった意味で、両国の経済的状況は異なるが、程度に差はあれ関係が深いことは確かである。なお、このような両国の依存度の違いについてはいずれ稿を改めて分析することとしたい。

21 Purcal(1967)、pp.48-49。

22 Drake(1969)、p.71。

23 1963年、マラヤ連邦、シンガポール、サバ、サラワクはマレーシア連邦を結成しており、1964年12月にはマレーシアの中央銀行を通貨当局として通貨委員会に代える旨の声明が出されていたが、人種問題に根を持つマレーシアとシンガポールの不和のため、1965年8月にシンガポールはマレーシアから分離、独立するに至った。この経緯については、松岡(1973)、p.29、貝出編(1971)、pp.208-210、Drake(1969)、pp.69-72等を参照されたい。

24 Bank Negara Malaysia, Economics Department(1994)、pp.83-87、松岡(1973)、p.31などを参照。

ーシア・ドル＝純金0.290299グラムと表記された²⁵。とはいえ、新通貨制度の発足時には両者の間に価格差は無く、単純に表示される基準が変わるという変更であった。ただし、旧来の通貨がポンドを平価としていたことに対して、新通貨は金を平価としており、この点で違いが見られる。実際、1967年11月にはイギリスがポンドの切り下げを行っており、通貨制度が変更されていなければマレーシア・ドルもまたポンドに追随して切り下げることになったであろう点を考えると、大きな違いということも出来よう²⁶。そして、従来は通貨発行に際してはポンドとのみ引き換えで行われていたがその点が改められ金、ポンド、その他外国為替のいずれでも構わなくなり、ドルなどを対価に通貨発行することが可能となった²⁷。この点でも通貨発行の自由度が増したことになる。

また、新しい通貨制度の下では、通貨発行に対しては対外準備資産を80.59%保有しなければならないとされており²⁸、中央銀行の預金債務に対しては35%以上の対外準備資産を保有しなければならないとされている²⁹。この点は従来の100%準備を要した通貨委員会制との大きな違いとなっている。そして、従来であれば通貨発行の基礎となる外貨準備、すなわち通貨委員会の保有する準備金（正確には通貨委員会によって資金の管理が任されているクラウン・エージェント保有分）はほぼポンド証券への投資になっていたようであるが、独立後の通貨制度では通貨発行準備の投資先をポンド資産に限定しなくても良くなっている³⁰。

マレーシアの通貨制度は独立後このような形に変更された。整理すると、平価の基準がポンドであったところから金へと変わり、中央銀行の通貨発行に対する制限が弱くなり、外貨準備の自由度が増した、という点が変更点といえる。

3.3 シンガポールの通貨制度の特徴

シンガポールはマレーシア連邦からの分離独立後、当初は共通の中央銀行のもとで共通の通貨を利用する方針を採っていた。これは、経済的にシンガポールとマレーシアとの結びつきが強かったため、その利点を生かすことに重点を置いたためである。しかし、上述したとおりマレーシアは、従来の通貨制度よりも柔軟な通貨供給が行えるという点で経済成長に力点を置いた制度を構築することを目指しており、通貨の信認を重視するシンガポールの考え方と齟齬が生じてきた。

表2を見てもわかるが、当時のシンガポールは経済の大部分を輸出に依存していた。また開発のための資金も海外に依存するという状況であった³¹。シンガポールは自国での資本蓄積が少なく、また国土も狭いため、経済発展のためには資本集約的な産業を海外の直接投資から受け入れる必要があっ

25 Bank Negara Malaysia, Economics Department(1994), p.86.

26 ただし、ポンドの切り下げが通貨の切り替えからそれほど時間の経過していない時期に行われたため、ポンドにリンクしていた旧通貨が新通貨に対して切り下がることとなってしまい、混乱を招いた点は指摘しておく必要があるだろう。貝出編(1971)によると、「旧通貨を保蔵している下層階級に通貨不安を起こさせ・・・暴動に発展した」(p.211)と当時の様子が記述されている。

27 東京銀行調査部(1966)、p.14.

28 Bank Negara Malaysia, Economics Department(1994), p.86.

29 松岡(1973)、p.35.

30 内田(1976)によると、1956年まではイギリス植民地諸国は南ローデシアを除いて通貨発行の準備金で自国の証券を購入することを禁じられていた(pp.80-83)。またSiew(1960)によると、準備金をスターリング地域諸国の政府証券に投資するためには植民地相の認可が必要であるとされている(p.115)。東京銀行調査部(1969)では、「通貨裏付準備となるべき適格資産としては、1966年9月の中銀法改正以前は金、イギリスにある預け金、イギリス政府のTB、イギリス払いの3カ月以内為替手形、イギリス政府、認められたその他政府、または国際金融機関の発行ないし保証する証券(5カ年以内)等」(pp.57-58)があるとされ、それ以降は「従来UK(ポンド)資産に限られていたものを条文からUKという文字を抹消」しているとされる。

31 Purcal(1967)、p.48.

た³²。そのため、シンガポール政府としては、通貨制度は従来のまま通貨委員会制を持続させたいという考えであった³³。

そのためシンガポールでは、従来の制度をそのまま踏襲する形で通貨委員会制を残し、100%準備によってシンガポール・ドルが発行されるという仕組みを採用した。そして通貨発行以外の中央銀行の機能を果たす組織としてMonetary Authority of Singapore (MAS) が設立された³⁴。

そのため、シンガポールにおいて形成された独自の通貨制度の特徴としては、植民地時代と変わらない100%準備という厳しい通貨準備の必要性が第一に挙げられる。ただし、マレーシアと同じく通貨発行に必要とされる対外資産はポンドのみならず、金、ドル等のその他外国為替をこれに充てることができる³⁵という点で、従来よりも柔軟な通貨制度になっている点は指摘できる。そしてシンガポール・ドルの平価を従来のポンド表示から金表示へと変更させた点もマレーシアと同じである。

表2 シンガポールのGDPに占める貿易の比率

| | 単位：100万シンガポール・ドル | | | | | | | | | | |
|--------------|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 1960 | 1961 | 1962 | 1963 | 1964 | 1965 | 1966 | 1967 | 1968 | 1969 | 1970 |
| GDP | 2046 | 2239 | 2373 | 2684 | 2700 | 3043 | 3365 | 3692 | 4257 | 4832 | 5657 |
| 貿易 | 650 | 704 | 719 | 859 | 708 | 722 | 879 | 999 | 1309 | 1548 | 1725 |
| GDPに占める貿易の比率 | 31.8% | 31.4% | 30.3% | 32.0% | 26.2% | 23.7% | 26.1% | 27.1% | 30.7% | 32.0% | 30.5% |

出所：Singapore Department of Statistics, *Yearbook of Statistics Singapore*, various issuesより作成。

4 ポンドとの距離の変化

ここまででマレーシア、シンガポールの通貨制度について、独立以前と独立以後とをそれぞれ見てきた。本項では前項までの分析を踏まえて通貨制度の変化の要点を整理し、マレーシアとシンガポール両国間の違いについて考察してみたい。

独立期のマレーシア、シンガポールにおける通貨制度の変更は、いずれも通貨発行に対する対外準備資産とのかかわりが特徴的であるといえる。マレーシアの独立後の通貨制度を独立以前と比較した場合、必要とされる対外準備資産が減少している点を第一の特徴としてあげることが出来る。これは、「マレーシアが従来のような英ポンドとの結びつきを離れて、自らの通貨政策をとっていくことを意味して」(大宮(1973)、p.19) あり、「金融面における独立」(大宮(1973)、p.19) を求めて、イギリスを中心とする通貨システムの一環として存在していた自国の通貨制度を、そこから切り離す動きであると見ることが出来る。

このようにマレーシアが自国の通貨制度をイギリスを中心とする通貨システムから切り離した理由としては、マレーシアの成長戦略との関係を指摘することが出来る。従来のポンドを準備通貨とし、かつ100%準備を必要とした通貨制度の桎梏から自国を切り離すことで、金融の緩和を可能にし、今後の成長のための通貨需要にこたえることが出来るようになった。この背景にはイギリスを中心とす

31 Purcal(1967), p.48.

32 海外からの直接投資による企業進出の状況については、西尾(2004)を参照されたい。なお、西尾(2004)では、1960年代末から1970年代にかけて海外からの直接投資を行う投資国がイギリスからアメリカに変化した点と基軸通貨の交替とを関連付けて論じている。

33 東京銀行調査部(1966)、pp.6-10.

34 シンガポールの中央銀行機能についてはTan(1999)を参照した。なお、通貨委員会による100%準備の通貨発行についてはシンガポールの通貨法 (Currency Act) を参照した。(<http://statutes.agc.gov.sg/>)

35 貝出編(1971)、p.610.

る通貨システム下における構造的な資本不足に対する不満が存在する。スターリング地域の中であって長い間「マレイ連邦と西アフリカは外貨を豊富に稼ぎ・・・ながら、しかも資本が不足しているという不思議」(矢内原(1956)、p.28)を甘受してきたためである。そのためマレーシアは、独立と同時に自国をイギリスの通貨システムの一環の中に繋ぎとめることのメリットを諦めても、自国の経済開発を自由に行える通貨制度を構築することを望んだということができるだろう。とりわけ、途上国の成長のエンジンである海外からの直接投資において、マレーシアでは労働力も天然資源も存在したことから、国土の狭いシンガポールと比較すると労働集約的産業への投資が多く、外資による開発よりも、自国による経済政策の方が重要性が高いという事情があった点も指摘できよう³⁶。

一方でシンガポールとしては、資本蓄積が進んでおらず、そのうえ自国の領土が小さいため工業化が成功したとしてもいずれにせよ経済成長は輸出に頼るほか無いため³⁷、最も重視すべきは通貨価値の安定であり通貨に対する信認であった。そのためには現行のままの通貨委員会制が体外的な通貨価値の信認という意味で最も都合が良かった。もちろん、通貨委員会制を採用することで金融政策の自由度が低くなるという弱点は存在する。しかし、ドル・プール制からの離脱、外貨準備の自由化などによって植民地通貨制度に存在した問題点を解決することで、従来より自由な通貨制度になっている。何より、自国の内需に期待できない以上、通貨の対外価値を維持し、通貨制度への信認を保持することこそがシンガポールにとっては重要だったのである。その結果、独自の通貨制度を採用した後でも、基軸通貨をドルに交替させるまでは従来のイギリスを中心とする通貨システムの輪の中に存在する形になった。

以上のような違いからも、「マレーシア側は中央銀行による通貨発行を主張したのに対して、シンガポール側はスターリング為替本位制度を維持して通貨委員会を存続するか、あるいは両国共通の中央銀行を設立することを主張し」(大宮(1973)、p.20)それぞれ個別の通貨制度を採用するに至ったことが理解できよう。

もっとも、両国に共通している部分も存在する。それは平価設定の変更と、通貨発行の裏づけとなる対外資産である。いずれもポンド平価から金平価へと変更し、通貨発行の裏づけ資産もポンドのみならず金やその他外国為替であっても良いとした。しかし、これをもって単純にポンドからドルに基軸通貨を交替したということではない。マレーシアにしてもシンガポールにしても、両国とも新通貨制度施行後1972年まで介入通貨はポンドであり続けており³⁸、また、シンガポールでは制度上はどの通貨も対外資産として保有しえたが、実際には1972年まではポンドもしくは金と交換での通貨発行が一般的であったとされている³⁹。

すなわち、ポンドとの距離をとったといえど、完全に国際通貨としてのポンドとの距離をとったのではなく、単純に自国の経済戦略に合わせた通貨制度を採用する過程で桎梏となるスターリング地域通貨制度の枠組みから距離をとったということが出来よう。さらに両国が形成した通貨制度がスターリング地域通貨制度から距離をとった要因は異なり、それぞれ各々の経済的理由によってその形成された通貨制度に違いがある点も指摘できる。これは、論理の飛躍を恐れず言えば、国際通貨システムの周辺に位置する国が、国際通貨システムに対して求める機能というものにも国ごとの特殊性が反映されるということであろう。

36 マレーシアの経済状況については貝出編(1971)、pp.399-435などを参照されたい。なお、マレーシアの直接投資の状況と国際通貨の利用に関しては、別途機会を設け、稿を改めて論じたい。

37 Purcal(1967)、p.48。

38 Bank Negara Malaysia, Economics Department(1994)、p.357およびTan(1999)、p.362参照。

39 Ow(1985)、p.88。

シンガポールが独立後の通貨制度を構築するに当たって最も重視したのは、対外的な通貨の信認である。途上国の場合、自国の通貨の対する諸外国の信認は低い。しかし、開発の資金や生産物の市場を海外に求めることが往々にして存在する。確かに、過去の議論であったとおり、植民地通貨制度は植民地に対する収奪の機構となる側面は否定できない。しかし、外貨との厳しいリンクを課す通貨制度の存在は、シンガポールの通貨に対する信認をポンドへの信認と同等にさせるため、その効果はシンガポールにとってプラスに作用する。そしてそのためのリンク先は、ポンドであっても金であっても、信認さえ保てるのであれば構わない。そこで収奪の機構となる植民地通貨制度の弊害部分のみを切り離れた従来型の通貨制度を採用したのではなかろうか。

一方で、マレーシアは独立後の通貨制度を構築するにあたって最も重視したのは自国の経済開発であり、そのための流動性供給が可能となしうる制度を求めた。その結果、100%準備ではなく通貨発行に中央銀行の裁量が利く通貨制度となった。そこでは海外の信認の維持のための厳しい基準よりも自由を求め、シンガポールよりも独自性の高さが重視された。

いずれにせよ、両国ともに最終的には介入通貨をドルに替え、国際通貨ポンドからは離れていくのであるが、その離れ方に違いがあった。同じような環境下にあった2国が、しかしその置かれた経済的事情が異なるために違いが生じた。この違いの存在を意識することこそが今後、国際通貨システムを研究するにあたって必要とされる視点であるように思われる。

5 おわりに

マレーシアとシンガポールはイギリスからの独立に際して独自の通貨制度を採用することになったが、経済開発政策の方針の違いが通貨制度に現れ、それは結果的にマレーシアをして、ポンドを基軸通貨とするイギリスを中心とする国際通貨システムとの距離を遠ざけることとなった。一方、シンガポールは外貨資産の保全とインフレ抑制を目的とする経済政策の志向の結果、カレンシーボードに類似する通貨制度を採用することとなり、そちらが優先するためイギリスを中心とする通貨制度から距離を置かない通貨制度の構築となった。あるいはこの通貨制度分離の背後には通貨をただの自らの資本投資のために利用する購買力とみなすか、それとも外からの資本投下をもたらす道具とみなすかといった考え方の違いがあるかもしれない。しかしここで重要なことは、周辺国として見られるべき植民地国における経済状況の違いが、その国が独立した後に形成した通貨システムの国際通貨に対する距離の違いとなったことが、その通貨制度の構築の過程から垣間見ることが出来たことである。非常に小さな差異ではあるが、国際通貨システムという世界規模での経済システムとの関係において、周辺国側が自国の要因によってその決定を左右しうる可能性を秘めているという点が指摘できた。このことは、今後の国際通貨システム研究を行う上で、考慮すべき要素としてシステムを利用する周辺国を取り扱う必要があるのではないかというインプリケーションにつながる。ただし、本稿で析出した視角については未だ仮説の域を出ず、今後もさらなる研究を進め本視角の意義について問い続けていく必要があるだろう。

参考文献

- 伊藤隆俊、小川英治、清水順子編(2007)『東アジア通貨バスケットの経済分析』東洋経済新報社。
- 内田勝敏(1976)『国際通貨ポンドの研究』東洋経済新報社。
- 大宮僕一(1973)「マレーシア金融の背景と特質」高梨博明編『マレーシアの金融事情』第1章、アジア経済研究所、pp.3-24。
- 貝出昭編(1971)『マレーシア・シンガポール 経済と投資環境』アジア経済研究所。
- 東京銀行調査部(1953)「スターリング地域のドル・プール制」『東京銀行月報』第7巻第1号、pp.41-55。
 (1956)「ドル・プール再論」『東京銀行月報』第8巻第11号、pp.4-17。
 (1962)『イギリスの為替管理』(東銀調査資料第29号) 東京銀行。
 (1966)「ストレート・ダラー再編成の動き」『東京銀行月報』第18巻第10号、pp.4-16。
 (1969)「マレーシアの通貨・金融事情」『アジア経済』第10巻第5号、pp.54-68。
- 西尾圭一郎(2004)「シンガポールにおける多国籍企業の進出と基軸通貨ドル」『経営研究』第55巻第1号、pp.211-234。
- 福田慎一、小川英治編(2006)『国際金融システムの制度設計 通貨危機後の東アジアへの教訓』東京大学出版会。
- 松岡潔(1973)「通貨及び中央銀行制度」高梨博明編『マレーシアの金融事情』第2章、アジア経済研究所、pp.25-76。
- 本山美彦(1969a)「植民地スターリング為替本位制について」『経済論叢』第103巻第3号、pp.34-51。
 (1969b)「資本供給源としての英領植民地」『経済論叢』第103巻第4号、pp.19-38。
- 矢内原勝(1956)「スターリング地域の植民地通貨制度」『三田学会雑誌』第49巻第11号、pp.15-29。
- Bank Negara Malaysia, The Economics Department (1994), *Money and Banking in Malaysia*, 4th ed., Bank Negara Malaysia.
- Drake, P. J. (1969), *Financial Development in Malaya and Singapore*, Australian National university Press.
- Greaves, I. (1951), "The Sterling Balances of Colonial Territories," in *The Economic Journal*, Vol.61, No.242, pp.433-439.
- Hazlewood, A. (1952), "Sterling Balances and the Colonial Currency System," in *The Economic Journal*, Vol.62, No.248, pp.942-945.
- King, F. H. H. (1957), *Money in British East Asia*, Her Majesty's Stationary Office.
- McKinnon, R. I. (2001), "After the Crisis, the East Asian Dollar Standard Resurrected: An Implication of High-Frequency Exchange-Rate Pegging," in J. Stiglitz and S. Yusuf eds. *Rethinking the East Asian Miracle*, World Bank and Oxford University Press, pp.197-246.
- Ow, C. H. (1985), *The Currency Board Monetary System - The Case of Singapore and Hong Kong*, Baltimore.
- Purcal, J. (1967), "Implication of Separate Currencies," in J. Purcal ed. *The Monetary System of Singapore and Malaysia*, Dept. of Extra Mural Studies, University of Singapore, pp.34-50.
- Siew, N. C. (1960), "Central Banking in Malaya" in S. G. Davis ed. *Central Banking in South and East Asia*, Hong Kong University Press and Oxford University Press, pp.111-127.
- Tan, C. H. (1999), *Financial Markets and Institutions in Singapore*, 10th ed., Singapore University Press.
- Wright, K. M. (1954), "Dollar Pooling in the Sterling Area, 1939-1952," in *American Economic Review*, Vol.44, No.4, pp.559-576.

国際司法機関の増加から生じる問題の整理

平行的管轄権の類型

吉田 拓也

はじめに

1 問題の背景 国際法の分断現象と紛争解決と多様化

1990年以後、冷戦崩壊とともに国際社会の「法制度化(legalization)」または「司法制度化(judicialization)」など現象が注目を浴びるようになった。これらは、国際政治学または国際法学のそれぞれのアプローチは異なるものの¹、冷戦後の国際社会の変化に関する分析を対象としていた。

特に、国際法の分野においては、2002年、国連国際法委員会（以下、「ILC」と記す）は、「国際法の断片化から生じるリスク(Risk Ensuring from Fragmentation of International Law)」と題したHafner特別報告者の報告書を審議し、正式にILCが検討するトピックとして取り上げるための作業部会の設置を決定した。この作業部会は、翌年の2003年から2006年にかけて、Koskeniemiを特別報告者とした「国際法の断片化 国際法の多様化および拡大によって生じる諸困難(Fragmentation of international law: difficulties arising from the diversity and expansion of international law)」と題するトピックとして検討し、その結果を報告書にまとめた²。この報告書は、総論部分において「解釈」と「抵触」の問題を取り上げたのち、「特別法(lex specialis)」、「特別の（自己完結的）レジーム(special (self-contained) regime)」、「ウィーン条約31条3項c」（条約解釈における関連法規の参照）、「相前後する規則の抵触(Conflicts between successive norms)」、「国際法上の階層性(Hierarchy in international law)」についての分析を報告する。ILCが取り上げた「国際法の断片化」現象、すなわち同一の事項に対して複数の個別分野化された条約体制が適用可能になる現象は、紛争解決手続きの多様化をもたらした。

周知のように、国際法における紛争解決の多様化と関連して、司法的解決が最も好ましい手段であるであると考え「単線的構造」に代り、紛争の問題領域に応じて、多種多様な紛争解決の選択肢があり、必ずしも司法的解決が最終的なものとして求められるものではないと考える「複線的構造」が指摘されてきた³。

1 国際政治学（国際関係学）と国際法学における「法制度化」または「司法制度化」という概念を中心とする分析アプローチや問題関心の違いについては、奥脇直也「現代国際法と国際裁判の法機能 国際社会の法制度化と国際法の断片化」『法学教室』281号（2004）32-33頁を参照。また、国際政治学における「法制度化」現象については、次のものを参照。J. Goldstein, *Legalization and World Politics* (2001, MIT Press).

2 Conclusions of the work of the Study Group on the Fragmentation of International Law: Difficulties arising from the Diversification and Expansion of International Law in Report on the work of its fifty-eighth session Supplement No. 10 (A/61/10) 2006, pp. 407-423.

3 紛争解決手段の「単線的構造」と「複線的構造」について整理したものと、高野雄一「外交関係条約と司法的紛争解決条約」森川俊孝他（編）『紛争の平和的解決と国際法（皆川洗先生還暦記念）』（北樹出版、1981）339-67頁を参照。

国際法の一般理論として「単線的構造」と「複線的構造」の問題にとどまらず、上記のILCが取り扱った国際法の分断化現象は、個別分野ごとに条約が作成され、その個別分野の条約について生じる紛争について独自の紛争解決手続が設けられるようになった点が特徴的である。つまり、紛争解決手続の個別分野化が進展しているのである。そして、個別分野化された紛争解決手続は、それぞれの条約が規律する分野の規則の特徴を考慮し、独自の原理で採用された⁴。したがって、個別分野の独自の原理は、そこで採用されている複数の紛争解決手続の中のいずれの手段を用いるべきかを検討する場合に考慮されるべきものとなる⁵。

しかし、紛争が複数の個別分野化に関わるものである場合、すなわち同一の紛争が複数の個別分野において採用されている紛争解決手続の双方に関わるものである場合には、それぞれの独自の原理のみでは、いずれの紛争解決手段によるべきか必ずしも明らかにはならない。もちろん、あらかじめ、個別分野における紛争解決手続が、それぞれ別の個別分野における紛争解決手続を想定しているのであれば、いかなる手段で紛争解決するかという問題は回避可能かもしれない。しかし、別の個別分野の紛争解決手続を想定しているものは少ないというのが現実であると思われる。その場合、ある紛争が二つ以上の個別分野にかかわるばあい、これら二つの個別分野の紛争解決が同時並行的かつ独立して進められることになる。そのような場合、いかなる調整を行うべきかについて検討する必要が生じるであろう。

2 問題の設定 司法機関の「増加」

以上のような背景をもって、司法機関(judicial organ)の「増加(Multiplication)」⁶と呼ばれる現象が議論されるようになった⁷。紛争解決手続の個別分野化とともに、紛争解決手段として司法的解決を採用する条約が増加し、複数のさまざまな国際的司法機関が近年設置された。それぞれの裁判所は、それぞれの個別分野の原理に従って司法的紛争解決を果たす。

さらに、これら個別分野における国際裁判所は、従来の国際法における紛争解決選択の自由からくる裁判所の管轄権に対する同意原則を修正し、裁判所の当事国間の紛争について強制的管轄権を設定している⁸。したがって、紛争当事国は、互いに、自国に有利になる司法機関へ紛争を付託することができるようになる。そうすると、同じ事件について、異なる司法機関の判断が下される可能性、つまり「判決の抵触」が生じることとなる⁹。つまり、「フォーラム・ショッピング」の問題が発生する。

4 宮野洋一「国際紛争処理制度の多様化と紛争処理の変容」『国際法外交雑誌』97巻(1998)122-43頁を参照。

5 J. G. Merrills, "The Mosaic of International Dispute Settlement Procedures: Complementary or Contradictory?" *Netherlands International Law Review*, vol. 54 (2007), 361-71.

6 このほかにも、「拡散(proliferation)」、「管轄権の重複(overlapping of jurisdiction)」、「競合的管轄権(concurrence of jurisdiction)」など多様な表現が用いられる。J. K. Cogan, "Competition and Control in International Adjudication," *Virginia Journal of International Law*, vol. 48 (2008); N. Lavranos, "Concurrence of Jurisdiction between the ECJ and other international courts and tribunals," *European Environmental Law Review*, vol. 14 (2005); V. Lowe, "Overlapping Jurisdiction in International Tribunals," *Australian Yearbook of International Law*, vol. 20 (1999)。また、Multiplicationに対して「多様化」、「多元化」という語が与えられることがある。しかし、本稿ではMultiplicationという場合、単に国際裁判を行う司法機関が多く設立されたという数的増加のみ意味し、その他の要素を排除するために、「増加」という訳語を選択した。この点で、選択した訳語は異なるが、山形英郎「国際裁判の多様化」『国際法外交雑誌』104巻4号(2006)38頁と同一の意図である。

7 特に、New York University Journal of International Law and Politicsの31巻4号(1999)およびMichigan Journal of International Lawの25巻4号(2003)は特集をしている。

以上の問題の背景および関心を踏まえて、本小論では、次の問題を扱う。紛争解決の個別分野化に伴い司法機関が増大し、同一の事件が複数の司法機関に付託される可能性が生じた。つまり、司法機関の平行的管轄権(parallel jurisdiction)が存在するようになった。並行的管轄権は、同一に扱われるべきではなく、いくつかの類型化がなされるべきである¹⁰。そこで、本稿において、平行的管轄権の類型化してそれぞれを整理する。

国際裁判所の抵触の類型

(Categories of Conflicts Between International Courts and Tribunals)

1 平行的管轄権(Parallel Jurisdiction)

同一の紛争が同時に複数の司法手続にかかること、管轄権の競合、そしてこれらのことから生じうる抵触の問題についての議論は多かったが、これまでの議論は平行的管轄権から生じる抵触のさまざまな形態(抵触の有無を含む)を適切には区分してこなかった。

A 判例の抵触と管轄権の抵触の区別

第一の区分は、判例の抵触(conflicts of jurisprudence)と管轄権の抵触(conflicts of jurisdiction)の区別である¹¹。判決の抵触は、司法機関の増大に伴い、異なる事件において同一の法規則に対して異なる解釈が与えられることが増してきたことをさす。すなわち、さまざまな司法機関で扱われる個々の事件において、同一の国際法規則について異なる解釈が与えられる場合である¹²。つまり、国際法の同一規則の解釈の拡散という現象である。たとえば、「ニカラグア事件」におけるICJ判決と「タジッチ事件」における旧ユーゴ刑事裁判所(ICTY)の判決は、一般国際法上の国家責任の分野における国家への行為の帰属の要件について違う基準を示した¹³。

ニカラグア事件とタジッチ事件ほど直接的でないものの、「Loizidou事件」におけるヨーロッパ人権裁判所は、条約の留保といった一般国際法上の制度について判断を下したのかは意見が分かれるが、人権条約の特殊性を根拠にして、これまで国際司法裁判所がとってきた解釈とは異なる判断を下した¹⁴。

8 C. P. R. Romano, "Shift From the Consensual to the Compulsory Paradigm in International Adjudication: Elements for a Theory of Consent," *New York University Journal of International Law and Politics*, vol. 39, no. 4 (2007), 791.

9 司法機関の増加による管轄権の抵触の可能性が生じることについては次のものを参照。K. Oellers-Frahm, "Multiplication of International Courts and Tribunals and Conflicting Jurisdiction- Problems and Possible Solutions," *Max Planck Yearbook of United Nations*, vol. 5 (2001), 68-78.

10 J. Finke, "Competing Jurisdiction of International Courts and Tribunals in Light of the *Mox Plant Dispute*," *German Yearbook of International Law*, vol. 49 (2006), 310-19.

11 T. Treves, "Conflicts between the International Tribunal for the Law of the Sea and the International Court of Justice," *New York University Journal of International Law and Politics*, vol. 31 (1999), p. 812.

12 たとえば、同一のICJの裁判所においても、原則として先例拘束性は排除されている。詳しくは次の文献を参照。M. Shahabuddeen, *Precedent in the World Court* (1996, Cambridge University Press).

13 ニカラグア事件においてICJは、国の「法的責任を生じさせるためには、申し立てられている違反がなされた過程で、当該国家がその違反とされる行為に「実効的支配していたことを、原則として、立証する必要がある」といういわゆる「実効的支配」の基準を示した。これに対して、タジッチ事件においてICTYは、このICJの判例を正面から批判して異なる基準を提示した。国家責任の帰属の基準に関しては、薬師寺公夫「国際法委員会『国家責任条文』における私人行為の国家への帰属」山手治之・香西茂(編)『国際社会の法構造：その歴史と現状』(東信堂、2003)304-11頁; Oellers-Frahm, 78-81.を参照。

14 Oellers-Frahm, 81-83.を参照。

これに対して、「管轄権の抵触(conflict of jurisdiction)」は、同一の紛争を少なくとも二つ以上の司法機関で扱っている場合のみ生じるものである。すなわち、同一の紛争において争点となっている同一の国際法規則が二つ以上の司法機関によって扱われる場合である。しかし、同一の紛争に関して平行的管轄権が存在するすべての場合に、管轄権の抵触が生じるというわけではない。そこで、次に次で管轄権の抵触について整理していく。

B 管轄権の抵触のサブカテゴリー

(1) 判決の抵触の発生

(i) 判決の抵触ではないケース

判決の抵触(conflict of judgment)は、二つの判決が相互に合致せず、一方の判決を履行すれば他方の判決を履行できない場合を指す。これには次のような前提となる条件がある。すなわち、一つには、同一の事項について二つの条約が拘束力ある判決を下す司法的解決の強制的管轄権を認めている場合である。したがって、一方の条約が他方の条約に優位する場合には、管轄権の抵触は生じることはない。二つに、同一の事項に対して二つの条約が強制的管轄権を認めている場合であっても、どちらか一方の条約が他方の条約における強制的管轄権が行使されている場合には、当該他方の紛争解決手続には付託されない仕組みになっている場合にも、管轄権の抵触は存在しない。

このような規定をおいているものとしては、ヨーロッパ人権条約35条、国連海洋法条約281条および282条などがある。これらの条約は、司法機関の管轄権の行使について、他の紛争解決手続との調整を条約規定としておいているのである¹⁵。しかしながら、これらの管轄権の抵触を回避する手段は、人権、海洋法、経済法など個別分野における紛争解決においてもちいられているのであり、複数の個別分野を横断するような場合については問題を残している。

また、同一の事項に関して複数の司法機関に付託される場合であっても、判決の抵触が回避される場合がある。個別分野における司法機関は、その事項的管轄権がその司法機関に管轄権を与えている条約上の紛争に限定しているのが一般的である。したがって、二つの司法機関に同一の事件が付託されても、一方の司法機関がそれに管轄権を認めている条約を解釈し、ある行為が当該条約の権利・義務違反であるという判決を下し、他方の司法機関に管轄権を認めている別の条約に当該行為が違反していないという判決を下すことは可能であり、判決の抵触とはならない。すなわち、ある行為を一方の条約が明確に認めているが、別の条約が禁止している場合であっても、それは条約の抵触が生じているのみであって、それぞれの条約に関して別々の司法機関が判決を下しても判決の抵触が生じるとはいえない。つまり、異なる国際法規則の解釈は異なる可能性があるのであって、それは規則間の抵触として処理される問題である。

たとえば、ニカラグア事件におけるICJ判決は、多国間条約に関する管轄権受諾宣言のアメリカの留保(Vandenberg留保)についての判断を回避するため、多国間条約の解釈については判断を下さず、国際慣習法の規則のみに限定した判決を下した¹⁶。ICJのこのような判断は、Schwebel判事の反対意見に

15 山形英郎574-759頁; Y. Shany, *The Competing Jurisdictions of International Courts and Tribunals* (2003, Oxford University Press), 177-228.

16 ニカラグア事件においてアメリカは自国の留保に基づきICJの管轄権を否定した。この点についてICJは、多国間条約の下で生じる義務については管轄権を否定する一方で、国際慣習法において生じる同一の義務に関する紛争は別に存在しうるとして管轄権を認める判断を下した。ICJ Reports 1984, p. 423.

において厳しく批判され¹⁷、salami-slicing of disputesとして揶揄されることもある¹⁸。

他方で、異なる二つの条約上の規則をめぐる紛争が同一の紛争であるとされたケースとして、国連海洋法条約に手続に従って設置された仲裁裁判所の「みなみまぐる事件」が上げられる。この事件は、ミナマグロの調査めぐり争われたが、国連海洋法条約とみなみまぐる保存条約（CCSBT）の二つの異なる条約から生じた紛争であった。この紛争に対して仲裁裁判所は、国連海洋法条約から生じる紛争とCCSBTから生じる紛争が別個に存在するという見解を退けた¹⁹。このような複数の条約規則の解釈適用から生じる一つの紛争であるとして、管轄権行使の調整を行い判決の抵触を回避する例として、ヨーロッパ人権条約35条2項(b)は、個人の申立て受理可能性の基準として「実質的に同一」のものであってはならないとしている²⁰。

(ii) 判決の抵触が生じるケース

したがって、上記のことから、判決の抵触が生じるためには、同一の事件が複数の司法機関に同時に付託されることに加えて、同一の国際法規則について争点となっていなければならない。さらに、これに加えて、その司法機関の手続における当事者が同一であるということも必要である。周知のように、判決の既判力は当事者間のみしか及ばない。たとえば、ICJ規程59条は、「裁判所の裁判は、当事者間においてかつその特定の事件に関してのみ拘束力を有する」と規定する。また、国連海洋法裁判所規程33条も、「1の裁判は、紛争当事者間において、かつ、当該紛争に関してのみ拘束力を有する」としている。司法機関の判決が当事者間にしか及ばない以上、判決の抵触は、訴訟の当事国が同一でなければ生じる可能性はない。

以上、判決の抵触が生じる場合を整理すると次の点が前提となる。第一に、司法機関における当事者が同一であることである。第二に、一方の司法機関が他の司法機関との管轄権行使の調整について規則を有していないことである。第三に、紛争の争点が同一の条約に関するものであることである。以上の3つの前提のもとで、複数の司法機関が管轄権を行使し、その複数の判決を同時に遵守できない状況になる場合に判決の抵触が生じるといえる。

(2) 関連する訴訟

判決の抵触とは別の管轄権の抵触のパターンが存在する。それは、いわゆる「関連する訴訟（connected proceedings）」と呼ばれるものである。これは、判決の抵触と関係するが、別のものとして理解するべきものである。関連する訴訟とは、司法機関における当事者は同一であり、同一の国際法規則が争点になっているものの、その争点が紛争の主題として取り上げられているのではなく、紛争

17 ICJ Report 1984, p558.

18 J. Pauwelyn, "The Role of Public International Law in the WTO: How Far Can We Go?" *The American Journal of International Law*, vol. 95, no. 3 (2001), 557.

19 "Award on Jurisdiction and Admissibility of 4 August 2000," *International Legal Materials*, vol. 39, no. 6 (2000), 1338, ¶ 54. なお、本件については、『国際法外交雑誌』100巻3号の特集、河野真理子「みなみまぐる事件と海洋紛争の解決手続」栗林忠男・杉原高嶺（編）『現代海洋法の潮流 第2巻 海洋法の主要事例とその影響』（有信堂、2007）324-26頁；杉原高嶺「国連海洋法条約の紛争解決手続 他の条約手続との適用関係について」『法学論叢』146巻4・3号（2000）1-25頁を参照。

20 その他のものとして、NAFTA2005条1項は、「本協定とGATTおよびGATTのもとで協議された協定またはその後の協定から生じる問題は、申立て国の裁量によっていずれか一方の方法で解決することができる」と規定し、NAFTAとGATTの双方の規定から生じる紛争が同一であることを想定している。

解決において付随的に取り上げられる場合のことである。したがって、二つの判決を同時に履行することは可能であるという意味で判決の抵触は存在しないが、特定の事実に対する付随的な法的判断が二つの司法機関において異なることに問題が生じる。個別分野化された司法機関は特定の条約から生じる紛争の解決に管轄権を限定されてはいるが、当該司法機関が管轄権を確認する必要がある範囲で他の国際条約や国際慣習法の解釈を行う必要が生じる²¹。すなわち、司法機関が管轄権にある条約の解釈をするために、他の司法機関の管轄権にある条約の解釈した場合に、同一の事実に対する条約解釈の不一致が生じる可能性がある。これらの事例としては、Swordfish事件が上げられる。これは、南大西洋の公海におけるSwordfishの漁業に関する紛争を発端としてチリが一部の船舶に対する入港を拒否した紛争である。この紛争について、ECはWTO上の紛争であるとして同パネルに付託し、他方チリは国連海洋法条約上のものであるとして紛争解決の手續に訴えた事件である²²。

まとめ

以上、いわゆる「司法機関の増加」という現象から生じた平行的管轄権、すなわち複数の司法機関が同一の紛争を扱う可能性について、そしてその結果として「管轄権の抵触」が生じうることになった現象の類型化を試みた。

この管轄権の抵触が生じうる国際社会の現状については、肯定的見解もあれば、否定的見解もある。しかしながら、その多くの議論が、「判例の抵触」と「管轄権の抵触」の違い、さらに「判決の抵触」と「関連する手續」などのさまざまな状況があることを区別せずに、同一の紛争と思われる事件が複数の司法機関に付託されたことのみを捉えて、それぞれの評価を行っている。しかし、本小論で見たように、平行的管轄権という現象を分析する前提として、個々の状況を典型的に分類することが必要であると思われる。

他方で、このような一般的分類がどの程度有効であるかについては、個別分野における紛争解決をみる場合には常に留意しなければならないことであろう。国際法における上訴審をおこなう司法機関が存在しない、または近い将来存在しない現段階では、一般法としての管轄権の抵触を調整する方法と個別具体的な事件における調整という具体的な実行をどのように理解するかが今後の課題となる。

21 国連海洋法条約は、228条において裁判所の管轄権を定め、293条において適用法規(applicable law)を定めている。228条は「この条約の解釈又は適用に関する紛争であってこの部の規定に従って付託されるものについて管轄権を有する」としている。他方で、293条は「この節の規定に基づいて管轄権を有する裁判所は、この条約及びこの条約に反しない国際法の他の規則を適用する」としている。すなわち、国連海洋法裁判所は、管轄権の範囲と適用法規の範囲をことにしている。このことに関しては、M. B. Volbeda, "The MOX Plant Case: The Question of" Supplemental Jurisdiction" for International Environmental Claims under UNCLOS," *TEXAS INTERNATIONAL LAW JOURNAL*, vol. 42, no. 1 (2006), 218-30. を参照。また、WTOのパネルにおける適用法規については、岩沢雄司「WTO法と非WTO法の交錯」『ジュリスト』1254号(2003)20-21頁を参照。

22 P.-T. S. e. al., "The Swordfish Case: Law of the Sea v. Trade," *Zeitschrift fur ausländische öffentliches Recht und Völkerrecht*, vol. 62 (2002), 21-35; M. A. Orellana, "The Swordfish Dispute between the EU and Chile at the ITLOS and the WTO," *Nordic Journal of International Law*, vol. 71, no. 1 (2002), 55-81.

発展途上国における人体実験 国際基準の問題点とロールズの格差原理

稲 積 重 幸

目 次

はじめに 問題の所在

第一章 経済的弱者の被搾取の可能性

第二章 人体実験に対する現代の国際基準の特徴

第三章 国際基準の問題点

第四章 ロールズの格差原理と医療格差

おわりに Public Reasonを医療の現場に

はじめに 問題の所在

人体実験は犯罪と紙一重である。この人体実験は、名目上、臨床研究（clinical research）といわれる。そして、開発途上国はしばしば先進国が臨床研究を行う上で最適な場所となる。そこには、先進国の莫大な利益のためには弱小国国民の小さな犠牲はやむを得ないという論理が窺える。本稿はこうした非人間的な論理を生む諸原因を抽出し、そこに潜む闇に光を当てようとするものである。

ラヴェリー⁽¹⁾によれば、過去十年で臨床研究は先例のないほどの国際的な規模で拡大を見せたという。とりわけ、新薬とワクチンの試験は、高所得な国家（High-income countries, HIC）が資金を提供し、低所得、中所得国家（Low and middle-income countries, LMIC）で行われたという。そして、ラヴェリーによれば、1992年には、世界中の私企業が行った薬品の臨床研究は医療研究全体の支出のおよそ45%を占め、2002年には、この薬品の臨床研究費用の総額は医療研究全体に費やされた700億ドルのおよそ半分になるという（日本円にして3兆8500億円）。

開発途上国において、臨床研究の対象となった人たちは基本的な医療さえ受けられず、また臨床研究の内容も知らない場合があり（インフォームド・コンセントの無視）しかも政治的経済的に無力な場合が多い。しかしながら、開発途上国の政府は、先進国が行う臨床研究を、あまりにも高額で自国では負担できない医療を国民に与える唯一の手段だと考えている面もある。一方、臨床試験を行う先進国の企業は、開発途上国で臨床研究を行う場合には、低コストですむことや、先進国では稀な病気が蔓延していること、数多くの貧困層の患者が存在することなどに魅力を感じている。さらに、開発途上国で臨床検査を行う場合には、政府が検査を規制しないし、FDA（アメリカの食品医薬品局）が外国での臨床検査を監視しないため、人権擁護のための国際基準が日常的に無視されている⁽²⁾。

もちろん、このような臨床研究も医学の発展のためにかかせないし、臨床研究なしの薬品が認可されないことは各国の法律で定められていることも多い⁽³⁾。その意味で臨床研究は病を治し、生命を救う医学の不可欠な手続でもある。さらに、このような臨床研究のおかげで、事実、多くの発展

途上国の病人たちが救われている。したがって、臨床研究を完全に禁止するわけにはいかないのである。

問題は、開発途上国の立場の弱い人々の人権を実効的に守れる国際的な基準を設定することなのである。実効的な国際基準は潜在的な利益が製薬会社と実験を行う発展途上国の人々の双方にあることを認識したものでなければならない。すなわち、一方で、政府と製薬会社は経済上の利益と医学の発展という利益を得るであろう。他方、開発途上国は、臨床研究に応じなければ得られなかったであろう医療上のケアを得るといふ利益を受けるわけである。この二つの利益は簡単に両立するようにみえるが、その実、困難極まりないのである。さらに、この二つの利益がバランスを欠くようであったらどうすべきか。この点については、後にロールズの格差原理を参考に国際基準のあるべき姿を探りたいと考える。その前に、第一章では、ファイザー製薬株式会社がナイジェリアで行った臨床検査の人権侵害問題を取りあげ、経済的弱者が現代においていかに悲惨にも健康の搾取を被っているかをみてゆく。第二章では、そのような人権蹂躪を可能とさせてしまう、現代の臨床試験に関する国際基準の有効性について、検討する。第三章では、その国際基準の問題点にふれたい。第四章では、ロールズの格差原理を医療格差に適用すべきではないかという主張を試みたい。

(1)James V. Lavery, Putting International Research Ethics Guidelines to Work for the Benefit of Developing countries, 4 Yale Journal of Health Policy, Law and Ethics 320.321(2004).

(2)Finnuala Kelleher, The Pharmaceutical Industry's Responsibility for Protecting Human Subjects of Clinical Trials in Developing Nations,38 Columbia Journal Law & Socail Problems. p67(2004).

(3)例えば、従来、日本では、海外で行われた臨床研究(治験)の結果をそのままデータにすることができず、日本で必ず臨床研究を行うことが義務付けられていた。その結果、日本で新薬を使用できるようになるまでには他の先進国との間でタイムラグが生じ、医学の進歩を阻害するのではないかと懸念されていた。その結果、厚生労働省は、平成15年に治験の長さを三年間にする計画をたて、また、IHC日米医薬品規制調和国際会議により海外のデータを日本でもそのまま利用できるようにした。こうして、新薬利用までの時間が短縮されたわけであるが、逆に言えば、日本の企業がファイザー製薬と同じ過ちを犯す危険は以前よりも高まっているのである。

第一章 経済的弱者の被搾取の可能性

世界最大の製薬会社であるファイザー製薬が、年間に10億ドルの利益をもたらす可能性を秘めた抗生物質、タロヴァン(Trovan)の開発過程において、この薬の臨床試験の機会に恵まれた。それは、1996年の4月のことであった。その年、カノというナイジェリアの都市では、細菌性の髄膜炎⁽¹⁾、麻疹、コレラなどが流行していた。この事実をつかんだファイザー製薬はカノの感染症専門病院に六人の医師を派遣し治療チームを設けたのである。このカノでの臨床テスト以前では、たった一人の子供しかタロヴァン⁽²⁾の治療を受けていなかった。というのも、タロヴァンを動物実験したところ、タロヴァンによって、例えば、関節の病気や、異常な軟骨の発達、肝臓の障害など、子供に有害な副作用が引き起こされるかもしれないということが分かったので、子供にはタロヴァンを与えないことになっていたからである。しかし、ファイザーの研究員はその事実を知りながら198人の子供を研究対象として利用したのである。半数にはFDAが子供の髄膜炎の治療に承認されていたセフトリアキソン(ceftriaxone)を注射し、残りの半分にタロヴァンを注射したのである。ファイザー製薬は、子供があまりにも幼いので同意することはできないから、その両親から同意を得ようとした。しかし、英語を読んだり話せたりできる両親はほとんどいなかったという。

その二週間後、ファイザーの医療チームはカノを去り、追跡調査に戻ることは二度となかった。にもかかわらず、報告書には、タロヴァンはセフトリアキソンと同様に安全であると書かれていた。

そして、2001年8月、カノの30の家族が、ファイザー製薬を外国人不法行為訴訟法（Alien Tort Claims Act）に基づき、同社を訴えた。これはクラスアクション⁽³⁾であった。原告の訴えの内容としては、タロヴァンの服用により、11人の子供が死亡し、他の多くの子供たちが、身体麻痺に苦しんだり、耳が聞こえなくなったり、目が見えなくなったという。

原告の主張によれば、ファイザー製薬と同社の研究員は臨床検査における人権保護の国際基準を犯したというのである。具体的にいうと、ファイザー製薬は、被験者に、治療の実験的性質、つまり、被験者にこの治療を拒むことができること、他の機関が無料で通常の治療を行ってくれるということをしらせなかったため（実際に、ファイザーの施設の近隣に国境なき医師団が存在し治療を受けられた）インフォームド・コンセントの原理を無視したというのである。

原告は、ファイザー製薬は、ニュルンベルグ綱領、ヘルシンキ宣言、市民的および政治的権利に関する国際規約、国際慣習法に反すると主張した。しかし、この事件はアメリカの裁判所で扱うことができず、ナイジェリアの裁判所に移送された。

開発途上国における臨床試験を行っているのは私企業である製薬会社だけではない。アメリカの疫病管理センター（Centers for Disease Control, CDC）と国立衛生研究所（National Institutes of Health, NIH）は、1994年から1997年までの間に、タイやアフリカの数カ国にHIVに感染した妊婦に人体実験を行ったと新聞は報じている⁽⁴⁾。これらの実験は開発途上国におけるAIDSの効果的治療方法発見を意図したものである⁽⁵⁾。

エイズの蔓延で苦しむアフリカの国々で、ジドブジン⁽⁶⁾（アジドチミジン AZT）の臨床検査が許可されたが、ここではインフォームド・コンセントとプラセボが問題となった。この検査は、ジドブジンを経口投与することで、HIVが妊婦から胎児へと感染するのを防ぐのに有効かどうかを調べるものであった。CDCとNIHは、17000人以上の妊婦に臨床試験を行った。17000人の半分にはジドブジンを与え、残りの半分にはプラセボ⁽⁶⁾（偽薬）を与えた。ここでプラセボをもらった妊婦は、適切な治療を受けられないことになるため、結果として胎児にHIVを感染させてしまうことになる。

もちろん、CDCとNIHが行ったこの臨床試験では、プラセボである可能性もきわめて簡略に説明されたそうであるが、被験者となったアフリカの貧困層の人々は失業中で、しかも文字が読めず、プラセボが何であるか分からないままに、試験を受けることに同意してしまったものもいるという⁽⁷⁾。事実、プラセボをもらった妊婦の胎児はエイズに感染してしまったのである。

失業と読み書きのできないことだけが、このような搾取的な研究の餌食となる唯一の要因ではない。事実、アフリカの臨床検査を受けた者の中に少なくとも一人の法学士がいたという。研究員は彼女に、AZTはエイズウィルスが妊娠中に胎児に感染するのを防ぐものであると証明されたわけではないということをけっして説明したことはなかった。しかし、説明をされたからといって、彼女は臨床検査を受けなかつたらうか。もちろん、そんなことはない。アフリカ人の被験者が必ずしも全て騙されたわけではなく、無益な希望を抱いていたわけでもない。彼女たちには他に治療の手段がなかつたのである。

その後、1998年にCDCは突如、アフリカでのエイズの臨床検査を止めると宣言した。その理由として、タイで十分な研究成果が得られたからだという。

ヘレナ・ゲイル、CDCのエイズ、性感染症、結核予防センター長は、これらの臨床試験を受けた女性はこれらの研究以外にはジドブジンのような高価な治療など受けられないのであると主張している⁽⁸⁾。さらに、文化相対主義を主張する彼女は、開発途上国にインフォームド・コンセントのような西洋の基準を適用させることは「倫理帝国主義」であるというのである。

これらの発言が詭弁以外の何者でもないのは明白である。

この二つの事例から窺えるのは、先進国が資本を出し、臨床試験を発展途上国で行い、結果として資本以上の利益を生み出しているのに対して、開発途上国では、たしかに、臨床試験によって、本来なら手に入れない高価な治療を受けることも一部可能かもしれないが、本来なら受けるはずのない損害も与えられてしまい、必ずしも、その臨床試験が開発途上国全体に利益をもたらしたとはいえないということである。むしろ、被害を受けていると云ってよいのではなからうか。では、現在の国際医療基準がこのような構図防止のために役立っているのか、次章で試みる。

(1)髄膜炎は、硬膜を除く軟膜、クモ膜の炎症のことであり、無菌性髄膜炎と細菌性髄膜炎とがある。原因は、乳児、幼児、成人、高齢者と時期によって異なる。例えば、乳児の場合は、B群溶血性連鎖球菌、大腸菌、リステリア、単純ヘルペスウイルスなどがある。幼児に場合は、インフルエンザ桿菌、単純ヘルペスウイルスなどがあるが、ポリオワクチンやMMR（新三種混合ワクチン）の予防接種後に無菌性の髄膜炎にかかる場合がある。成人は、髄膜炎菌などであり、高齢者になり抵抗力が落ちてくると、結核菌や真菌などから髄膜炎になる場合も見られる。ナイジェリアでは流行が近年見られ、200万のワクチンが不足した事態を招いたという。そのような状況と弱者の立場に付け込んだファイザー製薬の暴挙は批判されて当然といえる。

(2)ちなみにタロヴァンは1997年にFDAで大人のみ使用を承認され、子供には禁止された。1999年に、肝臓機能を害し、死亡原因ともなるということから、FDAはタロヴァンの使用を厳しく規制した。この年、ヨーロッパでは、使用が禁止された。ミドリ十字の事件ではないが、新薬は後から見ると、ただの毒薬であることもある。

(3)クラスアクションとは、個人または団体が、ある特定の被告に対して同じ状況または類似した状況におかれる他の複数の個人または複数の団体の代わりに訴訟を起こす代理人形式の訴訟である。この訴訟形式は多くの人々が企業の違法行為によって同様な被害を蒙った場合に有効である。しかしながら、クラスアクションはアメリカでは近年、意義申立人の参加により、公正さや効率などの問題が生じている点も付言しておく。この点については、Edward Brunet, *Class Action Objectors: Extortionist Free Riders or Fairness Guarantors*. University of Chicago Legal Forum (2003) p.403が興味深い。

(4)Sheryl Gay Stolberg, *U.S. AIDS Research Abroad Sets Off Outcry Ethics*, New York Times Sept.18.1997.

(5)Benjamin Mason Meier, *International Protection of Persons Undergoing Medical Experimentation: Protecting the Right of Informed Consent*, 20 Berkeley Journal of International Law.513,517(2002).

(6)ジドブジンはAZTとして一般に知られているが、1987年にアメリカのFDAの承認を受けていた。アメリカやフランスで行われた臨床検査の結果によると、ジドブジンを妊娠後期に服用し摂生をすれば、胎児へのHIVの感染可能性は三分の二まで減らすことができるとことがわかっていた。このジドブジンによる治療は非常に効果であり、患者一人当たり、1000ドルかかるという。Joanne Romant, *U.S. Medical Research in the Developing World: Ignoring Nuremberg*, 11 Cornell Journal Law & Public Policy. p443-444(2002).

(6)通例、新薬の臨床試験では、新薬の有効性を比較研究するために、半数に新薬を、残りの半数にただのブドウ糖を与え（無害だが、効能はない）比較するわけである。もちろん、プラセボを与えられた者にも、新薬であると偽るわけである（だから偽薬）。このような検査方法に疑問を呈する者も多いが、企業は何の抵抗もなく行っている。倫理感が麻痺するどころまでも麻痺するものである。また、placeboという語の意味は“ I will please.”（「私が喜ばしましょう。」）という意味だそうである。偽薬でも、本当の薬だと信じるがために精神的に効果が生じることをプラセボ効果という。プラセ

ボとプラセボ効果についてはいくつもの論文があるが、次のものはプラセボそのものについての説明とプラセボ効果の用例を多く紹介し興味深い。James R. Nielsen, “The Doctor, the Pharmacist, the Patient, and the Placebo, or You're Not My Mother, Doctor.” Food, Drug, Cosmetic Law Journal 44 (1989) p641.

(7)Howard W. French, Aids Research in Africa: Juggling Risks and Hopes. New York Times. Oct.9.1997.

(8)Susan Okie, Researchers Assailed for Aids Studies on Pregnant Women in Third World, Washington Post, Sept. 18, 1997, at A 13.1997.

第二章 人体実験に対する現代の国際基準の特徴

ファイザー製薬に対する訴訟 (Abdullahi V. Pfizer, Inc) で、原告は、ニュルンベルグ綱領、ヘルシンキ宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約第7条違反を主張した。以下、まず、この三つの規範の主要な特徴を整理してみる。

第一節 ニュルンベルグ綱領

ニュルンベルグ綱領は、世界ではじめて、人体実験が許される基準を示した原則である。このニュルンベルグ綱領は、カールブランドというナチスの内科医を裁く裁判 (United States v. Karl Brandt) で、ニュルンベルグ裁判所が述べた基準である。このブランドは第二次大戦中に残虐な人体実験⁽¹⁾を健康な被験者に行った罪で死刑判決を受けた。

10項目の基本原則からなるニュルンベルグ綱領には、インフォームド・コンセントという表現そのものはないが、ニュルンベルグ綱領からインフォームド・コンセントが導かれるのは明らかである。「被験者の自発的な同意は絶対に必要なものである。」という一文で始まる、綱領の第1原則は、10の基本原則の中で最も長いものであり、自発的な同意というものがいかなるものであるかを説明している。ニュルンベルグ綱領の第1原則は、試験の内容の完全な説明と、完全な自発的な同意であり、実験手続全貌を被験者が理解した上での同意なのである。もちろん、インフォームド・コンセントのみがニュルンベルグ綱領の基本原則ではない。ニュルンベルグ綱領の他の原則も、被験者の福祉に関する規定である。例えば、第4原則は、不必要な身体的、精神的な苦痛や障害を被験者に与えてはならないこと、第5原則は、あらかじめ被験者の死や傷害が生じると確信されるときは人体実験を行ってはならないこと、第7原則は、傷害や身体障害、死などのわずかな可能性から被験者を守るために適切な準備がなされ、適切な設備が施されなければならないと規定し、被験者の人権保護を厚く規定している。

このニュルンベルグ綱領は、インフォームド・コンセントの最も完成した権威ある表明とされ、アメリカではコモン・ローを構成し、民事事件においても刑事事件においても、アメリカの連邦裁判所、州裁判所、地方裁判所において適用されるものとされている。

しかしながら、このニュルンベルグ綱領をアメリカの裁判所が刑事事件において適用した事例は存在しないのであり、民事事件においてごくわずかな例が存在するだけである⁽²⁾。さらに、ニュルンベルグ綱領に基づいて、アメリカの裁判所が被験者に対して損害賠償を認めたり、実験を行った企業などを処罰したことはないのである。もっとも、人体実験の先例そのものがほとんど存在しないがために、人体実験のコモンローが発展しなかったという事情もあるのだが。

第二節 ヘルシンキ宣言

民間の医療団体が、人体実験を伴う臨床研究に関し医者にガイドラインを最初に与えたのがヘルシンキ宣言（ヒトを対象とする医学研究の倫理的原則）である。世界医師会（The World Medical Association）は、1964年にヘルシンキ宣言を発行し、2000年に改正をしている。同宣言は、インフォームド・コンセントを要求し、これにより患者の健康を増進し擁護する義務を医師に課している。同宣言は、第22原則の中で「対象者がこの情報を理解したことを確認したうえで、医師は対象者の自由意志によるインフォームド・コンセントを、望ましくは文書で得なければならない。」としている。

また、同宣言は、第22原則で、人体実験の対象となる人々の弱い立場に配慮している。同宣言は「医学研究は、すべての人間に対する尊敬を深め、その健康と権利を擁護する倫理基準に従わなければならない。弱い立場にあり、特別な保護を必要とする研究対象集団もある。経済的および医学的に不利な立場の人々が有する特別のニーズを認識する必要がある。」という。さらに、第24原則では、法的無能力者や、精神的または身体的に同意ができない者といった弱者にとくに配慮を行っている。

また、第19原則は「医学研究は、研究が行われる対象集団が、その研究の結果から利益を得られる相当な可能性がある場合にのみ正当とされる。」としている。

さらに、ヘルシンキ宣言は、非倫理的な人体実験からの保護を被験者に与えている。第13原則は、「すべてヒトを対象とする実験手続の計画と作業内容は、実験計画書の中に明示されていなければならない。この計画書は、考察、論評、助言、および適切な場合には、承認を得るために特別に指名された倫理審査委員会に提出されなければならない。この委員会は、研究者、スポンサーおよびそれ以外の不適当な影響を及ぼすすべてのものから独立であることを要する。この独立した委員会は、研究が行われる国の法律および規制に適合していなければならない。」とし、倫理審査委員会が法律に適合することを要求している。その上で、この部分においては、メディカル・ケアと結びついた医学研究のための追加原則として、医師の治療が実験と結びつく場合を規定している。

第三節 市民的及び政治的権利に関する国際規約

これは、一般に国際人権規約（B規約）といわれるものである。同規約7条は、「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない。」と、規定している。臨床研究についてたった1条しか存在しないが、この人権規約には法的拘束力があるので、有力な規範として注目される。この点については、後に述べる。

第四節 WHOの国際医学団体協議会のガイドライン

WHOの国際医学団体協議会（CIOMS）は1982年に、「ヒト被験者を含む医生物学的研究の国際的倫理ガイドライン」を定めた。このガイドラインは、1932年に改正され、2002年にはエイズのような新しい問題に対処するように改正された。このガイドラインは人体実験に関し、国家が立法をなすための雛形を提供している。このガイドラインは、一般的倫理原則として、個人の尊重（Respect for persons）、善行（Beneficence）、正義（Justice）を挙げている。さらに、ガイドラインの中で、善行は、無加害（do no harm）という原則につながり、正義とは主に配分的正義（distributive justice）につながると述べている。

このガイドラインの第13原則は、同意なき人体実験の被害になりやすい弱者（vulnerable persons）に関する調査について規定している。そこに含まれる弱者としては、妊産婦や、囚人、子供、精神障害や身体障害を患っているものなどが含まれる。そして同原則は、人体実験の被験者として、これ

らの弱者を選ぶには特別な正当事由が要求されるとする。

このガイドラインは、ヘルシンキ宣言と同様に、倫理審査委員会の役割を重視している。しかしながら、ヘルシンキ宣言が人体実験を許容しそうな状況においても、同ガイドラインは人体実験の倫理委員会による検討を義務付けているのである。さらに、この倫理委員会の独立を担保している。つまり、第2原則は、倫理委員会は、臨床研究チームから独立していなければならないと、また、この委員会の受け取る報酬が審査の結果によって左右されるようなことがあってはならないと既定している。

第4原則は、人体実験に関する臨床研究すべてに個々のインフォームド・コンセントが必要であると要求している。それだけでなく、同原則は、インフォームド・コンセントに関しプロセス、言語、理解、文書、文化的考慮などに関して、何をなすべきか詳細に規定している。それぞれについて簡略に説明すると、インフォームド・コンセントのプロセスに関しては、被験者になる可能性のある患者と遭遇した時から、インフォームド・コンセントを得る義務が発生し、臨床試験の間、この義務は継続するという。さらに、被験者には臨床試験に応じるかどうか決定するまでに時間を与えなくてはならないとする。これは、インフォームド・コンセントを点として捉えるのではなく、線として、継続的な手続ととらえているのである。次に、言語と理解に関しては、臨床試験の内容をお題目のように唱える（ritual recitation）のではなく、被験者の理解レベルに適合した言語でなされる必要があり、被験者が理解しているかどうかを試すテストをするのがよい場合もあるとする。そして、インフォームド・コンセントの内容は文書に残すのがよいとする。特筆すべきなのは、異文化への配慮である。これは、被験者の文化的背景が臨床試験を行う側と、大きく異なる場合に、例えば、被験者がプラセボなどの検査手法を理解できない場合には時間をかけてこれを説明すべきだとする。このように第4原則は、今日のインフォームド・コンセントのほぼ原型とも言うべきものを提示している。

第5、6、7原則もまた、インフォームド・コンセントに関し、将来被験者になる可能性のある者、資金提供者、調査者の義務、参加への誘引なども規定している。さらに、このガイドラインは利益と危険のバランスが取れていることを要求しているという点である。

そして、第十原則は、比較的裕福な国家によって搾取されがちな国民についての規定であるが、これは、研究は、研究が為される社会の住民の健康に必要なものと、優先事項を扱うべきであるとする。

第五節 アメリカ国内の人体実験の規制

連邦規則集（the Code of Federal Regulations）のタイトル45、パート46は「人体実験の被験者の保護」となっている。これは、アメリカでの人体実験の保健省の倫理上のガイドラインとなっている。FDAもまた人体実験の被験者に関するガイドラインを有しており、これはHHS（アメリカ保健省）の規制と実質的には同じである。そして、FDAのガイドラインはFDAによって規制されている薬物の研究や販売の出願を支援するすべての臨床研究に適用される。HHSの臨床研究保護局（OHRP）はHHSによって支援されている研究に関与する被験者を保護するために、政策、手続、規制を発展させ、補う主要な責任を負うものである。そして、このOHRPは、連邦政府から助成金を得ている大学や、病院など4000以上の機関と正式に契約をかわしている。これら機関は、機関審査委員会（institutional review boards）の設置を義務付けられている。この機関審査委員会は人体実験に参加することに同意した被験者が研究の内容を十分理解できるようにする義務を負う。さらに、HHSの規則（45 CER 46 Protection of Human Subjects）は、臨床研究が認められるための条件として、危険の最小化、危険を予期される利益に見合うようにすること、被験者の公平な選択、インフォームド・コ

ンセントの徹底と文書化など七つの条件を挙げている⁽³⁾。そして、このインフォームド・コンセントには、被験者へ、臨床検査の目的、検査の期間、予見できる危険、そして代替できる治療などを知らせなければならない、とする。

さらに、同規則は、海外での臨床検査の手続がHHSの規則の定めるところと異なる場合があることを認めている。例えば、海外では、ヘルシンキ宣言にしたがって、臨床検査が行われる場合があるという。この場合、HHSの規則と少なくとも同等であるとみなして、その海外の手続を採用してもよいとするのである⁽⁴⁾。さらに、OHRPはまた、弱者のために追加的な保護の必要性を認めている⁽⁵⁾。つまり、弱者や、経済的に知的に不利な被験者には、さらなる保護を求めているのである。

第六節 ガイドラインの共通の特徴

これらニュルンベルグ綱領、ヘルシンキ宣言、そして、CIOMSやHHSのガイドラインは、それぞれ内容を異にする。しかしながら、次の三つの共通の原則が見出せる。まず、インフォームド・コンセントの徹底、第二に、被験者の利益が危険に勝ること、第三に、弱者の保護である。

(1)プラントが第二次大戦中に、ユダヤ人や捕虜に対して、行った人体実験は多い。幾つかの例を挙げると、被験者を低圧実験室に入れ、高度2000メートルに匹敵する低気圧にさらす超高度実験(約80人死亡)、耐寒飛行服を着せ、氷水に3時間漬け、低体温状態に陥らせ蘇生させる低体温実験(約90人死亡)、マラリアの免疫過程を調べるために、およそ1000人の被験者を人為的にマラリアに感染させたマラリア実験などが有名である。

Benjamin Mason Meier, International Protection of Persons Undergoing Medical Experimentation: Protecting the Right of Informed Consent. 20 Berkeley Journal of International Law, p521-522(2002).

(2)George J. Annas, Mengel's Birthmark: The Nuremberg Code in United States Courts. 17 Journal of Contemporary Health Law and Policy. p21(1991).

(3)HHSの規則については、http://ctep.info.nih.gov/monitoring/title45cfr_part46.pdf#search='hhs regulation 46'を参照。

(4)45 C.F.R 46.101(h).

(5)45 C.F.R 46.111(b).

第三章 国際基準の問題点

前章で述べた、様々な国際基準が存在するにもかかわらず、第一章でふれたファイザー製薬の行ったナイジェリアでの臨床検査の実態などを見ると、現在の国際水準が不十分であるのがわかる。この章では、どこに問題があるのかを明らかにし、解決策を探りたい。そこで、国際基準の共通の特徴であり、かつ国際基準の根幹にある原則といえる、インフォームド・コンセント、利益と危険のバランス、弱者保護の三点に絞って検討することにする。

第一節 インフォームド・コンセント

インフォームド・コンセントを緩やかに解してしまうと、被験者の人権が危ぶまれる。これに対して、インフォームド・コンセントを厳格に解すると、医学の進歩の妨げになる虞が出てくる。この点、ヘルシンキ宣言はインフォームド・コンセントを緩やかに解しているといえるし、ニュルンベルグ綱領は、インフォームド・コンセントを厳格に解しすぎているといえる。したがって、医療従事者の中には、ニュルンベルグ綱領は厳格すぎて、科学の進歩の妨げになると批判する者もいる。

他方、ヘルシンキ宣言のほうは、あまりにもインフォームド・コンセントを緩やかに解し、科学の進歩を強調しすぎるきらいがあると批判される⁽¹⁾。

ニュルンベルグ綱領はナチスの邪悪な人体実験の反動からインフォームド・コンセントを厳格にし、医学の進歩のための実験の意義をそれほど強調してはいない。

「被験者の自発的な同意は絶対に不可欠なものである」という一文で始まるニュルンベルグ綱領第一原則はまさに被験者の自発性を強調している。そして、この自発性とは、強制、詐欺、偽り、強要といった類の干渉をまったく受けないものでなくてはならないとする。そして、ニュルンベルグ綱領は、自発的な同意の必要性を過度に要求することが、医学の進歩に有害な影響を及ぼしうることを考慮していない。例えば、すべての被験者に法律行為能力を要求しているが、このことは、法律行為能力のない子供はいっさい被験者となれないことを意味する。

ニュルンベルグ綱領への批判には、親が十分理解しない複雑な実験においてはインフォームド・コンセントを得ることが非常に困難であることを綱領が考慮していないというものもある⁽²⁾。また、綱領は実験を行う側と被験者との文化的差異を考慮に入れていないと批判される⁽³⁾。例えば、アフリカのある部族で治験を行う場合、部族の長が部族の個々人の同意の決定をなすという意味決定手続における部族の長の役割を考慮していないのである。よって、ニュルンベルグ綱領は、医学の側からも、開発途上国の人々からも批判されている。

これに対して、ヘルシンキ宣言は、ニュルンベルグ綱領の欠点を補うべくして制定された経緯がある。多くの内科医が、ニュルンベルグ綱領は臨床の場には適用できず、単に、戦時中の偽医師の行った犯罪行為にしか適用されないといっている。この点、ヘルシンキ宣言は、明らかに、研究者の利益にも焦点を当てている。宣言は、被験者の人権や自律に言及する前に、内科医と医学的進歩の重要性に注目しているのである。実際、ヘルシンキ宣言の第4原則は「医学の進歩は、最終的には人を対象とする試験に一部依存せざるをえない研究に基づく」としている。

また、ヘルシンキ宣言第20原則は「被験者はボランティアであり、かつ十分説明を受けたうえでその研究プロジェクトに参加するものであることを要する」としているが、同宣言は研究者にとってインフォームド・コンセントの負担が重くならないようにしている。ヘルシンキ宣言はニュルンベルグ綱領と異なり、法律行為無能力者でも、権限のある代理人によって同意を得られれば、被験者となれることを認めている（第24原則）。さらに、ニュルンベルグ綱領は、強制から生じた同意を認めていないが、ヘルシンキ宣言はややこの点を緩やかにしている。第22原則によれば、臨床試験の内容を良く知り、その研究に従事しておらず、かつ研究者と被験者という関係から全く独立した医師ならば、強制の下による同意も有効とされうるのである。

しかし、ヘルシンキ宣言がインフォームド・コンセントの要求を高めている点も存在する。第22原則は、被験者になる者に、研究の目的、方法、資金源、起こりうる利害の衝突、研究者の関連組織との関わり、研究に参加することにより期待される利益および起こりうる危険ならびに必然的に伴う不快な状態について十分な説明がなされなければならないとする。ところが、この点は欺瞞的であるようにも思われる。というのも、この要求は、ニュルンベルグ綱領よりは詳細な内容を被験者に知らせるものではあるが、被験者に研究が実験であることを知らせることを要求していないからである。

しかし、カーは、ニュルンベルグ綱領やHHSのガイドラインが、個人の同意を常に要求しているのに対して、ヘルシンキ宣言は個人の同意の代わりに共同体の同意ですませる可能性があるとし、このような場合、被験者は不用意にも自らの意思に反して研究の対象に志願してしまいかねないと指摘する。まさに、この問題がファイザー製薬の事件で顕在化したのである。というものの、ファイザーの研究者たちはカノの共同体からインフォームド・コンセントを取り付けている以上、個々人

から同意を得る必要はないと考えたからである。

ところで、WHOのガイドラインは、ニュルンベルグ綱領やヘルシンキ宣言よりもインフォームド・コンセントに対してバランスの取れた考え方をする。というのも、WHOのガイドラインは法律行為無能力者に対する実験を禁止していないからである。むしろ、ガイドラインは、代理人による同意を認め、また、他方で、異常で例外的な場合には、インフォームド・コンセントの撤回を認めている。さらにヘルシンキ宣言とは異なり、WHOのガイドラインは被験者となる者に自己が人体実験の対象になるために呼ばれたことを知らさなければならないとする。

ニュルンベルグ綱領やヘルシンキ宣言と同様に、WHOのガイドラインは直接的には共同体の集団的な同意にふれていないが、ガイドラインの4原則のコメントには、共同体の同意がインフォームド・コンセントにおいてある役割を果たすことを認めている。つまり、コメントによれば、文化によっては、共同体の指導者の同意を得てから、共同体に入り、個人から同意を得ることが許されるとある。また、このコメントには、共同体の指導者の同意が得られたとしても、それでもなお、個人の同意は必要であるとする。これに対して、HHSの規則では、海外で研究が行われる場合には、HHSの規則に従わずに、別の政策を採ってもよく、どの政策を採るかは文化を考慮して決める余地が認められている。

要約すると以下のようなになる。このように人体実験に関する様々な計画に関して、採用する基準によってインフォームド・コンセントに要求される要素が異なる。しかし、インフォームド・コンセントが厳格で医学の進歩を妨げてはならないのと同様に、個人の自律を侵すほどインフォームド・コンセントが緩やかであってもいけない。また、ニュルンベルグ綱領以外は、すべて、研究が行われる土地の文化を考慮することを規定しているが、文化的差異を具体的にどう扱うべきかについてのガイドラインは存在していない。理想的な国際基準は様々な慣習は認めるが、それでもやはり個人の同意を要求すべきである。外国の文化を尊重しながらも、個人の自律を侵害しないようにしなければならない。

(1)David M. Carr, Pfizer's Epidemic: A Need For International Regulation of Human Experimentation in Developing Countries, 35 Case West Reserve University Journal of International law(2003).

(2)Ibid.,p31.

(3) Benjamin Mason Meier,op.cit.,p525-526.

(4)David M. Carr, op.cit.,p34.

第二節 弱者としての患者

開発途上国での臨床検査の最大の問題点は被験者である国民の健康が搾取されやすいということである。したがって、国際基準がどれだけ、被験者の弱さを認識しているかを検討する必要がある。

ニュルンベルグ綱領は厳しいが、その内容の乏しさのゆえに、弱者への意義のある配慮を欠いている。確かに厳格な規定は弱者保護に有益であるかもしれないが、必ずしもそうとはいえない面もある。ニュルンベルグ綱領の第一原則は、被験者が強要や強制を受けている状況下での実験を禁止している。これは、被験者個人が弱い立場にあるということを物語っているのであるが、この潜在的な弱さを明確に述べている規定は、ニュルンベルグ綱領には存在しないのである。

これに対して、ヘルシンキ宣言は明確に被験者の弱い立場にふれているが、十分ではない。ヘルシンキ宣言第8原則は、「弱い立場にあり、特別な保護を必要とする研究対象集団もある」と明確に述べているが、それ以外の箇所では「弱い立場にある」被験者のことを述べたものは存在しない。

次にCIOMSのガイドラインであるが、これは、詳細に弱い立場にある人々のことに配慮している。まず、弱い立場の人々を、同意を与えたり、同意を拒否したりする能力や自由が制限されているものと定義づけ、子供や、知的又は身体的障害から同意を与える能力がない者を含むとする。ガイドラインの13原則は、弱い立場にある者を被験者とするには特別な正当化自由が要求され、そして、もしも被験者としたならば、彼らの権利と福祉を守るための保護手段が厳格に要求されるとする。

さらに、CIOMSのガイドライン10原則は、“populations and communities with limited resources” という表現を用い、vulnerable personsという表現を用いてはいない。これは比較的裕福な先進国出身の資金提供者や研究支援者から搾取されやすい医療資源の乏しい共同体の存在を念頭においているといえる。これは、端的に言えば、経済的に貧窮している開発途上国の僻地にある部落などが該当しよう。

これに対して、ガイドライン13原則では、vulnerable personsを被験者とする研究と題して、研究が立場の弱くない人々を被験者としてはあまりうまくいかない場合でなければ、研究はなされないという条件を第一に挙げているが、この基準を開発途上国に適用するのは有効ではない。というのも、開発途上国では、臨床検査を受けることが唯一の医療手段であるという過酷な現実が存在するからである。よって、適切な規制を施すことで、立場の弱い人々にも臨床検査を行うことを妨げるのではなく、むしろ奨励すべきである。

次にHHSの規則であるが、これもまた、弱い立場の人々についての配慮の規定をおく。それによれば、弱い立場の人々は、子供、囚人、妊婦、精神障害者、経済的、教育的に不利な人々が含まれる。ガイドラインと異なり、経済的に不利益を受けている人々と精神障害者を混同している。

以上のように、立場の弱い人々に対する配慮には様々な形態が存在する。その理由としては、以下のものが挙げられよう。まず第一に、弱い立場の人々とは何であるかを明確に定義するのが困難であるということ。第二に、弱い立場の人々が定義されたとしても、弱い立場の人々に対してどのような手続をとるべきかは明らかでないということ。国際基準を改善して、医療資源を有しない人々と、同意を与えることのできない人々との区別をするべきである。無能力と貧困は区別しなければならなのである。

第三節 利益の公正な分配

医療の究極的な目的は人々の福祉の増進にある。この福祉には、利潤、医療行為と薬剤、医学知識の進歩などが含まれる。しかしながら、悲しいことに、開発途上国での人々がこれらの福祉を受けることに対しては争いがあるのである。それは、開発途上国の人々は医学の進歩の恩恵を受ける対象とは一般には考えられていないのである。開発途上国の人々の福祉は先進国の人々の利益のために搾取されているのである。臨床検査の全ての基準が利益について規定しているが、この利益をどのように分配するかは明らかではないのである。

まず、ニュルンベルグ綱領は利益の分配については語っていない。第18原則は「人を対照とする医学研究は、その目的の重要性が研究に伴う被験者の危険と負担にまさる場合にのみ行われるべきである。」とする。そして、利益については第16原則で、いわゆるリスク・ベネフィット評価をしているだけであり、誰に利益が帰属するかについては何も述べていない。これはニュルンベルグ綱領が戦争犯罪に対処すべく作成されたからである。ニュルンベルグ綱領のこれらの規定は現代の臨床検査については不十分である。

次にヘルシンキ宣言であるが、同宣言はニュルンベルグ綱領と異なり、利益を享受する主体について触れている。同宣言は研究から個人的に利益を受けない人々の保護を規定する。これは、同宣言が研究から利益を得られない人々に対する搾取の可能性を認めていることを意味する。しかしな

がら、ヘルシンキ宣言も、ニュルンベルグ綱領と同様のリスク - ベネフィット評価をしており、医師は危険が利益を優るときは実験をやめなくてはならないと規定するが、利益は必然的に被験者に帰属させなければならないのかという点についてはヘルシンキ宣言は何も語らない。これはヘルシンキ宣言の医師中心的な思考方法を物語っている。

さらにCIOMSのガイドラインはさらに詳細にこの問題を扱っている。ガイドラインの第8原則は、危険と利益は妥当な均衡を維持し、危険は最小限に抑えなければならないとする。これはニュルンベルグ綱領やヘルシンキ宣言のリスク - ベネフィット評価に似ている。しかし、同ガイドライン第10原則は弱い立場の者を利益を享受する者とみなしている。つまり、同ガイドラインは被験者は開発された薬品や発見された知識から利益を受けなければならないと規定している。

被験者の共同体が利益を確保するのは容易ではない。まず、利益を確保するための手立てとして、被験者の国の利害関係者との交渉があげられる。この利害関係者には国家政府、厚生省、地方当局、科学や倫理問題を扱う団体、被験者が属する部族の代表、非政府組織などが含まれる。さらに、同ガイドラインは、仮に検査された薬品が有効であると証明されたならば、その検査終了後も、薬品を投与し続けるように資金を提供することを規定している。

このような、薬品を利用できるという利益の分配の仕方に問題がないわけではない。なぜならば、莫大な利潤を企業があげるにもかかわらず、被験者が受ける金額は微々たるもので公正な利益の分配とはいえないからである。さらに、このような手法は臨床検査がいわゆる第三段階に達していなければ不可能であり、第一段階、第二段階では、無理なことである。

HHSの規則は利益をリスク - ベネフィット評価という視点からしかみていない。弱い立場にある人々の利益に配慮すらしていないのである。

問題点を整理すると、臨床検査の世界基準の中には、たしかに被験者の利益の保護に配慮している規定は存在する。しかしながら、被験者の利益を実効的かつ公正なものにするには、国際基準を改正し、単なるリスク - ベネフィット評価ではなく、被験者に利益が確実に分配される方法を考え出さなければならないのである。

第四節 法的拘束力

ニュルンベルグ綱領も、ヘルシンキ宣言も、CIOMSガイドラインも、いずれも法的な強制力はない。もちろん、これらの基準が医師に義務を課し、医師の法的責任を負わせる上では、重要なものではある。しかし、これらの基準違反ということで直接法的責任が生じるわけではないのである。また、ニュルンベルグ綱領と、ヘルシンキ宣言は文言に解釈の余地が多分に残されている。よって、研究者がゆるやかな水準を導くような解釈が許されてしまうのである。

まず、ニュルンベルグ綱領は、臨床検査の監督の必要性さえ規定していない。ヘルシンキ宣言もまた規定の強制力の法的水準について何の規定もない。たしかにヘルシンキ宣言は、倫理監査委員会が臨床研究を監督すると規定しているが、実効性に乏しい。なぜなら、しばしば、開発途上国では、倫理監査委員会を作り、維持することが困難だからである。さらにヘルシンキ宣言は患者の保護ではなく、医師の保護を強調しており、強制力は強調されていない。ヘルシンキ宣言は臨床検査を行う企業の適切な法的ガイドラインではなく、手続的政策をまとめたフィールド・マニュアルのようなものである。

CIOMSガイドラインも法的拘束力という点でも役に立たない。ヘルシンキ宣言と同様に臨床検査を監督する倫理委員会の設置を求めているが、研究者が倫理委員会従わなくても制裁措置を受けることはない。とはいえ、倫理委員会は研究計画を非倫理的なものであると考えたら、許可を取消すことができるとするし、倫理委員会はガイドラインの違反を地方政府や国家政府に報告することが

求められている。しかし、最終的にはガイドラインにはニュルンベルグ綱領やヘルシンキ宣言のように強制力がないのである。つまり、これらの基準はいずれも国際法としての拘束力を有していないのである。

もちろん、すべての国際基準が法的拘束力を有さないわけではない。例えば、市民的及び政治的権利に関する国際規約は、たしかに臨床検査に関しては、乏しい内容の基準ではあるが、2条にあるように、法的拘束力のあるものとされている。さらに、2条3項(a)では、「この規約において認められる権利又は自由を侵害された者が、公的資格で行動する者によりその侵害が行われた場合にも、効果的な救済措置を受けることを確保すること。」とあるように、権利救済措置についてまで規定している。しかし、この国際規約は臨床検査の適切な条件と手続となれるほどの内容を有していない。

要約すると、国際基準には、この国際規約を除いて法的拘束力のある臨床検査ガイドラインは存在しないのである。よって、この国際規約に追加修正をし、「自由な同意なしに」という要求以上のものを要求するようにするのが望まれるところである。

第四章 ローザの格差原理に学ぶ

ナイジェリアのファイザー製薬の事件を見てもわかるように現代の臨床検査をめぐる監督機構はうまく機能していない。これは国際基準がうまく機能していないということである。そこで、国際基準の改善点として、インフォームド・コンセントの徹底、弱い立場にある者の定義、利益を確実に確保することの三点があることは今まで述べてきた。理想を言えば、世界各国が一堂に会して、国際会議を開催し、法的拘束力のある国際基準を制定することが望ましい。

この章では、先進国による発展途上国での臨床検査という医療における格差、そして、搾取の問題を根本から検討する素材として、ジョン・ローザの格差原理から示唆を得たいと考える。

ローザの正義原理はつぎのようなものである。

まず、第一原理は、「各人は、全員にとって同様の自由の体系と両立する最大限の平等な自由の全体系の平等な権利を持つ」というもので、第二原理は、「社会的・経済的な諸々の不平等は、(a)最も不利益を受けている人々の最大な利益となり、公正な救済原理と整合し、(b)公正な機会均等の条件の下に、全員に開かれた職務や地位に属するように整えられるべきである。」というものである⁽¹⁾。

そして、第二原理の(a)を一般に格差原理という。

この格差原理の特徴は、社会における不平等が許されるのは、その不平等により最も不利益を受けている者を益するときに限るとするのである。この格差原理は「互惠原理」(principle of reciprocity)の理念に適合的である。互惠原理とは、恵まれない人々を犠牲の上に成り立つ恵まれた者の繁栄を許さず、排他的な態度を禁じ、互酬性を重んじるものである。格差原理は、恵まれない者への利益付与を条件としてのみ、恵まれた者に対して優位な利得を認めるものである。臨床検査を行う国と、これを受け入れる国との間には互惠原理が支配しなくてはならないのではなからうか。というのも、これはマクドナルドのグローバルな企業展開と異なり、人類の健康と医療の向上という公益性のある営みであり、けっして受入国の貧困に付け入り、搾取してはならない性格のものであるからである。

では、最も不利益を受けている集団とは何か。ファイザー製薬事件のナイジェリアの被験者は含まれるのか。この点、たしかに、最も不利益を受けている集団(the least advantaged group)を定義するのは、ある程度恣意的にならざるを得ないことはローザ自身が認めている⁽²⁾。それは、格差という現象が絶対的なものではなく、常に相対的⁽³⁾に生まれるものだからである。もっとも、ローザは、特定の社会の中での富裕層と、貧困層との格差を格差原理から調整しようとしたものである

が、この格差原理を、本稿の開発途上国における臨床検査の問題にあてはめてもあながち不当ではなからう。なぜなら、この場合、臨床検査を行う企業を有する国家Aと、臨床検査が行われる国家Bとの間には、臨床検査においては連結状態が見られるからである。つまり、臨床検査によりAの利得が増大すれば、それに伴ってBの利得も増大し、逆にAの利得が減少すれば、Bの利得も減少するのである。なぜならば、臨床研究の成功は、製薬会社に莫大な利益をもたらす、被験者を取り巻く医療環境も向上し、失敗すれば、製薬会社には損失だけが残り、被験者にとっては薬による後遺症などで苦しむことになるからである。

したがって、格差原理を現実にあてはめるならば、アメリカの企業であるファイザー製薬が、ナイジェリアで臨床検査をすることにより莫大な利益を一時的に得ることができるのは、それに伴って不利益を受ける、ナイジェリアの被験者の最大の利益となるときのみであるということになる。となると、アメリカの企業がトロヴァンの莫大な利益を持つことが、ナイジェリアを利することにはならない以上、正義の一般原理に基づいて、平等に分配されることになり、ナイジェリアに半分の利益を付与すべきである。もちろん、現実の政治の問題で、このような理論が実践されることは困難であろう。しかし、ロールズの格差原理では、格差が短期に是正されるものではないと解される。最も恵まれない人々の期待が最終的に最大限に満たされることを規定しているとアルサムはいう⁽⁴⁾。とすれば、長期的に、被験者の援助、看護等を研究を行った企業は最低限行うべきではなかろうか。ロールズは彼の格差原理も含めて社会正義の理論は、「社会の公共的道徳の基礎」として使えることができなければならないと語っている⁽⁵⁾。

(1) John Rawls, A Theory of Justice, pp60-61.

(2) ibid., p98.

(3) この点、アルサムは、次のように説明し、ロールズの格差原理は有効ではないという。つまり、A、B、Cという社会集団が存在し、それぞれ、S1とS2という社会政策を選択するとする。そこでの期待値がA、B、Cの順にS1が80,30,10であり、S2が80,20,14であるとすると、格差原理は、Cの期待値の大きいS2を選択する、しかし、社会集団のBとCを結合させることによって、A,BCは期待値がS1では80,20となり、S2では80,17となり、この場合、格差原理はS1を選択することになる。このように格差原理は最も恵まれない集団の恣意的な選択によって満足の行く原理とはいえないという。J.E.J.Altham, Rawls's Difference Principle, Philosophy 48(1973)p76 . しかし、この最も恵まれない集団の定義には恣意性が払拭されえないことはロールズ自身認めていることであり、雇用問題などの社会政策においてはそれは恣意的というのではなく、政策的配慮ということができるといえよう。

(4) ibid., p75. もっとも、アルサムは格差原理は不平等を正当化する原理として用いられる点を指摘し、ロールズの格差原理には批判的である。

(5) John Rawls, op.cit., p182.

おわりに Public Reasonを医療の現場に

医療の現場では、インフォームド・コンセントをはじめとする、患者の人権擁護に資する様々な道具概念が有効に機能しているように見える。しかし、それは一部の先進国における一部の医療でしか徹底されていないのも真実である。さらに、問題が人体実験ということになると、本稿で見たようにインフォームド・コンセントが医療の進歩という大儀のもとに後退を余儀なくされてしまう。

では、本当に、先進国は、自らの国益しか考えず、開発途上国の被験者の人権などどうでもよいと考えているのか。そんなことはないのである。開発途上国の医療援助のために、先進国の医師を

中心に国境なき医師団という団体も存在するし、開発途上国の人体実験に反対する団体も存在するのである。

これは、アメリカ国内でもそうである。ナイジェリアで薬害事件を引き起こしたファイザーに対する批判は多くの団体からあがっている。そして、このような被害が二度と生じないようにするために様々な方策が採られているのも事実である。

医療という問題が、人間すべてに関係する問題であるということ、そして、ナイジェリアの被験者も、ファイザー製薬の重役と同じく人間であるということなどに少しでも思いをめぐらせば、発展途上国の被験者を犠牲にして、先進国の医療が進歩するという構図をもろ手をあげて賛同する人間はいないのではなからうか。

医療の現場では、人々が自らの利益を離れて、公共の理性というものを求め、それに従う方策を探れるようにすべきであろう。しかし、医療の問題に関しては、アメリカでも日本でも、企業と、一部の圧力団体、利益団体、官僚に任せる傾向が強い。そのような姿勢を改め、国民一人ひとりが、開発途上国の被験者の犠牲の上に成り立つ医療を求めてよいものか、それとも、開発途上国の被験者保護のために、臨床実験に対してより強力な規制をすべきか、また、被験者の利益を確保すべきどのような政策を考えるべきか、討議を重ねる必要があるのである。

そして、国民が医療問題について適切な討議が可能になるためには、臨床検査の実体と、問題点を国民が理解十分理解できるように政府は説明責任を果たさなければならないのである。

ジョン・ロールズは討議民主主義の必須要素を、公共的理性、立憲体制、公共的理性に従うための国民の知識と意欲であるとする⁽¹⁾。もちろん、とを確実にするためのの整備も重要であるが、国民一人ひとりが医療の問題に強い関心を持つことが、医療格差是正の第一歩なのである。

(1) John Rawls, The idea of Public Reason Revised, In Collected Papers, p580.

經濟研究所所員名簿

經濟学部

栗田康之(所長)
藤本剛(運営委員)
阿部時男(運営委員)
海老川寿美夫
木村了
鈴木達郎(運営委員)
広瀬大有
跡部学
佐藤努
白川欽哉
本田雅子
吉田勝廣
金子憲
中村和彦
宮崎浩伸
李廷珉
塚谷文武(編集委員)
西尾圭一郎(編集委員)

教養部

小山内幸治

2008年(平成20年)3月1日現在

執筆者紹介

| | |
|--------|-----------------|
| 佐藤 努 | ノースアジア大学経済学部准教授 |
| 白川 欽哉 | ノースアジア大学経済学部准教授 |
| 吉田 勝廣 | ノースアジア大学経済学部准教授 |
| 西尾 圭一郎 | ノースアジア大学経済学部講師 |
| 吉田 拓也 | ノースアジア大学法学部准教授 |
| 稲積 重幸 | ノースアジア大学法学部講師 |

(掲載順)

経済論集 第4号

2008年(平成20年)3月31日発行

編集・発行 ノースアジア大学総合研究センター経済研究所
秋田市下北手桜字守沢46-1
018-836-6592 FAX 018-836-6530
URL <http://www.nau.ac.jp/center/>

印刷 株式会社 塚田美術印刷
秋田市大町1丁目6-6
018-823-5551(代表)

KEIZAI RONSHU

THE ECONOMIC JOURNAL
OF
NORTH ASIA UNIVERSITY

No. 4

March 2008

CONTENTS

Articles

- Reconsidering the Question of the Elementary Form of Value
.....Tsutomu SATO
- Dismantling and Reparation in the Soviet Occupation Zone :
“ Demontage ” and Industrial Reorganization (1)
.....Kinya SHIRAKAWA
- Strategic Decision Making and Accounting Information
.....Katsuhiro YOSHIDA
- Malaysia and Singapore Currency System in the Independence Period
.....Keiichiro NISHIO
- Categories of Problems arising from Multiplication of International Judicial
Organs (Problems of Parallel Jurisdictions)
.....Takuya YOSHIDA
- Human Experiments in Developing Countries the Problems of Global
Standards and Rawls' Difference Principle.
.....Shigeyuki INAZUMI

Published by

The Institute of Economic Research
North Asia University General Research Center
AKITA , JAPAN